

7章 原子力災害固有の対応

平成23年3月11日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）において原子炉の冷却機能が失われたことにより放射性物質が周辺に漏出する可能性が高まったため、政府は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき原子力緊急事態宣言を発令し、東電福島第一原発から半径3km以内の住民に対して「避難指示」を、また半径3～10km以内の住民に「屋内退避指示」を発出した。その後、事故の進展や放出された放射線量の状況に応じて順次避難指示対象区域を拡大し、同年4月には福島県内の12市町村¹において警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域を設定した。

平成23年12月に原子炉が冷温停止状態となったことを受け、住民の帰還に向けた環境整備と地域の復興再生を進めるため、低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理等を踏まえて避難指示区域見直しが開始された。福島県の被災12市町村のそれぞれの状況を踏まえて順次避難指示区域の見直しを進め、警戒区域を解除し、避難指示区域を平成25年8月までに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に見直した。

避難指示区域の設定と並行して、環境中に放出された放射性物質が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するための除染及び東電福島第一原発事故の被害者に対する損害賠償も実施した。

除染については、平成23年8月に平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が成立した。環境省は放射性物質汚染対処特措法に基づき、同年12月に、国が除染を実施する除染特別地域²を、同月及び平成24年2月に、市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域³を指定した。同年1月には本格的な除染が開始され、帰還困難区域を除く除染特別地域では平成29年3月までに、汚染状況重点調査地域では平成30年3月までに、それぞれ面的除染を完了した。なお、福島県内の除染に伴い発生した除去土壌等や、福島県内に保管されている10万Bq/kgを超える指定廃棄物等は、福島県外で最終処分するまでの間、大熊町及び双葉町に設置した中間貯蔵施設において安全かつ集中的に管理・保管することとしている。特定復興再生拠点区域由来を含む中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入は平成27年より開始され、令和4年12月時点で約1,338万m³の除去土壌等（帰還困難区域を含む）⁴を搬入済みである。

原子力損害賠償については、平成23年8月に原子力損害の賠償に関する法律に基づき文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会が、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）を策定し、賠償の考え方を提示した。なお、中間指針は、避難区域の見直し等の状況の変化に伴い必要に応じて改めて指針で示すべき事項について順次検討をしており、令和5年3月時点で第五次追補ま

¹ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村

² 警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域

³ 除染特別地域以外で、関係市町村が除染の計画を策定し除染事業を進める地域として国が指定する地域

⁴ 帰還困難区域のものを含む

で策定した。

除染の進捗に伴い、平成26年4月に田村市で初めて避難指示を解除し、同年10月には川内村で、平成27年9月には楓葉町でそれぞれ避難指示を解除するなど、避難指示解除も順次進展し、令和2年3月までに帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示を解除した。

避難指示解除済み区域においては、福島再生加速化交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業等の施策により、生活環境等を整備している。

また、平成25年12月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）において決定したとおり、帰還支援の拡充だけではなく、故郷を離れて新しい生活を開始する住民の方々のための支援策も用意することとした。具体的には、避難指示が継続し、故郷に帰還できない状態が長期化する帰還困難区域等の住民の方々に対しては、移転先・移住先での新しい生活を始めるために必要な費用についての追加の賠償を行うとともに、町外における生活拠点の確保や町内復興拠点の整備を行うこととした。

帰還困難区域については、平成28年8月に原子力災害対策本部及び復興推進会議が「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を公表した。同考え方に基づく平成29年5月の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）⁵の改正により、帰還困難区域内に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として、特定復興再生拠点区域を市町村が設定することが可能となった。この法改正を受けて、帰還困難区域が設定されている6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）において順次「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が策定され、特定復興再生拠点区域内の除染・インフラ整備等が進められている。なお、令和4年6月には葛尾村及び大熊町にて、同年8月には双葉町にて特定復興再生拠点区域の避難指示を解除した。

特定復興再生拠点区域外については、令和2年12月に原子力災害対策本部が「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」を公表し、日常的な生活ではない土地活用に目的を限定して適用可能な避難指示解除に関する仕組みを示した。また、令和3年8月には、第30回復興推進会議及び第55回原子力災害対策本部会議の合同会合において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定した。本決定に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととしている。

さらに、東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、平成26年6月には、原子力災害で被災した福島の浜通り地域等に新たな産業基盤や交流地点の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」に関する報告書を公表した。その後、平成29年5月に成立した福島復興再生特別措置法の改正により「福島イノベーション・コースト構想」の推進が法定化され、同年7月には福島イノベーション・コースト構想推進機構が設立された。同構想に基づいて、令和2年3月には福島ロボットテストフィールド及び福島水素エネルギー研究フィールドが全面開所した。

令和2年12月の復興推進会議において、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させていくため、「創造的復興の中核拠点」として、国際教育研究拠点を新設することが決定され、令和

⁵ 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島に置かれた特殊な諸事情を踏まえ、福島の復興及び再生のための特別の措置を定め、推進することにより、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資するため、平成24年に制定された。平成25年、平成27年、平成29年、令和2年、令和4年に改正。

4年5月には福島国際研究教育機構の設立に係る規定を新設した福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が成立した。

原子力災害で被災された事業者の事業・なりわいの再建のため、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、同年8月24日に、国、福島県、民間（福島相双復興推進機構）からなる「福島相双復興官民合同チーム」（以下「官民合同チーム」という。）が創設された。官民合同チームでは、被災事業者への個別訪問等を通じて、専門家によるコンサルティングや設備投資、人材確保、販路開拓支援等を実施している。

原子力災害からの復興・再生において風評被害が大きな課題となっていることを受け、平成25年3月には関係府省庁による「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を設置し、これまでの取組状況の検証とともに、課題を洗い出し、風評対策の強化について検討している。なお、政府一体となった働き掛けの結果、令和5年3月時点で原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制を講じた55の国・地域のうち、XXか国・地域が規制を撤廃し、XXか国・地域が規制を緩和⁶した。

上述の通り、東電福島第一原発の事故後11年間で、事故後の被災地における復興・再生は着実に進んでいるものの、帰還困難区域の大部分では、今なお避難指示が継続しており、福島全域でいまだに約X.X万人の方が避難生活を送っている状況である（令和5年3月時点）。また、「福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査」（令和3年度）によれば、東電福島第一原発が立地する双葉町と大熊町、両町の南北に隣接する富岡町と浪江町では「戻らない」と回答した住民の割合が5～6割程度となっており、「戻りたい」と回答した住民の割合は1割程度にとどまっている。実際に、避難指示解除に時間を要した地域については、比較的早期に避難指示が解除された地域に比べ、居住率が低くなる傾向にある。

福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組んでいくとともに、国と東京電力がそれぞれ担うべき役割について、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、責任を持って対応していくものとする。今後、避難指示が解除された地域の復興とともに、避難を継続する住民に対する支援を行う等、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う必要がある。具体的には、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、以下に挙げるような取組等を今後も進めていく。

- 東電福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策
- 中間貯蔵施設の整備・管理運営
- 福島県内で発生した除去土壤等の中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分
- 避難指示が解除された地域における生活環境の整備
- 長期避難者への支援
- 特定復興再生拠点区域の整備
- 特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた取組

⁶ EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、令和3年9月20日からEUと英国が異なる規制措置を採用することになったため、同日以降の資料では英国を分けて計上している。

- 福島イノベーション・コスト構想の推進
- 事業者・農林漁業者の再建
- 風評の払拭に向けた取組
- 新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大
- 「創造的復興の中核拠点」としての福島国際研究教育機構の整備 等

1節 東京電力福島第一原子力発電所事故の概要

1. 事故の概要⁷

東日本大震災の発生に伴い、東電福島第一原発の1～3号機は全て自動停止するとともに、非常用ディーゼル発電機が起動して電源は確保された。しかし、地震から約1時間後に同原発に到達した津波により広範囲にわたって浸水し、非常用ディーゼル発電機や電源盤、冷却用海水ポンプ等の多数の設備の機能が失われ、1～5号機で全交流電源喪失に陥った。そのため、同日15時42分、東京電力は原子力安全・保安院に、原災法第10条の規定に基づく特定事象（全交流電源喪失）が発生した旨を通報した。さらに、1号機及び2号機の原子炉を冷却する機能が喪失されたため、東京電力は原子力安全・保安院に対し16時45分、原災法第15条の規定に基づく特定事象（非常用炉心冷却装置注水不能）の発生を通報した。この通報を受けて、19時3分、政府は原災法に基づく原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）及び原子力災害現地対策本部（本部長：経済産業副大臣）を設置した。

1～3号機では、冷却機能を失ったことにより原子炉圧力容器内の水位が低下して炉心が露出し、炉心損傷及び燃料溶融が生じた。溶融した燃料と床のコンクリートとの反応により水蒸気が発生するとともに、燃料の表面を覆う金属が水や水蒸気と反応して大量の水素が発生し、建屋内に充満したと推定されている。その結果、3月12日から15日にかけて、1号機、3号機、3号機と一部の配管を共有する4号機の原子炉建屋において、それぞれ水素爆発と見られる爆発が起こった。これらの爆発により建屋が大破し、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137等の放射性物質が大量に放出される事態を引き起こした。

大気中に放出された放射性物質は、風に乗って飛散し、やがて雨によって地上に降下し、東電福島第一原発から北西方向へ延びる帶状の地域が高濃度に汚染された。

このようにして、事故が発生した東電福島第一原発敷地内（オンサイト）と、同敷地外（オフサイト）の両面での対応が求められる状況が発生した。なお、この事故は、国際原子力事象評価尺度（INES16）において、旧ソ連のチョルノービル原子力発電所事故と同じレベル7（深刻な事故）に相当すると暫定評価されている。

⁷ 令和2年版原子力白書より引用

2. 事故収束の動向

(1) 東電福島第一原発の廃炉に向けた取組

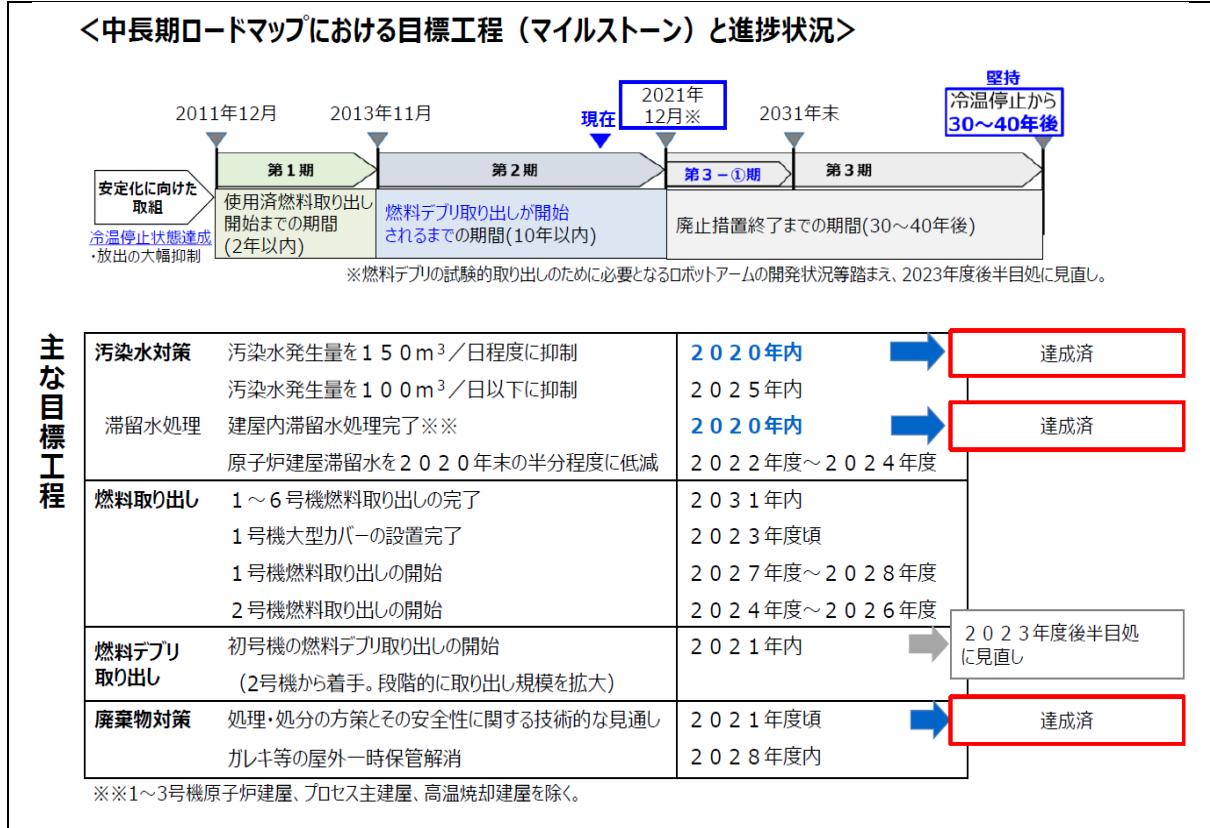
1) 東電福島第一原発の廃止措置に向けた「中長期ロードマップ」

平成23年12月に事故炉の冷温停止状態を達成し、同月21日、東京電力中長期対策会議にて、「東京電力（株）福島原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を策定した。同ロードマップにおいては、主要な作業を、第1期「使用済燃料取出し開始までの期間（2年以内）」、第2期「燃料デブリ取り出しが開始されるまでの期間（10年以内）」、第3期「廃止措置終了までの期間（30～40年後）」の3区分に整理している。

以後、ロードマップに基づき、汚染水対策、使用済燃料プールからの燃料取出し及び燃料デブリ取り出し等の作業が安全に配慮して進められている。また、中長期的な廃炉現場のニーズに対応するために、海外の知見を取り込み、研究機関等の研究開発や人材育成を推進している。

廃炉・汚染水対策の進捗や地域住民等の等を踏まえ、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において、ロードマップは5回改訂（平成24年7月、平成25年6月、平成27年6月、平成29年9月、令和元年12月）されている。

図7-1-1 中長期ロードマップのマイルストーン



資料) 経済産業省 資源エネルギー庁作成

2) 汚染水・処理水対策、ALPS 処理水の取扱い

汚染水・処理水対策については、様々な対策が複合的に行われており、汚染水の発生量が大幅に抑制されるとともに、建屋滞留水の浄化処理が計画的に進められている。多核種除去設備(ALPS)等で浄化処理した水(ALPS 処理水)の取扱いについては、平成 28 年 9 月、汚染水処理対策委員会の下に「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」を設置し、検討を継続していた。令和 2 年 2 月に取りまとめられた ALPS 小委員会の報告書において、ALPS 処理水について、海洋放出が現実的かつ確実と評価され、これを受け政府は、令和 3 年 4 月、安全性の確保、風評対策の徹底を条件に、海洋放出を決定した。令和 5 年春から夏頃の海洋放出開始に向けて、設備等の準備や国内外の風評影響への対応等を進めている。

3) 使用済燃料プールからの燃料取出し

事故当時に使用済燃料プールに保管されていた燃料は、各号機のプールから取り出され、敷地内の共用プール等において保管されることとなった。平成 26 年 12 月には 4 号機、令和 3 年 2 月には 3 号機の使用済燃料プールからの燃料取出しが完了した。また、原子炉建屋の状態やダスト飛散抑制等の諸条件が検討された結果、1 号機については建屋を覆う大型カバーを設置してからがれき撤去を進める工法、2 号機については建屋を解体せずに建屋南側からアクセスする工法が採用されている。1 号機は令和 9 年度から同 10 年度に、2 号機は令和 6 年度から同 8 年度に取出しを開始し、令和 13 年内に 1 ~ 6 号機全ての取出し完了に向けて作業を進めている。

4) 燃料デブリの取出し

事故以降、透過力の強い宇宙線（ミュオン）を利用した透視調査や遠隔操作ロボット等による調査を実施し、燃料デブリの分布状況、燃料デブリへのアクセスルートを確認するための情報、工事の安全性の判断に資する情報等を取得した。これらの内部調査で得られた情報を踏まえ、まずは 2 号機から試験的取出しに着手し、取り出した燃料デブリの性状分析等を進めつつ、段階的に取出し規模を拡大する方針で、令和 5 年度後半途の試験的取出し着手を目指し、英国との協力により燃料デブリを取り出すためのロボットアームの開発等を進めている。

図 7-1-2 東電福島第一原発の廃炉に向けた取組

廃炉の大切な話 2021

廃炉全体の工程



燃料取り出し

今後の作業スケジュール

- 2031年内にすべての号機で燃料の取り出しを完了させるよう、取り組みを続けていきます。
- 取り出した燃料は、当面の間構内に保管しながら長期的な健全性評価を行い、最適な処理・保管方法を検討していきます。

燃料デブリ取り出し

今後の計画

調査の結果を踏まえて、柔軟に作業を見直す段階的なアプローチで、安全最優先に行っていきます。まずは2号機から試験的取り出しを開始し、その後、段階的に規模を拡大していきます。



汚染水対策

今後の計画

汚染水による放射線リスクの低減に取り組む

- 雨水対策への継続的な取り組みなどを通じて、リスク源である汚染水の発生量をさらに減らしていきます。
- 2025年内に、1日当たりの汚染水発生量を100m³/日以下に抑制することを目指します。

ALPS 処理水

トリチウム濃度が規制基準値を大幅に下回るまで徹底して薄めてから放出。

安全をより担保するための処分方法を徹底 また、放出するトリチウムの年間総量についても、事故前の管理値を下回る水準に限定。
国際機関と協力しつつ、モニタリングも拡充・強化。

風評影響への対応に向けた今後の取り組み



科学的な根拠に基づく
わかりやすい
情報発信を行います



水産業をはじめ、風評被害を
受け得る産業の販路拡大・
開拓支援を行います



風評被害が生じた場合には、
セーフティーネットとしての
賠償により対応します

資料) 経済産業省資源エネルギー庁「廃炉の大切な話 2021」

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osesui/images/pamph2021.pdf (2022年11月15日閲覧)

(2) 原発作業員の健康管理・安全確保

東電福島第一原発では、建屋周辺の敷地内舗装工事等により線量低減対策を進めてきたところであり、平成30年には、構内の96%のエリアで一般作業服等での作業が可能となっている。

さらに、軽装備化による作業時の負担軽減策が実施されている。令和4年に実施された作業員アンケートにおいては、作業場所の安全性について89%を超える方々に「安全と感じる」「まあ安全と感じる」と評価されるなど労働環境の改善を行っている。

また、令和2年以降の国内における新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、東電福島第一原発では、出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避など、感染拡大防止対策を行っている。

1) 電離放射線障害防止規則の改正、ガイドラインの策定、規則及びガイドラインの遵守に向けた指導

東電福島第一原発の事故発生時においては、原子力災害の拡大防止を図るため応急の対策を実施する必要があり、平成23年3月に電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を施行し、緊急作業時の被ばく限度をやむを得ず引き上げた（平成23年12月まで）。

以降、電離放射線障害防止規則について数次の改正が行われ、指定緊急作業等従事者等に係る健康診断個人票の厚生労働大臣への提出、事故由来放射性物質に係る汚染防止措置、緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事者に対する健康診断、特例緊急被ばく限度等が規定された。また、平成27年8月には「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」を策定し、安全衛生管理体制の強化等について当該ガイドラインに基づき、東京電力及び関係事業者に対し指導を行っている。

2) 東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化

東電福島第一原発廃炉等作業に従事する作業員の放射線被ばく低減に向けた対策を強化するため、平成28年度から作業指揮者等への研修等を実施している。

3) 東電福島第一原発作業者等の放射線関連情報の国際発信の強化

東電福島第一原発作業者等の放射線関連情報について、国際機関等に向けて正確な情報を発信するため、平成25年度から、厚生労働省の英語版HPの運用、海外マスコミ等向けの東電福島第一原発視察等を実施している。

4) 東電福島第一原発作業者等の健康支援相談窓口の設置等

平成28年7月より廃炉等作業員の健康支援相談窓口を設置し、労働者からの健康相談や、事業者からの労働者の健康支援に関する相談を受け付けている。また、労働者及び産業保健スタッフ等を対象とした産業保健支援に係る研修会等を実施している。

5) 東電福島第一原発緊急作業従事者の長期的な健康管理及び疫学研究

東電福島第一原発事故の緊急作業従事者（約2万人）については、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に基づき、被ばく線量や健康診断等の情報を蓄積するデータベースを構築している。これを活用して、健康相談、被ばく線量に応じたがん検診等を実施し、緊急作業従事者の長期的な健康管理を行っている。

また、緊急作業従事者の放射線による健康影響を調査するため、平成26年度から、緊急作業従事者を対象とした疫学研究を実施している。

(3) 事故の検証等⁸

事故後、政府に設置された「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」（以下「政府事故調」という。）、東京電力に設置された「福島原子力事故調査委員会」（以下「東電事故調」という。）、「福島原発事故独立検証委員会」（以下「民間事故調」という。）、国会に設置された「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（以下「国会事故調」という。）、一般社団法人日本原子力学会に設置された「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会」（以下「学会事故調」という。）等、各種機関が調査委員会を立ち上げ、事故原因やその背景を分析し、提言や課題を報告書に取りまとめた（図7-1-3）。

事故の直接的原因については、政府事故調、東電事故調、民間事故調は、津波によって全交流電源と直流電源を喪失し、原子炉を安定的に冷却する機能が失われたことにあるとしている。一方、国会事故調は、津波だけでなく地震により重要な機器が損傷した可能性も示唆しており、学会事故調も、主要な安全設備の健全性に対する地震の影響に関する評価の必要性を示している。原子炉建屋内を中心に放射線量が高い部分がありアクセスが制限されているため、調査・分析を行う環境が十分整っておらず、事故の直接的原因の究明が重要な課題として残されていることは、全ての事故調報告に共通している。

地震、津波、過酷事故（シビアアクシデント）、複合災害等に対する事故前の対策において、政府と東京電力の双方に大きな問題があったことは、東電事故調以外の四つの報告書に共通している。その上で、事故の根源的原因について国会事故調は、規制する立場である当局と規制される立場である東電が逆転関係に陥り、原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していた点を挙げ、「今回の事故は『自然災害』ではなくあきらかに『人災』である」と結論付けている。また、政府事故調は、「東京電力を含む電力事業者も国も、我が国の原子力発電所では炉心溶融のような深刻なシビアアクシデントは起こり得ないという安全神話にとらわれていたがゆえに、危機を身

⁸ 令和2年度版原子力白書より引用

近で起きた現実のものと捉えられなくなっていたことに根源的な問題がある」と指摘している。一方で、東電事故調は、津波想定に甘さがあり、「津波に対抗する備えが不十分であったことが今回の事故の根本的な原因」としている。

図 7-1-3 事故調査委員会報告書

表 3 事故直後に公表された主な事故調査委員会の概要（設置時期順）

政府事故調	
設置時期：2011年5月24日	報告書提出時期：2012年7月23日
報告書名：東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会最終報告	
提言や課題の概要：	
7項目25の提言（①安全対策・防災対策の基本的視点、②原発の安全対策、③原子力災害に對応する態勢、④被害の防止・軽減策、⑤国際的調和、⑥関係機関の在り方、⑦継続的な原因解明・被害の全容調査の実施）	
東電事故調	
設置時期：2011年6月11日	報告書提出時期：2012年6月20日
報告書名：福島原子力事故調査報告書	
提言や課題の概要：	
(設備面)徹底した津波対策、電源喪失を前提とした炉心損傷防止機能の確保、炉心損傷後の影響緩和策等。	
(運用面)①緊急時対応態勢の確立、②事故情報の伝達・共有手段の改善、迅速かつ正確な情報公開、③資機材輸送に関する取決め、④放射線管理教育の強化、内部被ばく評価方法の整備等。	
(国等に対して)①津波などの外的事象の基準策定と国による審査の実施、②国が保有する津波データの利用等。	
民間事故調	
設置時期：2011年9月末	報告書提出時期：2012年2月27日
報告書名：福島原発事故独立検証委員会調査・検証報告書	
提言や課題の概要：	
独立性と専門性のある安全規制機関、米国の連邦緊急事態管理庁に匹敵するような過酷な灾害・事故に対する本格的実行部隊、首相に適切な助言を行う独立した科学技術評価機関（機能）の創設等の必要性を指摘。	
国会事故調	
設置時期：2011年12月8日	報告書提出時期：2012年7月5日
報告書名：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書	
提言や課題の概要：	
7つの提言（①規制当局に対する国会の監視、②政府の危機管理体制の見直し、③被災住民に対する政府の対応、④電気事業者の監視（国会による監視を含む）、⑤新しい規制組織の要件、⑥原子力法規制の見直し、⑦独立調査委員会の活用）	
学会事故調	
設置時期：2012年6月22日	報告書提出時期：2014年3月8日
報告書名：福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言－学会事故調 最終報告書－	
提言や課題の概要：	
5分類50項目の提言（①原子力安全の基本的な事項、②直接要因に関する事項、③背後要因のうち組織的なものに関する事項、④共通的な事項、⑤今後の復興に関する事項）	

(出典)各報告書等に基づき作成

資料) 内閣府原子力委員会「令和2年度版原子力白書」(令和3年7月) P.20

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/hakusho2021/zentai.pdf> (2022年11月15日閲覧)

7章 原子力災害固有の対応

2節 帰還・移住等の促進、生活再建等

1. 避難指示に係る経緯

(1) 避難指示区域の指定・区域の見直し・避難指示解除の経緯

1) 概要

平成23年3月11日、震災直後、原子炉の冷却機能が失われたことにより放射性物質が周辺に漏出する可能性が高まったため、発電所から半径3km圏内に避難指示（翌12日に20km圏内に引き上げ）、半径10km圏内に屋内退避指示（同月15日に半径20～30km圏内に引上げ）が発出され、地域住民の避難が開始された。同年4月には、原災法第20条第3項¹に基づき、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、警戒区域が設定された。

平成23年12月には「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（原子力災害対策本部）に基づき、避難指示区域の見直しが開始され、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、平成25年8月に避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3つの区域への見直しが完了した。

平成26年4月1日の田村市の避難指示解除準備区域の解除に始まり、各自治体において避難指示解除がなされ、令和2年3月の双葉町の避難指示解除準備区域の解除を最後に、帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示が解除された。

なお、避難指示区域からの避難対象者数は、8.1万人（平成25年8月時点）から約2.1万人（令和4年3月末時点）へと推移している。

帰還困難区域については、2（2）において言及する特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた環境整備が進められ、令和2年3月のJR常磐線の全線開通に合わせて、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除が初めて行われた。令和4年6月には葛尾村、大熊町、同年8月には双葉町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除され、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となった。

特定復興再生拠点区域外については、地元自治体の強い意向がある場合に適用される、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みについて、令和2年12月25日に「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」（原子力災害対策本部）を決定した。また、令和3年8月31日に決定した「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（原子力災害対策本部・復興推進会議）に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく。残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進めていくこととしている。

¹平成23年4月当時の原災法第20条第3項。原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による一部改正後は、原災法第20条第2項。以下同じ。

2) 避難指示区域の指定

平成23年3月11日19時3分、原災法第15条2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出され、翌日18時25分、発電所から20km圏内に避難指示が出された。

平成23年4月11日に、緊急時被ばく状況の放射線防護の基準値を考慮して、発電所から20km圏内の区域の周辺で事故発生から年間積算線量が20mSvに達するおそれのある区域を計画的避難区域とした。また、計画的避難区域以外の半径20kmから30km圏内を緊急時避難準備区域とした。また、同月21日に事故による今後の危険性を考慮し、東電福島第一原発から半径20km圏内を警戒区域に設定して、原則として立入りを禁止した。

また平成23年6月16日に決定した「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」(原子力災害対策本部)に基づき、国と福島県の環境モニタリングの結果を踏まえ、除染が容易でない年間積算線量が20mSvを超えると推定される地点について、特定避難勧奨地点を設定した。

その後、平成23年12月16日、原子炉の冷温停止状態が達成し、放射性物質の放出が管理されていることが確認されたことから、同月26日、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(原子力災害対策本部)が決定された。同決定においては、警戒区域を解除し、避難指示区域を帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域へ見直すとの考え方方が示された。また、避難指示区域の見直しに当たり、①住民の安全・安心の確保、②除染と子どもへの放射線に対する配慮、③インフラ復旧・雇用、④賠償問題という全ての避難指示区域に共通する課題に取り組むこととした。

避難指示解除の要件については、①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議とされた。

平成24年4月以降、順次警戒区域及び特定避難勧奨地点が解除されるとともに、線量水準に応じ、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成25年8月、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11市町村全てについて完了した。

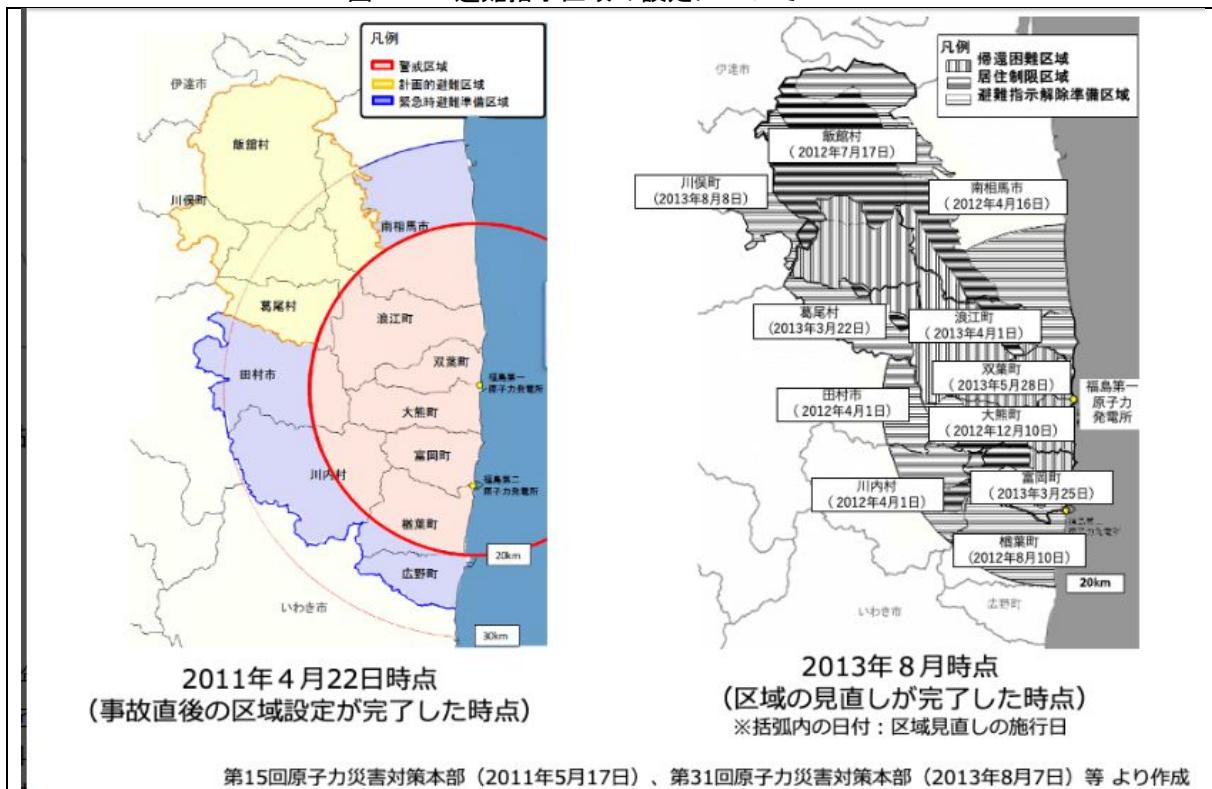
図7-2-1 避難指示区域の変遷

	区域名	対象範囲	概要
平成23年4月 区域設定	警戒区域	東電福島第一原発から半径20km圏内	原則立入禁止、宿泊禁止
	計画的避難区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超える区域	立入可、宿泊原則禁止
	緊急時避難準備区域	東電福島第一原発から半径30km圏内	避難の準備、立入可、宿泊可
平成25年8月 区域見直し 完了	帰還困難区域	年間積算線量が50ミリシーベルトを超える区域	原則立入禁止、宿泊禁止
	居住制限区域	年間積算線量20~50ミリシーベルトの区域	立入可、一部事業活動可、宿泊原則禁止

区域名	対象範囲	概要
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実な区域	立入可、事業活動可、宿泊原則禁止

資料) 平成23年4月21日及び22日、同年12月26日の原子力災害対策本部決定を基に復興庁作成

図7-2-2 避難指示区域の設定について



資料) 環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料（令和2年度版）避難指示区域の設定について」
<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/r2kisoshiryo/r2kiso-09-04-01.html> (2022年11月15日閲覧)

3) 避難指示の解除

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）において、避難指示解除の要件が概ね充足された地域において、個人線量の把握や専門家による健康相談等の体制を整え、帰還準備のための宿泊を実施し、地元との協議の上で避難指示を解除するという避難指示解除の具体的な手順が示された。

避難指示解除については、平成26年4月1日の田村市の避難指示解除準備区域の解除に始まり、令和2年3月4日の双葉町の避難指示解除準備区域の解除を最後に、帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示の解除を実現した。

帰還困難区域については、令和2年3月のJR常磐線の全線開通にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示解除が初めて行われた。令和4年6月には葛尾村、大熊町、同年8月には双葉町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除され、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となった。

特定復興再生拠点区域外については、地元自治体の強い意向がある場合に適用される、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みについて、令和2年12月25日に「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」(原子力災害対策本部)を決定した。また、令和3年8月31日に決定した「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」(原子力災害対策本部・復興推進会議)に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく。残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進めていることとしている。

なお、このほかに、川内村と広野町では町村の判断によって国による避難指示区域以外の地域でも避難が促されていたが、川内村では平成24年1月31日、広野町では同年3月31日に解除された。

図 7-2-3 避難指示解除の経緯
(居住制限区域、避難指示解除準備区域の解除の経緯)

解除日	市町村名
平成26年4月1日	田村市
平成26年10月1日	川内村（一部）
平成27年9月5日	檜葉町
平成28年6月12日	葛尾村
平成28年6月14日	川内村
平成28年7月12日	南相馬市
平成29年3月31日	飯舘村、川俣町、浪江町
平成29年4月1日	富岡町
平成31年4月10日	大熊町
令和2年3月4日	双葉町

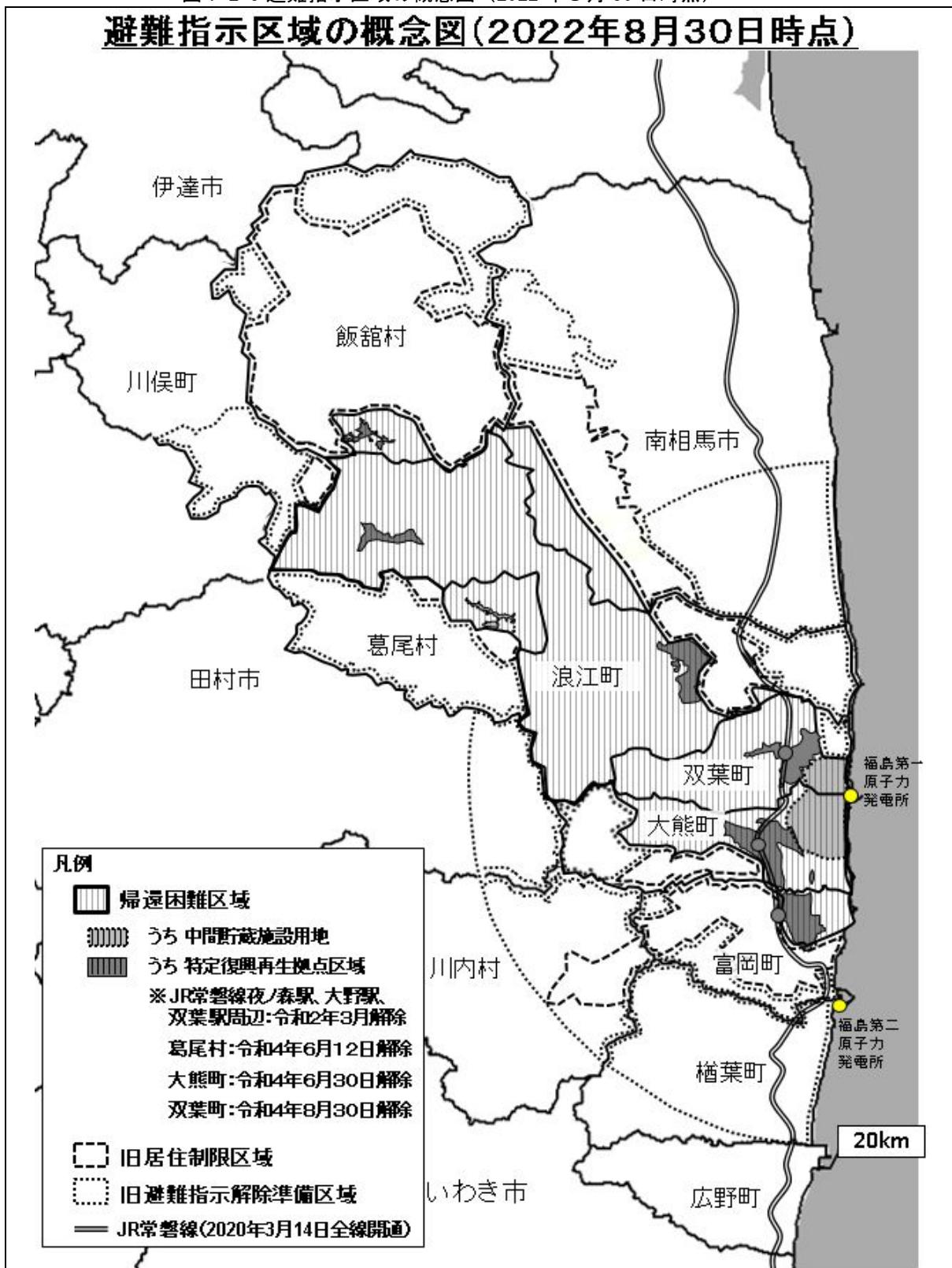
資料) 環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料（令和2年度版）避難指示の解除について」
<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/r2kisoshiryo/r2kiso-09-04-03.html> (2022年11月15日閲覧)
より復興庁作成

図 7-2-4 避難指示解除の経緯
(特定復興再生拠点区域の解除の経緯)

解除日	市町村名
令和2年3月4日	双葉町（JR常磐線双葉駅周辺）
令和2年3月5日	大熊町（JR常磐線大野駅周辺）
令和2年3月10日	富岡町（JR常磐線夜ノ森駅周辺）
令和4年6月12日	葛尾村
令和4年6月30日	大熊町
令和4年8月30日	双葉町

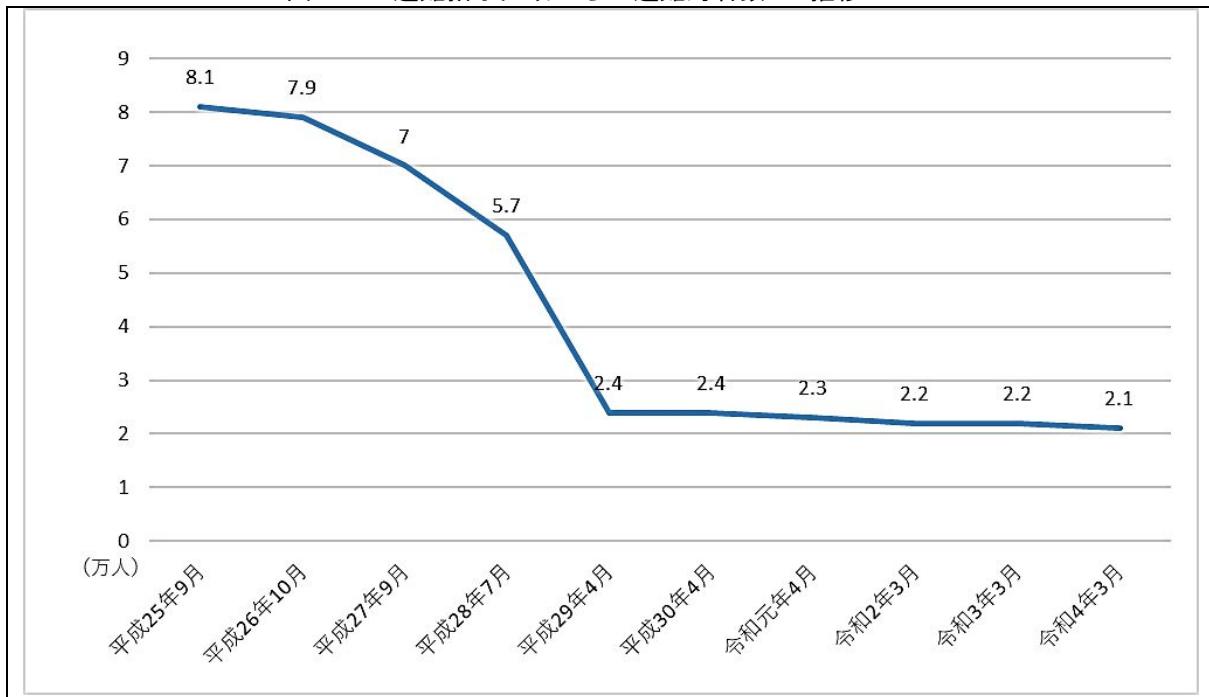
資料) 復興庁作成

図 7-2-5 避難指示区域の概念図（2022 年 8 月 30 日時点）



資料) 経済産業省「避難指示区域の概念図」
<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html> (2022 年 11 月 29 日閲覧)

図 7-2-6 避難指示区域からの避難対者数※の推移



※市町村から聞き取った情報（それぞれの時点の住民登録数）を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計

(2) 避難指示区域への住民一時立入り

平成23年4月22日に原災法に基づく内閣総理大臣の指示により警戒区域が設定されたことで、当該区域内への立入りが制限されることとなった。

一方で、事故発生に伴い避難を余儀なくされた住民の多くは、警戒区域内の自宅等から必要な物品を持ち出すことができず、自宅等への一時立入りに対する希望が寄せられていた。

そのため、原子力災害対策本部は、警戒区域の設定に併せて、原則として、①立入りができないれば著しく公益を損なうことが見込まれる者、②警戒区域内に居住する者であって、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者を対象として、一時立入りを認める方針を決定した。

この方針に従い、安全確保に十分留意しながら、原子力災害現地対策本部と関係市町村（田村市、南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村）、福島県、及びその他関係機関との調整により一時立入りの管理体制が検討され、平成23年5月10日から住民一時立入りが実施された。

対象自治体における一巡目の一時立入り（平成23年5月～9月）においては、自治体毎に開催日が設定され、安全管理上の観点から集団で行動することを原則とした。具体的な流れは、以下のとおり。

- (1) 警戒区域外の集合場所に集まる
- (2) 集合場所にて注意事項の説明を受ける
- (3) バスに分乗して自宅に向かう
- (4) 住民は各自の自宅で数時間の作業を行い、持ち出しが必要な物品をビニール袋に入れる

- (5) 再びバスに乗り込み元の集合場所に戻る
- (6) 汚染検査（スクリーニング）を受ける

集合場所は中継基地と呼称され、南相馬市馬事公苑、川内村村民体育センター、広野町中央体育館、田村市古道体育館の4か所が一巡目の中継基地として整備された。1日最大3か所の中継基地を使用できる体制をとり、立入り住民に対して身体の露出を最小限にするための防護服や靴カバーなどの装着、飲食の制限、持ち出し物品の制限（食品、家畜等は持ち出し禁止）等の対応が講じられた。

また、一時立入りを終えた住民の身体及び持ち出した物品の汚染検査（スクリーニング）を行い、放射線量が100,000cpm（その後、13,000cpmに変更）を超える場合には除染することとした。

一巡目の一時立入りでは合計19,926世帯、33,598人の立入りが行われ、二巡目の一時立入り（平成23年9月～12月）からは、自家用車による立入り（マイカー立入り）が可能となった。

三巡目の一時立入り（平成24年1～4月）では、自家用車で中継基地に来場し、乗車したまま手続きのできる「ドライブスルー方式」の採用や、一時立入りの予約や住民への通知を一括して行うコールセンターの設置、看護師の常駐など、立入り住民の利便性向上のための措置が講じられた。

その後、スクリーニング場の増設や中間基地の環境整備等が進められることによって、平成25年4月からは、概ね1か月に一度程度の住民一時立入りが可能となった。立入り方法も、住民の状況を踏まえ、マイカーによる立入り、従来型バス立入り、駅送迎バス立入りの3種類が導入されており、令和3年度までに延べ約58万人が御自宅等への立入りを行っている。

図7-2-7 中継基地（スクリーニング場）一覧（令和4年度）

	中継基地名	自治体名
①	毛萱・波倉	富岡町・楢葉町
②	高津戸	富岡町
③	中屋敷	大熊町
④	大野	大熊町
⑤	長塚越田	双葉町
⑥	加倉	浪江町
⑦	津島	浪江町

また、平成26年9月から、被災地の復旧・復興の推進を図ること及び住民一時立入りの利便性向上のため、帰還困難区域における主要幹線道路を対象に、一定の要件のもと、通行証の所持、確認を要せずに自動車等の通行を認める特別通過交通（自由通行）制度を実施している。平成26年9月に国道6号、県道36号における四輪車の自由通行化を皮切りに、平成27年3月には常磐自動車道常磐富岡IC～浪江IC間の開通に伴う同区間、平成29年9月には国道114号をそれぞ

れ四輪車のみ自由通行とするなど、復興の加速化を図るための措置を講じてきた。令和4年9月現在では、以下の道路で四輪車の自由通行が認められている。

図 7-2-8 特別通過交通対象道路（四輪車のみ）

	自動二輪、原動機付き自転車の通行を制限している道路	自治体名
①	国道114号(旧室原ゲートから西側)	浪江町内
②	上記①に接続する県道49号	浪江町内
③	上記①に接続する県道50号	浪江町内
④	上記①に接続する国道399号	浪江町内
⑤	上記①に接続する国道459号	浪江町内
⑥	上記①に接続する浪江町道215号	浪江町内
⑦	双葉町道101号(浪江町境—避難指示解除区域境の間)	双葉町内
⑧	双葉町道109号(国道6号—双葉町道101号の間)	双葉町内

(3) 原子力災害被災自治体における住民意向調査

1) 概要

原子力災害により避難している住民の帰還に向けた意向等を把握するため、平成24年度から実施している。原子力災害被災11市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村において、国・福島県・市町村が共同で実施している。避難指示解除が遅れた自治体における帰還意向については、「戻っている」「戻りたい」が1～3割、「まだ判断がつかない」が1～2割、「戻らない」が5～6割となっている。

2) 実績

- 平成24年度：8自治体
(葛尾村、大熊町、田村市、檜葉町、飯舘村、富岡町、双葉町、浪江町)
- 平成25年度：9自治体
(富岡町、浪江町、南相馬市、葛尾村、大熊町、双葉町、飯舘村、檜葉町、川俣町)
- 平成26年度：9自治体
(富岡町、浪江町、大熊町、双葉町、田村市、檜葉町、川俣町、川内村、飯舘村)
- 平成27年度：9自治体
(富岡町、大熊町、浪江町、田村市、川俣町、川内村、飯舘村、双葉町、檜葉町)

- 平成 28 年度：9 自治体
(富岡町、双葉町、浪江町、川俣町、川内村、南相馬市、葛尾村、楢葉町、飯舘村)
- 平成 29 年度：7 自治体
(富岡町、葛尾村、楢葉町、双葉町、浪江町、大熊町、川俣町)
- 平成 30 年度：5 自治体
(富岡町、葛尾村、浪江町、双葉町、川俣町)
- 令和元年度：7 自治体
(富岡町、双葉町、南相馬市、葛尾村、浪江町、大熊町、川俣町)
- 令和 2 年度：5 自治体
(双葉町、富岡町、浪江町、大熊町、川俣町)
- 令和 3 年度：6 自治体
(双葉町、富岡町、浪江町、葛尾村、大熊町、南相馬市)

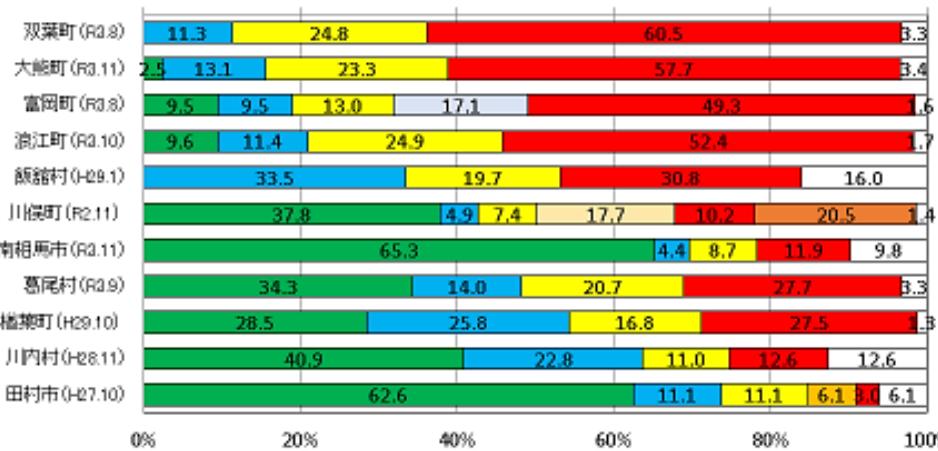
図 7-2-9 原子力災害により避難している住民の帰還意向調査

原子力被災自治体における住民意向調査(帰還意向等の把握)



- 原子力災害により、避難されている住民の帰還に向けた意向等を把握するため、2012年度から実施。
- 福島県内の11市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村※に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。

【凡例】 ■既っている □更りたい □まだ判断がつかない □同じ自治体内の危険地図に転居している □更りたいが限れない
 ■同じ自治体内に戻りたい □戻らない □自治体外に転出している □勿回答



※福島県・各市町村・福島県が共同で実施している「原子力被災自治体における住民意向調査」を基に作成。

※()内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

資料) 復興庁「福島の復興・再生に向けた取組」(2022年11月) P.11

https://www.reconstruction.go.jp/topics/20221101_hukushima-hukko-torikumi.pdf (2022年11月17日閲覧)

(4) 原子力損害賠償

1) これまでの経緯

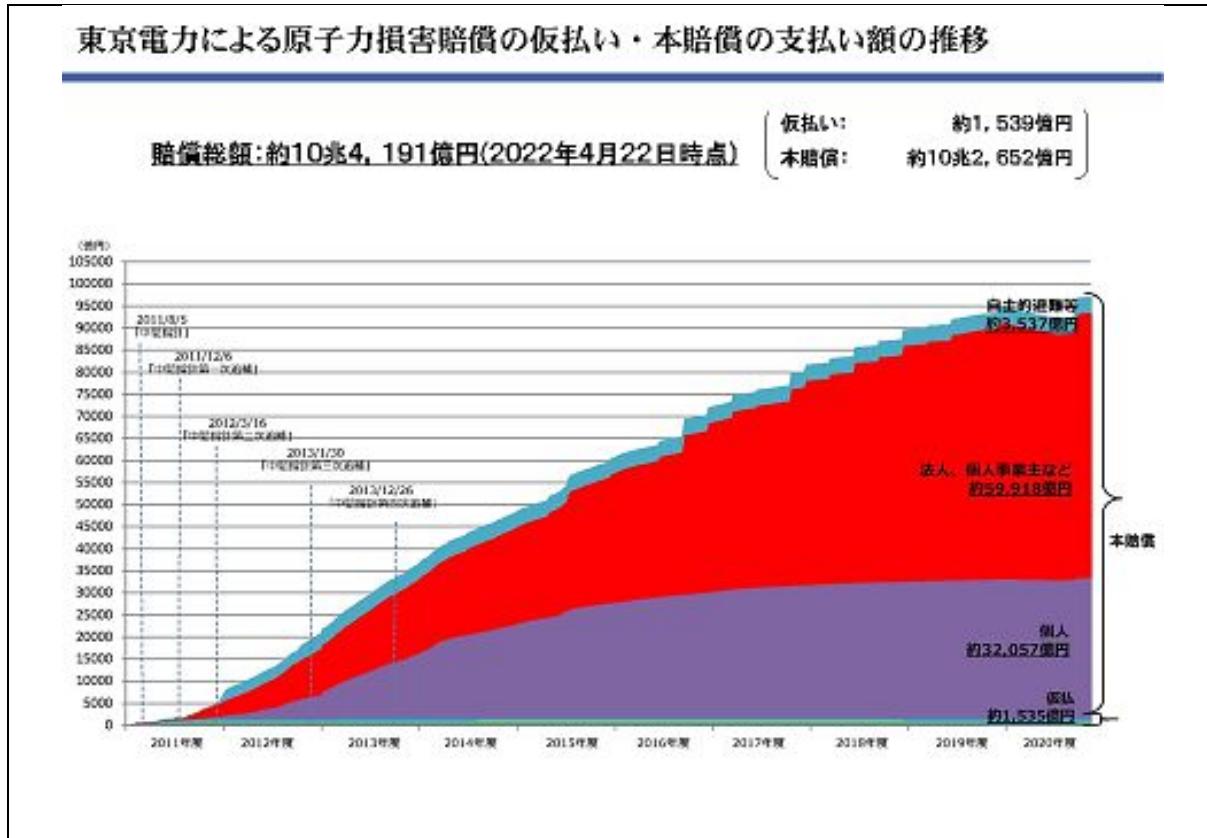
原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づいて設置した原子力損害賠償紛争審査会において、被害者の迅速な救済を図るため、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次、指針として提示することとしており、平成23年8月5日、原子力損害の範囲の全体像を示す中間指針を策定した。

その後、審査会では、平成23年12月6日に自主的避難等に係る損害についての中間指針第一次追補、平成24年3月16日に政府による避難区域等の見直し等に係る損害についての中間指針第二次追補、平成25年1月30日に農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害についての中間指針第三次追補、同年12月26日に避難指示の長期化等に係る損害についての中間指針第四次追補、令和4年12月20日に集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについての中間指針第五次追補を策定した。

上記の指針等を踏まえ、避難した住民や事業者等に対しては、令和4年4月時点で、総額約10兆4,191億円の賠償金が支払われている。

また、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）では、原子力損害賠償に関する紛争について和解の仲介を行っており、令和4年12月末時点の速報値で、和解仲介手続を終えた27,814件の約80%に当たる22,133件の和解が成立している。

図7-2-10 東京電力による原子力損害賠償の支払い額の推移



資料) 復興庁「復興の取組と関連諸制度」について一部編集を加えたもの

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20220606_torikumitokanrenshoseido.pdf

2) 賠償の枠組み

東電福島第一原発事故を受け、平成23年6月14日に「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」が閣議決定され、政府として、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、①迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に関する事業者等への悪影響の回避、③電力の安定供給の3つを確保するため、「国民負担の極小化」を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための万全の措置を講ずることとされた。

平成23年8月10日に、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織を中心とした仕組みを構築するため、原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）が公布・施行され、同年9月12日に原子力損害賠償支援機構²が設立された。原子力損害賠償支援機構は、政府から、交付国債の交付や政府保証の付与等の必要な援助を受けた上で、原子力事業者が損害賠償を実施する上で必要な資金の援助を行うこととされた。

平成25年12月20日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（原子力災害対策本部）においては、福島復興に国が前面に立つとの方針を掲げ、国と東電の役割分担を明確化することとした。本決定において、放射性物質汚染対処特措法に基づき計画されている除染については、東電への求償とした上で、原子力損害賠償支援機構が保有する東電株式の売却益により回収を図ることとした。中間貯蔵施設については、東電への求償とした上で、エネルギー対策特別会計から原子力損害賠償支援機構に対し資金交付を行うことを決定した。

平成28年12月20日に取りまとめられた「東電改革提言」（東京電力改革・1F問題委員会）では、東電福島第一原発事故に関連して、東電が確保すべき資金の全体像として、廃炉8兆円程度、賠償8兆円程度、除染・中間貯蔵6兆円程度の計22兆円程度との試算が示された。また、国の事故対応制度と事故事業者の抜本的改革で対処するとの原則が確立され、国の事故対応制度は、①一時的支援と改革実現のモニタリング、②福島復興加速化や賠償等の必要な事業の実施、③事故炉廃炉のための制度の整備の3点とされた。この事故対応制度の中で、事故事業者である東電が主たる対応を果たす原則は変わらず、総額約22兆円のうち、東電が捻出する資金は約16兆円と試算された。同日閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（原子力災害対策本部）においては、賠償の備えについては必要な託送料金の見直し等の制度整備を行うこととした。また、廃炉に必要な資金の捻出及び適切な管理を行うため送配電事業における合理化分を確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする制度整備を行うとともに、廃炉に係る資金を管理する積立金制度を創設することを決定した。

² 平成26年5月には、原子力損害賠償支援機構法が改正されて原子力損害賠償支援機構の業務に「廃炉関係業務」が追加され、同年8月には、原子力損害賠償支援機構が原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「支援機構」という。）に改組された。

2. 帰還・移住等の促進、生活再建等に向けた取組

(1) 帰還・移住等の促進に向けた生活環境整備等の状況

1) 福島再生加速化交付金の概要・取組

a. 概要

復興の動きを加速化するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応及び新たな住民の移住・定住の促進の施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」が活用されている。

対象区域は、避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）で、交付金の交付を行っている対象項目は、①帰還・移住等環境整備、②長期避難者生活拠点形成、③福島定住等緊急支援、④既存ストック活用まちづくり支援、⑤浜通り地域等産業発展環境整備事業、⑥水産業共同利用施設復興促進整備事業となっている（令和4年12月時点）。

b. 経緯

平成25年度当初予算において、長期避難者を受け入れている市町村において、災害公営住宅の整備を中心に、受入れ自治体の基盤整備等の推進、避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施し、長期避難者の生活拠点形成を支援することを目的とする「長期避難者の生活拠点形成本付金」（コミュニティ復活交付金）及び子育て世帯が安心して定住できる環境の整備を推進することを目的に子どもの運動機会の確保のための施設整備（屋内運動施設の整備等）等の早急な実施を支援する「福島定住等緊急支援交付金」（子ども元気復活交付金）がそれぞれ創設された。

平成25年8月に避難指示区域の見直しが完了し、今後は避難住民の早期帰還の実現等が課題となり、同年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において、「『長期避難者への支援から早期帰還への対応』までを一括する、より使い勝手のよい新たな交付金としての福島再生加速化交付金の新設等」が盛り込まれた。

このため、それまで個別に実施してきた「長期避難者生活拠点形成本付金」や「福島定住等緊急支援交付金」といった既存の事業に新たな施策等を追加し、「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する新しい交付金「福島再生加速化交付金」が平成25年度補正予算において創設された。

福島再生加速化交付金については、創設当初は、上記の「長期避難者生活拠点形成」、「福島定住等緊急支援」のほか、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化させることを目的とした「再生加速化」の3つを交付対象項目としていたが、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する中で、見直しを図っている。

「再生加速化」については、平成27年4月に、名称を「帰還環境整備」に変更し、同年5月の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の改正により、一団地の復興再生拠点整備制度を創設の上、一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業等を支援対象事業として追加するとともに、帰還環境整備交付金として法定化された。

平成28年度予算の執行段階において、除染対象以外の道路等側溝の維持管理活動を再開し、原

子力災害からの復興・再生の加速を促進するため、「道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業」が創設された。

さらに、平成29年度予算において、福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けて、福島県が行う原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備への支援を行うことを目的に、「原子力災害情報発信拠点施設整備事業」が創設された。また、子どもを始めとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための事業として、福島県が行う県民の健康不安の解消に資する事業を支援するため、「福島健康不安対策事業」が創設された。平成30年度には、「原子力災害情報発信等拠点施設等整備事業」として、拠点周辺の生活環境整備等への支援が追加された。

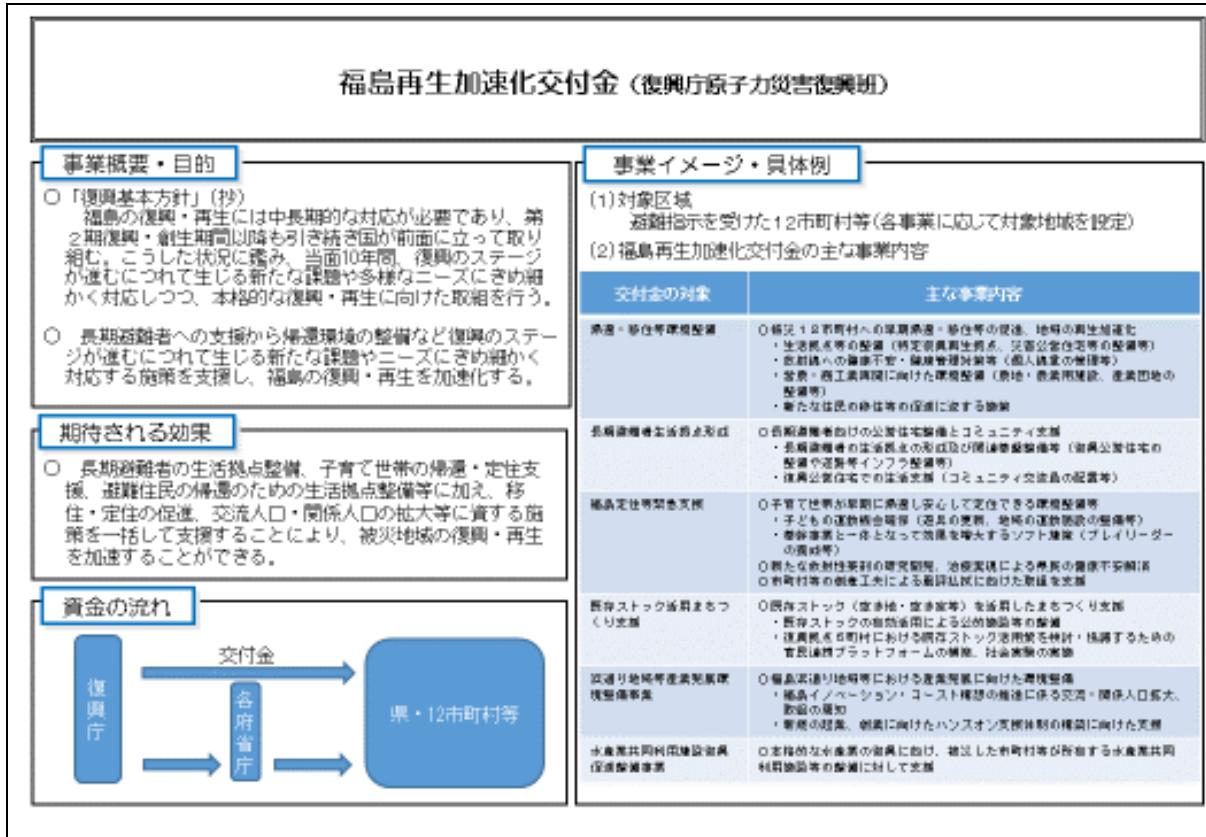
また、令和元年度に、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生まちづくりを加速化させるため、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家などの既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切に活用する場合に必要な取組の支援策として、「既存ストック活用まちづくり支援」が創設された。

令和3年度からは、福島復興再生特別措置法の改正により、帰還環境整備交付金は「帰還・移住等環境整備交付金」（交付対象項目としての名称は「帰還・移住等環境整備」）に改められ、当該交付金の対象に新たな住民の移住等の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策が追加された。また、福島イノベーション・コースト構想の更なる推進に向けて、構想の取組の国内外への情報発信や交流・関係人口の拡大、浜通り地域等におけるイノベーション創出のためのシーズ発掘、産業化に向けた伴走支援等の取組に対する支援として、「浜通り地域等産業発展環境整備事業」が創設された。さらに、福島県内の自治体が自らの創意工夫によって行う地域の魅力や食品の安全性等の情報発信の取組を支援することを目的とした「地域魅力向上・発信支援事業」、本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対する支援を目的とした「水産業共同利用施設復興促進整備事業」が創設された。

c. 予算規模

制度創設からの毎年の予算規模は、平成25年度補正512億円、平成26年度1088億円、平成27年度1056億円、平成28年度1012億円、平成29年度807億円、平成30年度828億円、令和元年度890億円、令和2年度791億円、令和3年度721億円、令和4年度701億円である。

図 7-2-11 福島再生加速化交付金の概要



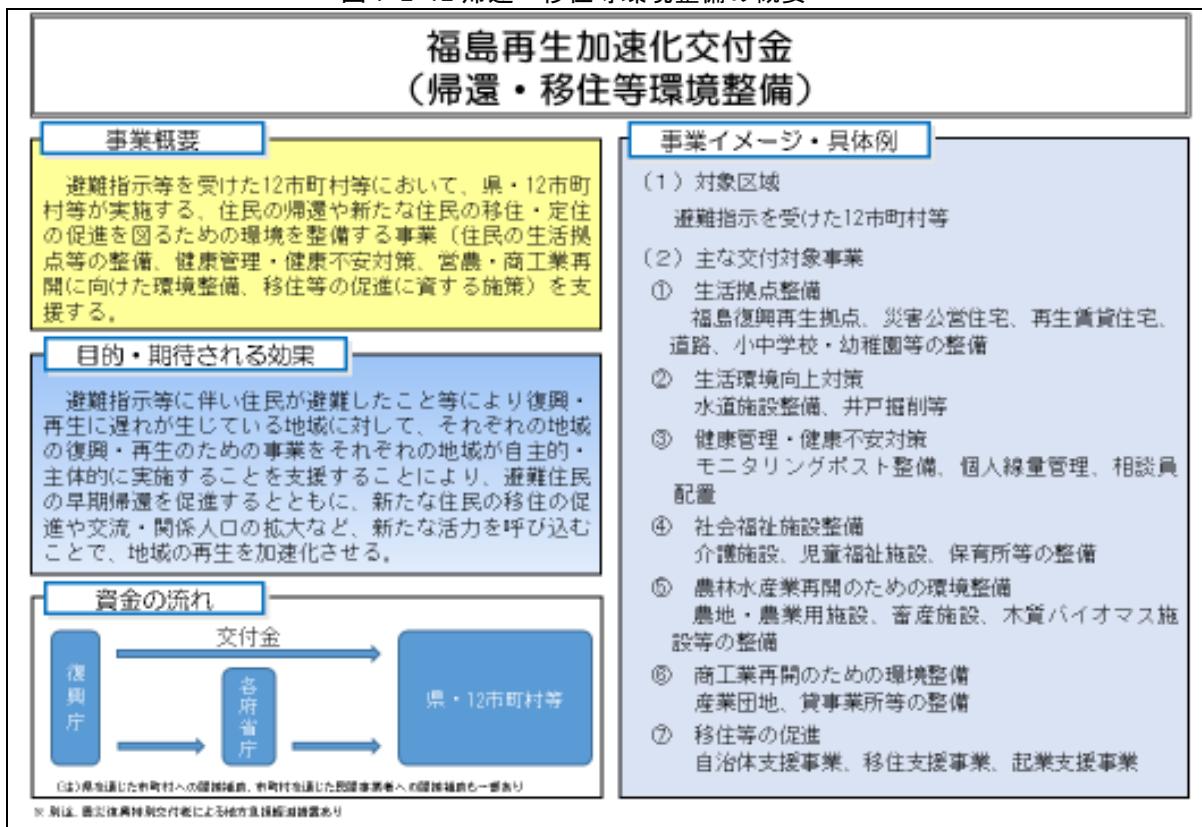
資料) 復興庁「福島再生加速化交付金制度」

<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/r2kisoshiryo/r2kiso-09-04-01.html> (2022年11月29日閲覧)

d. 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させることを目的として、生活拠点の整備、放射線への健康不安・健康管理対策、農林水産業・商工業再開に向けた環境整備、新たな住民の移住等の促進に資する施策等の支援を実施している。平成25年度の制度創設から令和4年12月12日までに交付可能額通知を41回行っており、配分額は4,379億円（事業費：5,644億円）となっている。

図 7-2-12 帰還・移住等環境整備の概要



資料) 復興庁資料

図 7-2-13 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）事業一覧表

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）事業一覧表					
事業(柱)	番号	現行	関係府省庁等	国補助率(代表値)	地方公共団体負担率(代表)
生活拠点整備	1	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)	国土交通省	7／8※	1／8※
	2	災害公営住宅家賃低廉化事業		7／8※	1／8※
	3	東日本大震災特別家賃低減事業		3／4	1／4
	4	公営住宅等ストック総合改善事業		72.5／100※	27.5／100※
	5	福島再生賃貸住宅整備事業		7／8※	1／8※
	6	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業		7／8※	1／8※
	7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業		7／8	1／8
	8	福島復興再生拠点整備事業(一団地の復興再生拠点市街地形成施設)		3／4	1／4
	9	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)		3／4	1／4
	10	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)		3／4※	1／4※
	11	道路事業(面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等)		77.5／100※	22.5／100※
	12	下水道事業		3／4※	1／4※
	13	都市公園事業		3／4※	1／4※
生活環境向上対策	14	公立学校施設整備費国庫負担事業	文部科学省	3／4※	1／4※
	15	学校施設環境改善事業(公立学校的耐震化等)		2／3※	1／3※
	16	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		3／4※	1／4※
	17	埋蔵文化財発掘調査事業		3／4※	1／4※
健康管理・健康不安対策	18	エリア放送受信環境整備事業	総務省	2／3	1／3
	19	生活環境向上支援事業	復興庁	定額	—
	20	水道施設整備事業	厚生労働省	2／3	1／3
健康管理・健康不安対策	21	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	内閣府 原子力被災者生活支援チーム	定額	—
	22	放射線測定装置・機器等整備支援事業	原子力規制委員会	定額	—
	23	個人線量管理・線量低減活動支援事業	内閣府 原子力被災者生活支援チーム	定額	—
	24	相談員育成・配置事業	内閣府 原子力被災者生活支援チーム	定額	—
	25	保健衛生施設等施設・設備整備事業		3／4	1／4
	26	被災者生活支援事業		定額	—
社会福祉施設整備	27	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	厚生労働省	定額	—
	28	地域介護・福祉空間整備推進事業		定額	—
	29	社会福祉施設等施設整備事業		5／8	1／8
	30	介護基盤復興まちづくり整備事業		定額	—
	31	介護基盤の緊急整備特別対策事業		定額	—
	32	定期借地権利用による整備促進特別対策事業		1／2	—
	33	施設開設準備経費助成特別対策事業		定額	—
	34	保育所緊急整備事業		5／8※	1／8※
	35	放課後児童クラブ整備事業		1／2※	1／6※
	36	児童福祉施設等整備事業		5／8※	1／8※
	37	子育て支援のための拠点施設整備事業		3／4	1／4
	38	認定こども園整備事業		5／8	1／8
	39	保育所等の複合化・多機能化推進事業		5／8※	1／8※
農林水産業再開のための環境整備	40	農山村地域復興基盤総合整備事業	農林水産省	3／4※	1／4※
	41	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業		3／4※	1／4※
	42	農業基盤整備促進事業		3／4※	1／4※
	43	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)		3／4	1／4
	44	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業		3／4	1／4
	45	木質バイオマス施設等緊急整備事業		3／4※	1／4※
商工業再開のための環境整備	46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業	経済産業省	3／4	1／4
	47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業		3／4※	1／4※
	48	事業者等向け浄化槽導入等支援事業		7／8※	1／8※
移住等の促進	49	移住・定住促進事業	復興庁	3／4	1／4

※事業内容によって補助率が異なる場合があるもの。

資料) 復興庁「福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）」の事業一覧」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html> (2022年11月15日閲覧)

具体的な対象事業は、以下のとおりである。

1. 生活拠点整備
原子力災害からの復興の拠点となる市街地の整備や、公的賃貸住宅、道路、下水道、公立学校施設の整備等を支援している。
2. 生活環境向上対策
生活環境の快適性と放射線防護や不安払拭が同時に期待できる、水道施設の整備や井戸掘削等の生活環境向上対策を支援している。
3. 健康管理・健康不安対策
放射線に関する住民の不安の解消等のため、モニタリングポストの整備や個人線量計の貸与・測定等の取組、放射線不安等に関する住民からの相談に応じる「相談員」の配置等を支援している。
4. 社会福祉施設整備
高齢者にとって安心して居住できる環境を整備するための介護・福祉施設の整備や、若年層の帰還を円滑化するための保育所や認定こども園等の整備を支援している。
5. 農林水産業再開のための環境整備
農林水産業の再開に向け、農地・農業用施設等の生産基盤等の整備や、地域の資源を活用する木質バイオマス施設等の整備を支援している。
6. 商工業再開のための環境整備
商工業の再開に向け、産業団地や貸事業所等の整備を支援している。
7. 移住等の促進
移住等の促進に向けて、福島県若しくは原子力災害被災 12 市町村が創意工夫し、地域の魅力を最大限引き出しながら講じる取組や、福島県が原子力災害被災 12 市町村に移住して就業・起業する者を支援する取組を支援している。

e. 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金））

長期避難者向けの災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施している。長期避難者向けの災害公営住宅整備は、4,890 戸が計画され、建築着工保留分を除いて令和4年4月までに4,767 戸が完成済みで、供用されている。

平成 25 年度の制度創設から令和4年4月1日までに交付可能額通知を32 回行っており、配分額は約 2,144 億円（事業費：2,466 億円）となっている。

図 7-2-14 長期避難者向け災害公営住宅整備状況

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金））の概要

○ 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、災害公営住宅の整備を中心に、関連して必要となるインフラ整備やソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
○ 計画戸数4,890戸のうち2018年度末までに4,767戸完成。

■長期避難者向け災害公営住宅の整備状況

■福島再生加速化交付金による主な支援

○生活拠点事業

- ・長期避難者向けの災害公営住宅の整備
- ・同住宅における家賃の低廉化等

○関連基盤整備等事業

- ・道路事業（アクセス道路の拡幅、交差点改良等）
- ・被災者生活支援事業（コミュニティ交流員の配置等）等

事業実施主体	完成戸数
福島県	4,389戸
市町村	378戸
合計	4,767戸

(資料)「復興の取組と関連諸制度[令和4年6月6日]」2-6-1 福島復興に向けた取組③」
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20220607172842.html>

具体的な対象事業としては、以下のとおりである。

1. 基幹事業

災害公営住宅の整備等の「生活拠点事業」を中心に、災害公営住宅の整備等に伴って必要な道路や水道、学校施設、公園などの生活基盤の整備や、避難者の一定のニーズに対応して生活支援を行うために必要な高齢者等に対する相談・生活支援等を選択的に行える「関連基盤整備事業」を支援している。

2. 避難者支援事業等事業

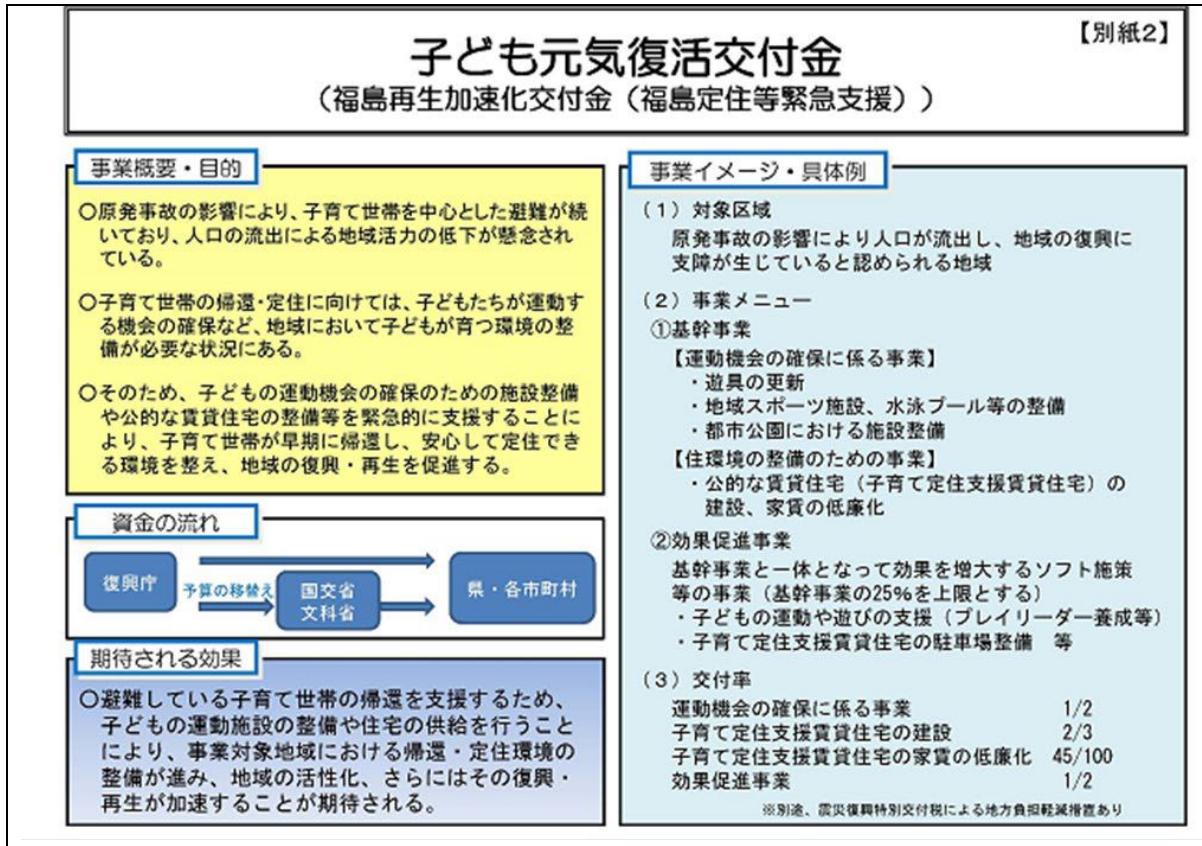
地域住民と避難者の交流事業やスクールバスの運行など、避難者の生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業など、基幹事業と一体となって効果を増大させる事業等を支援している。

f. 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金））

子育て世代が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、子どもの運動機会の確保のための施設の整備、公的な賃貸住宅の整備、さらには施設と一体となって整備の効果を増大させるプレイリーダーの養成などのソフト施策を支援している。

平成25年度の制度創設から令和3年9月29日までに交付可能額通知を28回行っており、配分額は約228億円（事業費：452億円）で、運動施設61か所、遊具の更新643か所を整備した。

図7-2-15 福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）の概要



資料) 復興庁「子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の概要」

設備事例は以下である。

1. 運動施設の整備

須賀川市では、子どもたちがフットサルを始めとする多様な運動をすることが出来る全天候型の運動施設いわせ悠友スタジアムが整備された。（平成27年1月オープン）

本宮市のスマイルキッズパークは、屋内運動施設リニューアル（写真左・平成25年7月オープン）や屋外遊び場の「記念樹の杜」（写真中・平成26年12月オープン）の整備を行うとともに、子どもたちが生き生きと遊び、運動する力をより一層引き出すブレイリーダーの養成（写真右）を行っている先進的事例である。

図 7-2-16 運動施設の整備

▶ 須賀川市 | いわせ悠友スタジアム（全天候型運動施設）



▶ 本宮市 | スマイルキッズパーク



(資料) 復興庁「子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の概要」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20151023140241.html> (2022年11月15日閲覧)

2. 遊具の更新

帰町を促進する広野町では、二ツ沼総合公園の遊具を更新し、子どもたちの遊びまわる様子が確認できる。(平成26年11月オープン)

国見町では、国見小学校における遊具を更新し、「ぶら下がる」「のぼる」など、幼少期に体験しておきたい各種の動きを自然と行う、創意工夫を凝らした遊具が、外遊びの機会の増加に貢献している。(平成26年3月整備)

図 7-2-17 遊具の更新

▶ 広野町 | 二ツ沼総合公園における遊具の更新



▶ 国見町 | 国見小学校における遊具の更新



資料) 復興庁「子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の概要」
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20151023140241.html> (2022年11月15日閲覧)

3. 公的な賃貸住宅

福島市では子育て定住支援賃貸住宅として、福島市西部地区の複数個所に分散し、低層の集合住宅20戸分を整備している。(平成27年3月入居開始)

図 7-2-18 公的な賃貸住宅

▶ 福島市 | 子育て定住支援賃貸住宅



資料) 復興庁「子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の概要」
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20151023140241.html> (2022年11月15日閲覧)

4. ソフト事業・プレイリーダーの養成

子どもたちが生き生きと遊び、運動する力をより一層引き出すプレイリーダーの養成についても、基礎知識に関する講演や、更新した遊具を活用する実践的な形など様々な手法により取り組んでいる。

図 7-2-19 プレイリーダーの養成



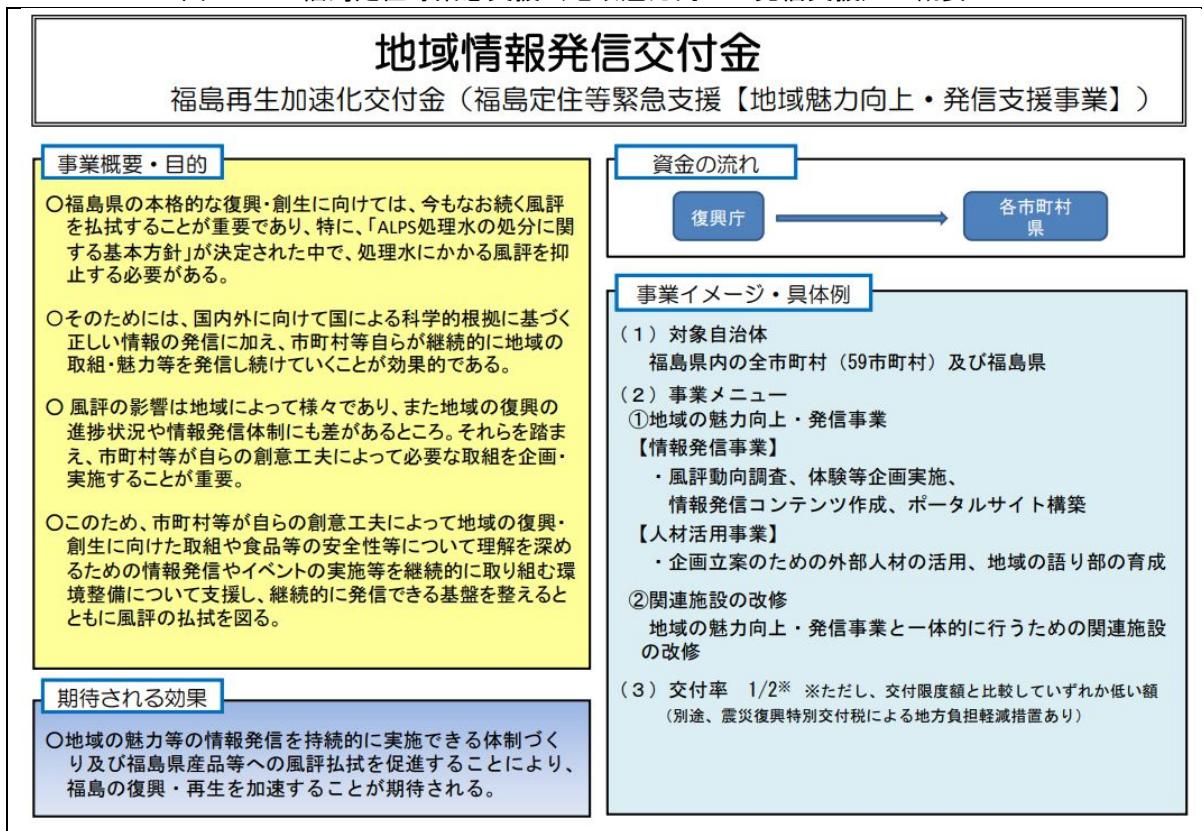
資料) 復興庁「子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の概要」
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20151023140241.html> (2022年11月15日閲覧)

g. 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））

ALPS処理水の処分方針を受け、風評対策として、福島県内の自治体が自らの創意工夫によって行う地域の魅力や食品の安全性等の情報発信の取組を支援している。

令和3年度の制度創設から令和4年9月29日までに交付可能額通知を6回行っており、配分額は約9億円（事業費：約18億円）となっている。

図 7-2-20 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）の概要



資料) 地域情報発信交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援事業）））の概要
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/20210527172652.html> (2022年11月15日閲覧)

地域の魅力向上・発信事業の具体事例としては、以下のとおりである。

1. 風評動向調査

川内村では、村の產品、観光資源等に対する認識・意向等の風評動向についてインターネット調査を実施する。調査・分析結果を次年度以降の取組に反映する。

2. 体験等企画実施

富岡町では、遊漁体験など、富岡の海を知るモニターツアーを実施し、海の環境等の現状をツアー参加者の生の声としてSNSに投稿してもらうことで、町の魅力について情報を発信する。

3. 情報発信コンテンツ作成

会津美里町では、国指定史跡向羽黒山城をテーマに歴史ファン・歴史ゲームファンに特化した情報発信と観光ガイドアプリによる誘客を図る。

4. ポータルサイト構築

国見町では、町内の文化財・観光施設を紹介する「観光用音声ガイド」が組み込まれたポータルサイトを開設。また、WEB広告や観光ガイドの配布により町の魅力を発信する。

5. 地域の語り部の育成

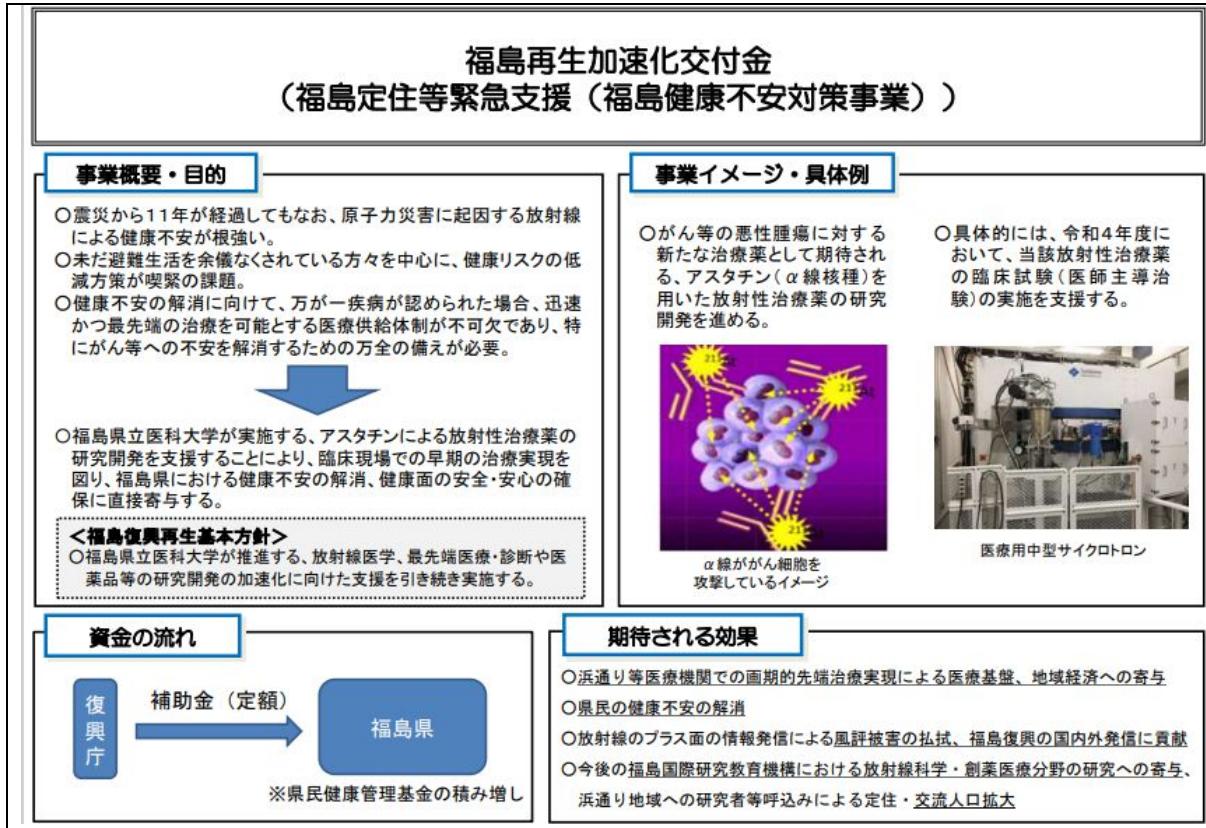
福島県では、震災の事実や教訓を継承・発信するため、高校生を対象に語り部としての研修を行うとともに、県外の学校との交流等を通じて、福島の今を発信する。

h. 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））

福島県における健康不安の解消、健康面の安全・安心の確保に寄与するため、福島県立医科大学が実施するアスタチンによる放射性治療薬の研究開発を支援している。

平成29年度の制度創設から令和4年4月1日までに交付可能額通知を3回行っており、配分額は約19億円（事業費：約19億円）となっている。

図 7-2-21 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）の概要



資料) 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））の概要

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/20210402104245.html> (2022年11月15日閲覧)

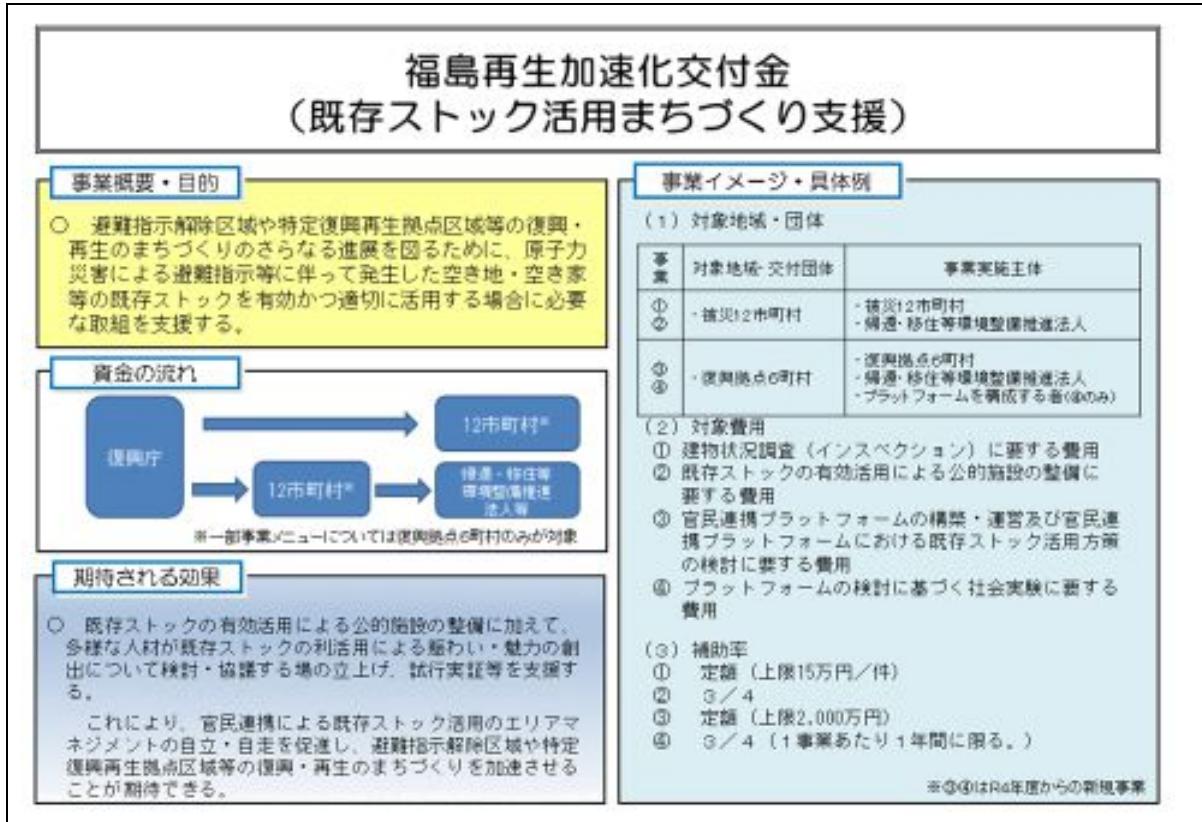
がん等の悪性腫瘍に対する新たな治療薬として期待される、アスタチン(α 線核種)を用いた放射性治療薬の研究開発を進める。具体的には、令和4年度において、当該放射性治療薬の臨床試験(医師主導治験)の実施を支援する。

これにより、浜通り等医療機関での画期的先端治療実現による医療基盤、地域経済への寄与や、県民の健康不安の解消、放射線のプラス面の情報発信による風評被害の払拭、福島復興の国内外発信に貢献、今後の福島国際研究教育機構における放射線科学・創薬医療分野の研究への寄与、浜通り地域への研究者等呼込みによる定住・交流人口拡大などが期待される。

i. 福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）

原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家などの既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切に活用する場合に必要な取組の支援を行っている。令和元年度の制度創設から令和4年4月1日までに、交付可能額通知を6回行っており、配分額は約2.4億円（事業費：約3億円）となっている。

図 7-2-22 既存ストック活用まちづくり支援の概要



資料) 福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）の概要

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/20190403092007.html> (2022年11月15日閲覧)

被災12市町村に対して、建物状況調査（インスペクション）に要する費用や、既存ストックの有効活用による公的施設の整備に要する費用を補助することとしている。

さらに、復興拠点6町村に対しては、官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討に要する費用や、プラットフォームの検討に基づく社会実験に要する費用を補助することとしている。

図 7-2-23 既存ストック活用まちづくり支援の具体例



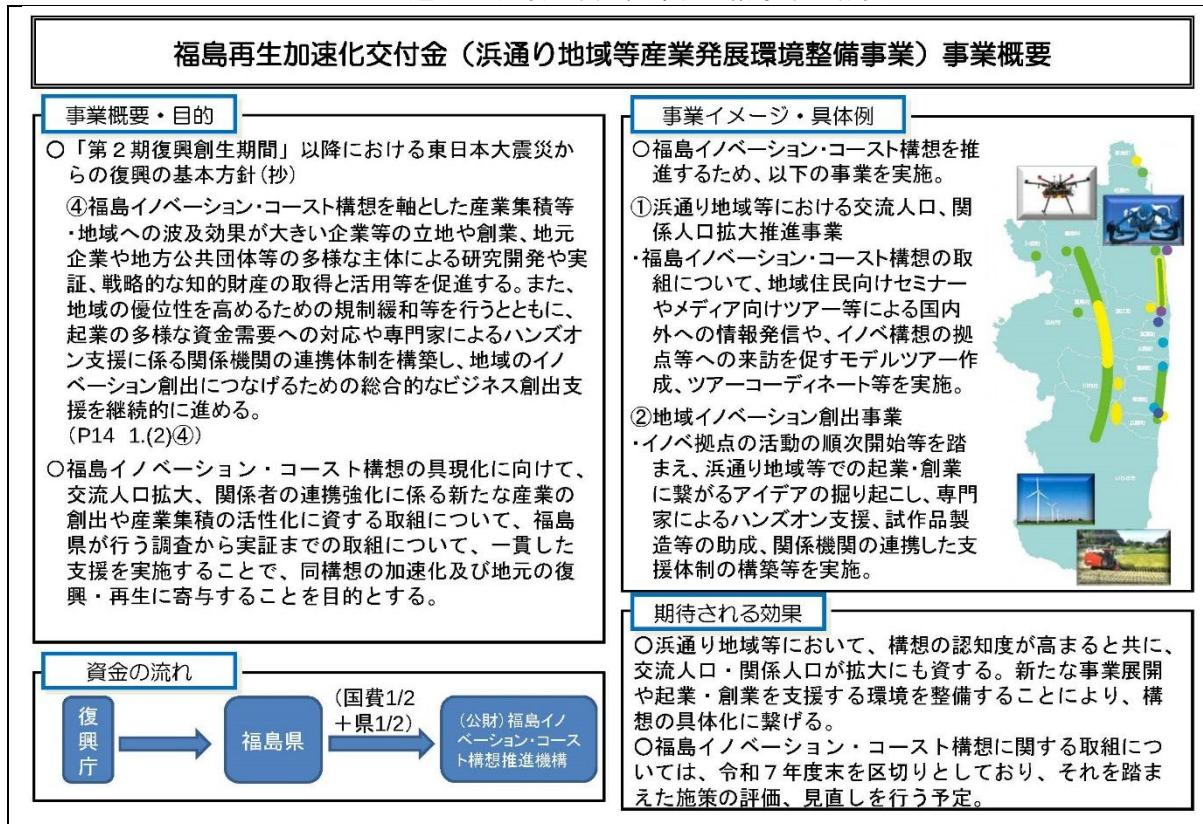
資料) 復興庁作成

j. 福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）

福島イノベーション・コスト構想の推進の加速化及び地元の復興・再生に寄与することを目的とし、浜通り地域等における取組等の情報発信、交流人口拡大、地域で新産業創出を目指す者への支援体制の構築等について支援を行っている。

令和3年度の制度創設から令和4年4月1日までに、交付可能額通知を2回行っており、配分額は約6億円（事業費：約12億円）となっている。

図 7-2-24 浜通り地域等産業発展環境整備事業の概要



資料) 福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）の概要

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/20210401222635.html> (2022年11月15日閲覧)

福島イノベーション・コスト構想を推進するため、以下の事業を実施する。

1. 浜通り地域等における交流人口、関係人口拡大推進事業

福島イノベーション・コスト構想の取組に基づき新たな産業集積の取組が進められている浜通り地域等において、イノベ構想の取組を地域や全国に発信するとともに、地域における取組を訪問する機会を設けること等により、同構想の取組への关心や理解を深め、交流人口や関係人口の増加を促し、浜通り地域等の産業集積に貢献する。

2. 地域イノベーション創出事業

浜通り地域等において、新たに起業・創業を目指すアイデアや技術シーズを有する個人や企業に対し、専門機関によるハンズオン支援、試作品製作費等の助成、サポーターとなる

自治体や支援機関による支援を行い、事業化や実用化支援対象となるよう具体化支援を実施し、あらゆるチャレンジが可能な地域を目指す。これにより、浜通り地域等において、構想の認知度が高まるとともに、交流人口・関係人口の拡大や、新たな事業展開や企業・創業を支援することを整備することにより、構想の具体化に繋げることなどが期待される。

k. 福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）

福島県の漁業は、原子力災害の影響により出荷制限が続き、震災前の状況より大きく低迷していることから、本格的な水産業の復興に向け、水産業共同利用施設等の整備に対する支援を行っている。

令和3年度の制度創設から令和4年9月29日までに、交付可能額通知を3回行っており、配分額は約2.4億円（事業費：約3.4億円）となっている。

図7-2-25 水産業共同利用施設復興促進整備事業の概要



資料) 福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）の概要

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/20210422170414.html> (2022年11月15日閲覧)

福島県の原子力災害被災12市町村及び沿海市町村に対する水産加工流通施設の衛生機能の高度化を図る施設や、種苗生産機能の効率化・高度化等を図る施設の整備を行う。

福島県の漁業・水産業を支援するため、荷捌き施設、水産加工処理施設の整備を行うことにより、事業対象地域に漁業・水産業の体制整備が進み、漁業者等の再建が加速することが期待される。

図 7-2-26 水産業共同利用施設復興促進整備事業例



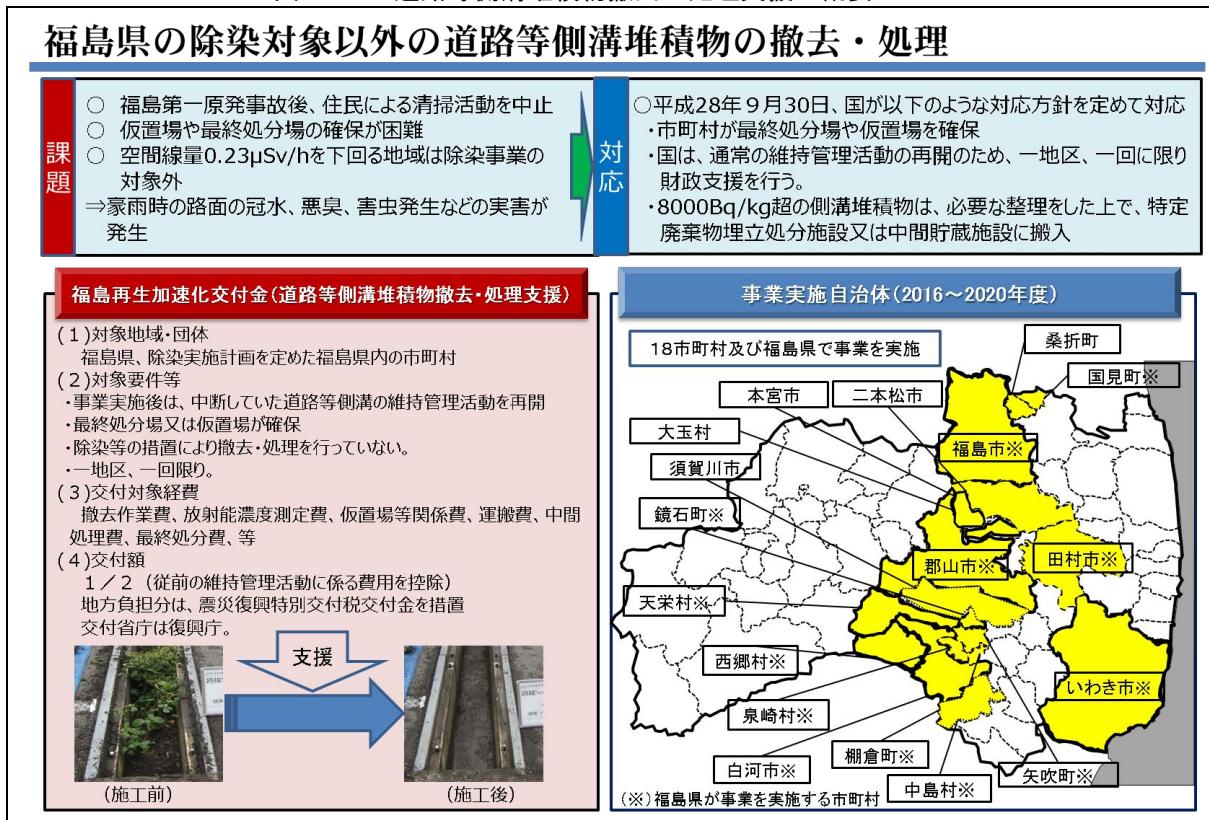
資料) 福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）の概要

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/20210422170414.html> (2022年11月15日閲覧) d

I. 福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）

除染対象以外の道路等側溝堆積物撤去・処理を支援することにより、通常の維持管理活動の再開支援を行った。平成28年度の制度創設から令和2年6月26日までに交付可能額通知を14回行っており、配分額は約104億円（事業費：約208億円）となっている。

図 7-2-27 道路等側溝堆積物撤去・処理支援の概要



資料) 復興庁作成資料

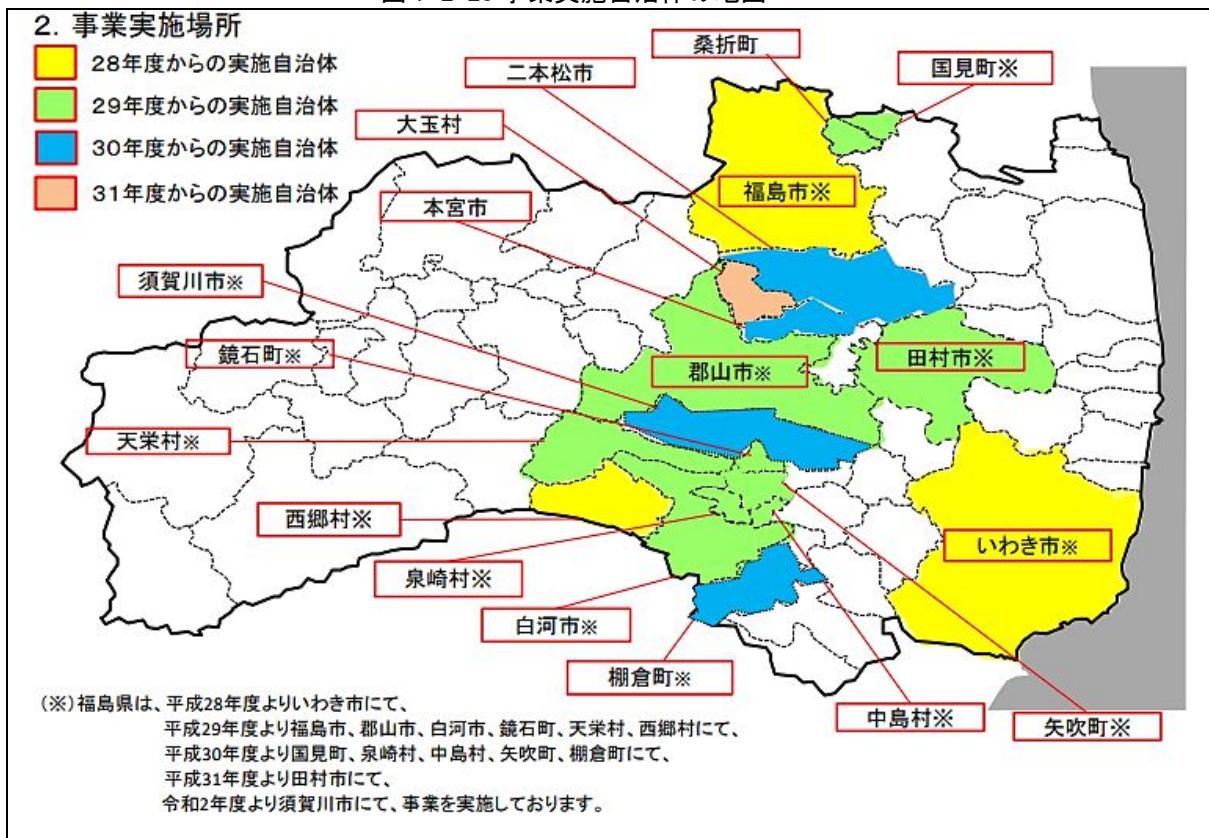
福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理については、東電福島第一原発事故後、住民による清掃活動が中止され、仮置場や最終処分場確保も困難であったこと、また、空間占領空間線量 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を下回る地域は除染事業の対象外であるため、豪雨時の路面の冠水、悪臭、害虫発生などの実害が発生した。

平成 28 年 9 月 30 日、国が以下のような対応方針を定めて対応した。

- ・ 市町村が最終処分場や仮置場を確保
- ・ 国は、通常の維持管理活動の再開のため、一地区、一回に限り財政支援を行う。
- ・ 8000Bq/kg 超の側溝堆積物は、必要な整理をした上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入

平成 28 年度から令和 2 年度までに事業実施された自治体を以下に示す。

図 7-2-28 事業実施自治体の地図



資料) 復興庁「福島再生加速化交付金（第43回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援第14回》の交付可能額通知について」

P. 2

https://www.reconstruction.go.jp/topics/m20/06/20200626_fukushima_seikasoku_dorosokko_press_No3-1.pdf (2022年11月15日閲覧)

m. 福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設等整備）

福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けて、福島県が行う原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）の整備及び拠点周辺の生活環境整備等への支援を行った。平成29年度の制度創設から令和3年4月1日までに、交付可能通知を6回行っており、配分額は約42億円（事業費：約67億円）となっている。

図 7-2-29 原子力災害情報発信等拠点施設等整備事業の概要



資料) 復興庁「福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）の概要」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/20170330175143.html> (2022年11月15日閲覧)

福島県が双葉町に整備し、令和2年9月に開館した原子力災害情報発信拠点施設（東日本大震災・原子力災害伝承館）の整備費及び立上げに要する広報費用等の初期費用を支援した。

2) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業の概要・取組

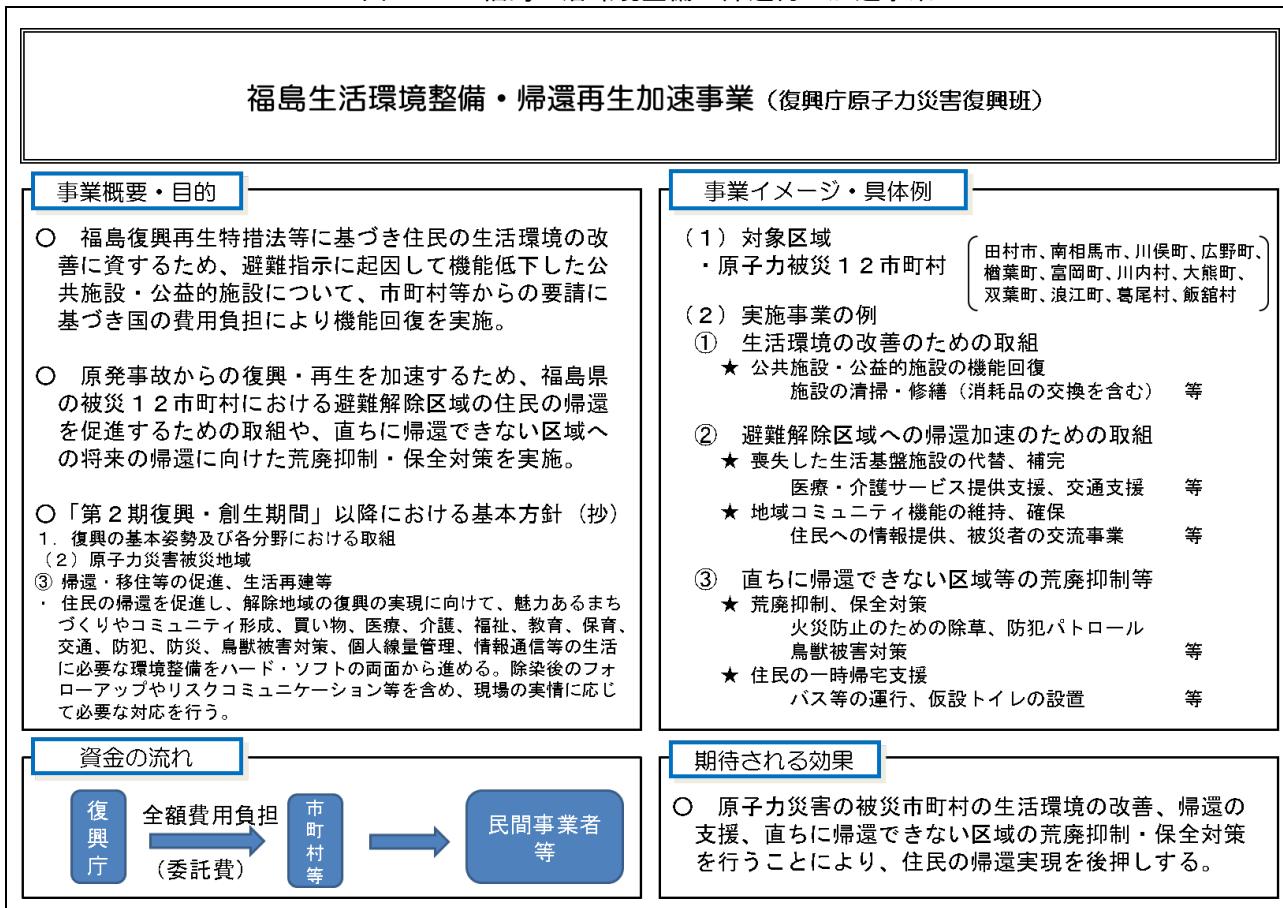
福島復興再生特別措置法に基づき、住民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な環境整備を図る「福島避難解除等区域生活環境整備事業」と、住民の帰還の促進を図るとともに直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策や住民の一時帰宅を支援し将来の住民の帰還の円滑化を図る「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」が平成24年度に創設された。

さらに、平成27年度、同事業を統合する形で「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」が創設された。福島復興再生特別措置法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施している。また、東電福島第一原発事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施している。

平成24年度予算における制度創設から令和3年度までに実施した事業費は約658億円(全額国費)となっている。

具体的には、①生活環境の改善のための取組として、公共施設・公益的施設の機能回復(施設の清掃・修繕等)、②避難解除区域への帰還加速のための取組として、喪失した生活基盤施設の代替、補完(医療・介護サービス提供支援、交通支援等)や地域コミュニティ機能の維持、確保(住民への情報提供、被災者の交流事業等)を実施している。また、③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等として、荒廃抑制、保全対策(火災防止のための除草、防犯パトロール、鳥獣被害対策等)、住民の一時帰宅支援(バス等の運行、仮設トイレの設置等)を実施している。

図 7-2-30 福島生活環境整備・帰還再生加速事業



資料) 復興庁資料

(2) 特定復興再生拠点区域の整備状況

1) 特定復興再生拠点区域制度の概要

a. 概要

平成29年5月の福島復興再生特別措置法改正により、帰還困難区域のうち、5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として、特定復興再生拠点区域を市町村が設定することが可能となった。各市町村が作成した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、除染などが集中的に行われ、帰還環境が整備されている。

b. 特定復興再生拠点区域制度創設の経緯等

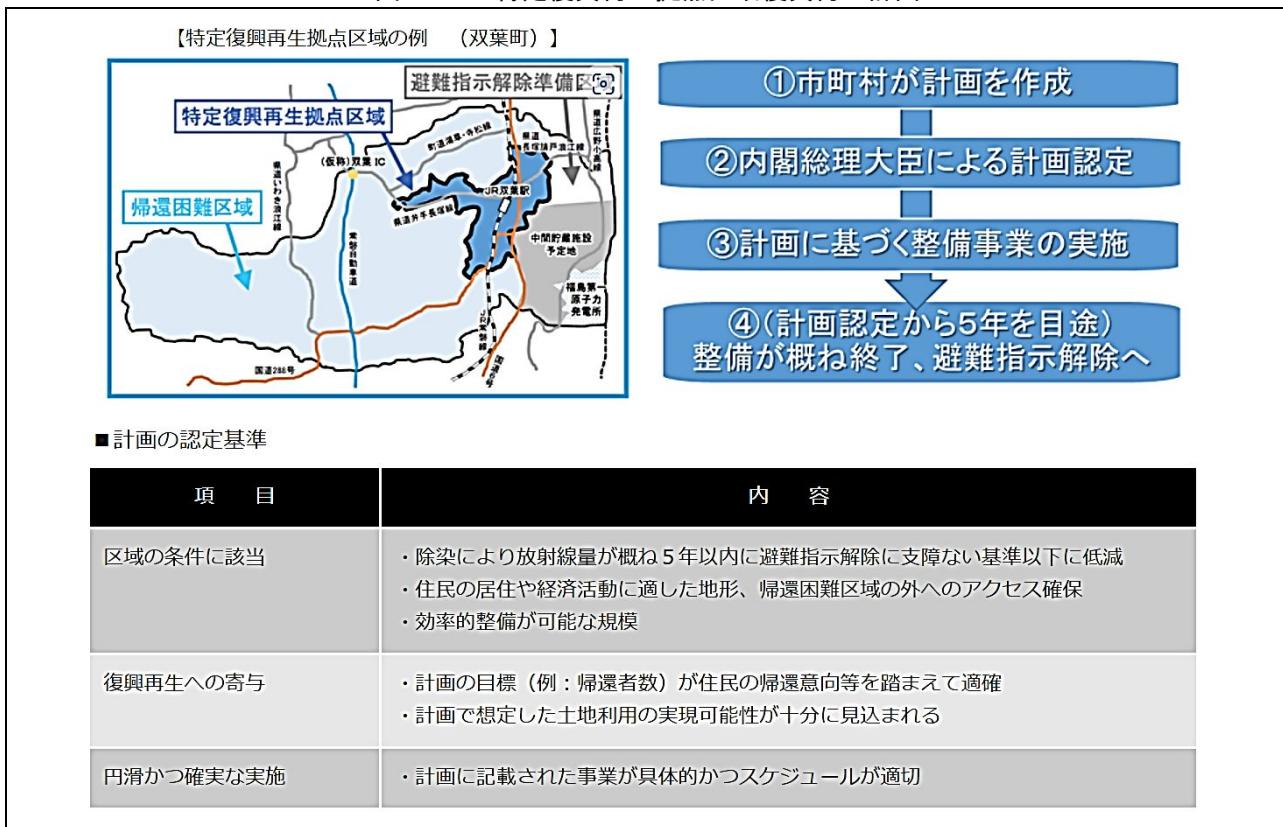
帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との方針を踏まえ、東電福島第一原発の事故から時が経過し、当該区域においても一部では放射線量が低下するとともに、福島県及び帰還困難区域をその区域に含む市町村（以下「特定避難指示区城市町村」という。）からの帰還困難区域の取扱いに関する意向等も踏まえて、同区域の復興及び再生に関する制度を平成29年5月の改正福島復興再生特別措置法に創設した。

具体的には、帰還困難区域のうち、5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として「特定復興再生拠点区域」を各市町村が設定し、当該区域の復興及び再生を推進するため、避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、各事業主体が連携して、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的かつ効率的に行い、集中的に整備に取り組むことによって、円滑かつ確実な帰還環境の整備を実現することとした。

また、特定避難指示区城市町村において、特定復興再生拠点区域外も含めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とし、町民等の意見を踏まえた中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、特定避難指示区城市町村が、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の取組を行う場合は、国はそれらを支援するため必要な措置を講ずるものとした。

なお、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、地元自治体の強い意向がある場合に適用される、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みについて、令和2年12月25日に「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」(原子力災害対策本部)を決定した。また、令和3年8月31日に決定した「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」(原子力災害対策本部・復興推進会議)に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく。残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進めていることとしている。

図 7-2-31 特定復興再生拠点区域復興再生計画



資料) 復興庁「特定復興再生拠点区域復興再生計画の制度概要」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/20170913162153.html> (2022年11月15日閲覧)

2) 各自治体の特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要・取組

特定復興再生拠点区域については、平成30年5月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）の計画を内閣総理大臣が認定し、帰還環境の整備を推進している。令和2年3月にはJR常磐線の全線開通に合わせて、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示を解除し、令和4年6月には、葛尾村、大熊町、同年8月には双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となった。帰還困難区域を抱える自治体の状況は、それぞれ大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・移住等に向けた課題について、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推進しているところである。

図 7-2-32 特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況

特定復興再生拠点区域の整備状況 (2022年10月1日時点)		
特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況		
双葉町 2017.9.15認定	避難指示解除	○2022.8.30 : 解除
	施設整備等	○常磐自動車道常磐双葉インターチェンジ : 2020.3.7開通 ○JR常磐線双葉駅 : 2020.3.14開業 ○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 2018.3.30都市計画決定、2019.10.1着工
大熊町 2017.11.10認定	避難指示解除	○2022.6.30 : 解除
	施設整備等	○常磐自動車道大熊インターチェンジ : 2019.3.31開通 ○JR常磐線大野駅 : 2020.3.14開業 ○下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 2020.6.1都市計画決定、2022.3.12着工
浪江町 2017.12.22認定	解体・除染	○解体 : 327件解体済、除染 : 概ね実施済み
富岡町 2018.3.9認定	避難指示解除	○JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域 : 2020.3.10解除
	解体・除染	○解体 : 757件解体済、除染 : 概ね実施済み
	施設整備等	○JR常磐線夜ノ森駅 : 2020.3.14開業
飯館村 2018.4.20認定	解体・除染	○解体 : 89件解体済、除染 : 概ね実施済み
	施設整備等	○環境再生事業 : 除去土壤再生利用技術等実証事業実施中
葛尾村 2018.5.11認定	避難指示解除	○2022.6.12 : 解除

※除染は2022年1月末時点、解体は2022年8月末時点の実施数量

資料) 復興庁「特定復興再生拠点区域の整備状況 (2022年10月1日時点)」

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/221001_kyotenseibijoukyou.pdf (2022年11月15日閲覧)

図 7-2-33 認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・区域面積：約555ha
- ・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年8月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

大熊町（2017年11月10日認定）



- ・区域面積：約860ha
- ・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年6月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

浪江町（2017年12月22日認定）



- ・区域面積：約661ha
- ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha
- ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha
- ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha
- ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春
(2022年6月12日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

資料) 復興庁「福島の復興・再生に向けた取組状況」

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20220530_kikakuchosei3.pdf

(3) 移住等の促進に向けた取組

発災から10年が経過する中で、原子力災害被災地域では、住民帰還は徐々に進んでいるものの、高齢者の割合が多く、若者や子育て世代などの帰還が進んでいない状況が見られた。また、避難指示解除に時間をおとした地域では、5～6割の住民が「戻らない」との意向を示している。これらを踏まえれば、居住人口の増加や、まちの賑わいの再生を図るとともに、地方公共団体の行財政基盤の確保にも資するよう、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める必要があった。

このため、令和2年の福島復興再生特別措置法の改正により、帰還環境整備交付金（福島再生加速化交付金（帰還環境整備））を帰還・移住等環境整備交付金に改め、交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりを含め、移住等の促進に資する事業を追加した。

令和3年7月1日、被災12市町村に共通する広域的な取組を担う「ふくしま12市町村移住支援センター」を福島県が設置した。また、同センター、復興庁、福島県、被災12市町村、関係機関からなる「福島移住促進実行会議」を同年7月に設置し、被災12市町村の協調・連携を強化し、創意工夫が生み出される環境を整備した。

なお、こうした取組のほかにも様々な要因が考えられるが、令和4年6月に福島県が調査・公表した結果によれば、福島県の原子力災害被災12市町村への移住世帯数・移住者数は、令和2年度の「155世帯、213人」から、令和3年度には「326世帯、436人」の増加となっている。

図7-2-34 移住・定住の促進に向けた取組

移住・定住促進事業(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)の内訳)の概要

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、「復興の担い手」となる移住人材の確保が必要。
- 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等を呼び込む戦略が必要。
- ➡ ①12市町村自ら移住施策の創意工夫、②ふくしま12市町村移住支援センターを通じた広域的な取組への対応、③12市町村が広域的に連携する仕組みを進めるとともに、④移住開心層への直接の後押しとして、個人支援金を給付。
- ➡ 令和4年度から、移住者の住宅確保支援を強化するため、移住者が居住用に空き家を賃借又は購入する場合の改修費等補助や移住者が入居する賃貸住宅の家賃低麋化補助について、交付金の対象事業として追加・拡充。

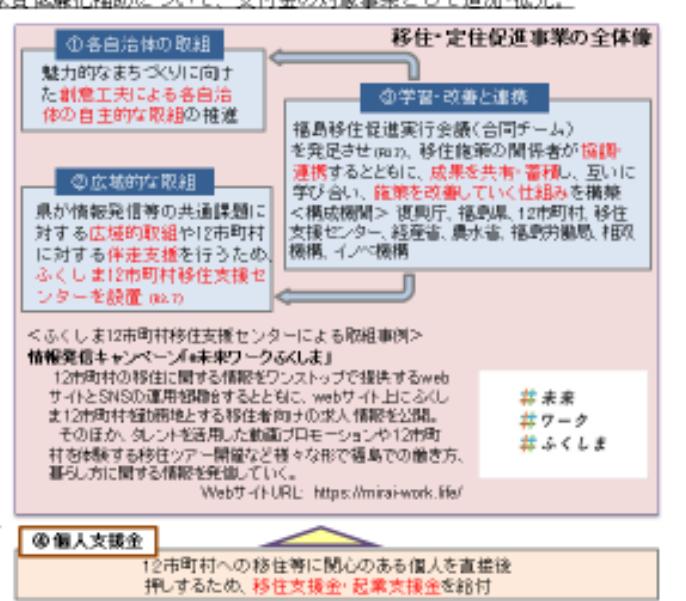
福島再生加速化交付金における支援措置

(1) 地方自治体の自主性に基づく事業への支援

- 福島県及び12市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づき実施する移住促進事業を交付金により支援
【支援対象地域】 福島県の12市町村
【事業費上限額】 原則：福島県8億円、市町村4億円
補助率3/4、残る地方負担分は震災特災を充当
【支援対象施策】 移住・定住の促進
(コワーキングスペースや移住者が居住する空き家の改修など一定のハード事業も対象)

(2) 移住者等に対する個人支援

- 福島県外からの復興・再生を支える新たな活力を呼び込むため、移住して就業・起業等する者に対する支援金を給付（給付は福島県が実施）
 - ① 移住支援金
福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、就業・起業する者（最大200万円）
 - ② 起業支援金
①に加えて、福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、新たに起業する場合（最大400万円）



資料) 復興庁資料

図 7-2-35 ふくしま 12 市町村移住支援センターによる情報発信キャンペーン

(参考) # 未来 ワーク ふくしま

[Webサイト]

12市町村の仕事に関する情報（ふくしま12市町村を勤務地とする移住者向けの求人情報）、暮らしに関する情報（住宅改修費補助など）、移住支援金や交通費等補助などの支援制度の紹介、先輩移住者インタビューを公開。情報は今後も継続追加予定。

webサイトURL : <https://mirai-work.life/>



買戻

●補助金
改修料金の半額補助
最大250万円(30万円まで自己負担)
片付け費用のみ
最大50万円(30万円まで自己負担)

MAGAZINE

ふくしまでチャレンジする人・まち
福島したたか農業など、福島は市町村が創ったなでしこマガジン。福島の魅力を発信するマガジンを読み入れるあなたの手とお届けします。



[SNS]

「福島ファン」に向けて情報を発信。中長期的な関係の中で移住に関心を持っていただくことを目指す。

twitter



@miraiwork

未来ワークふくしま @miraiwork... 12時間前
皆さん、#わんぱくタップ広場と #高見公園に行なったことはありますか?
#福島の駅南側周辺に西隣にある南相馬っ子に大人気の親子で楽しめるスポット!わんぱくタップ広場は全館人工芝の屋内広場なので、雨の日でも遊ぶことができます♪
#南相馬市 に親子でお越しの際は是非遊びに行ってみてください!

facebook



mirai.work.fukushima

未来ワークふくしま
みんなでつながる
12月11日(木) 14時
国道6号から山道にさまれたほどど、太平洋を望む眺めのいい高見公園には木々が生い茂り、開けたたたれた緑葉から中をのぞくと、若い葉に緑葉の手元。片付け赤手の森が…。もっと見る

資料) 復興庁「福島の復興・再生に向けた取組」(2022年11月) P.14

https://www.reconstruction.go.jp/topics/20221101_hukushima-hukko-torikumi.pdf (2022年11月16日閲覧)

令和3年3月には、原子力災害被災地域内外の民間事業者や専門家等が参加する「福島県浜通り地域等の未来に向けた『プロジェクト創出の場』」を立ち上げ、交流人口拡大につながる民間主導のプロジェクト作りを支援している。プロジェクト創出の場を通じて、原子力災害被災地域内外の多様な民間、専門家の繋がりが生まれ、「会津・浜通り教育旅行プロジェクト」など民間事業者等による新たなプロジェクトが生まれてきていている。

また、令和3年12月には行政の取組の具体化に向けた「交流人口拡大アクションプラン検討会」を立ち上げ、浜通り地域等15市町村や関係省庁等の協力の下、令和4年5月に「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を経済産業省と福島県で策定した。市町村連携による広域な誘客促進に向けたコンテンツの具体化に向けて支援。行政と民間の両輪の取組を後押ししていくことに加え、民間による誘客コンテンツ開発の支援や来訪者向けの消費喚起支援策を実施する。具体的な取組は以下のとおりである。

1) 市町村間連携（ヨコ）のアクション

来訪先候補を増やすとともに面的に広げるため、15市町村内の複数の市町村に共通する地域資源が存在することや、一市町村では人的・資金的資源に限りがあることを踏まえた上で、市町村間で連携（「ヨコ」）し、補完・相乗効果が生まれるような「市町村の枠を超えた広域のコンテン

ツ作り」に取り組む。経済産業省・福島県においては、各テーマの専門家や民間が参画する「15市町村広域マーケティング機関」(仮称)の立ち上げを支援し、広域コンテンツ作りを推進する。具体的には、以下の6つのアクションの具現化を行う。

- 酒・グルメ：生産元の「人」と語らい、思いや生き様を体感する、酒・グルメ・人・自然を組み合わせた広域のツアー作り等
- スポーツ：復興により都度変わる「情景」を体感する 15 市町村サイクルルートの策定、地元サイクルガイドの養成等
- 山・自然：里山・百名山、ダム、渓谷、キャンプ場だけでなく、隠れた魅力を専門家とともに掘り起こし・磨き上げ等
- 海・自然：サーフィンや SUP、海水浴場や自然公園、アウトドア施設、現地グルメやアパレルとの連携等
- 歴史・文化：馬、土倉との連携等
- 芸術：市町村の持つ芸術・文化資源との連携等

2) 市町村独自の取組（タテ）を推進するアクション

各市町村には、歴史や文化、地理的特性などを背景とした独自の地域資源が存在していることから、経済産業省が他地域にない尖った一点物を磨いていく取組を支援する。具体的には、以下の3つを中心に取り組む。

- 各市町村の担い手を増やす場づくり・運営
- 担い手をサポートする仕組みづくり・運営
- 専門家とタッグを組んだ魅力の発掘・磨き上げ

3) 市町村共通の基盤（デジタル化）に関するアクション

来訪先の選定に際して、特に若年層ほどデジタル技術の活用は前提となっていることから、15市町村に共通する「デジタル化」(中でも交流人口拡大に繋がるもの)に関するアクションを具体化する。具体的には、以下の3つを中心に取り組む。

- 行政のデジタルトレーニング
- 行政におけるデジタル化の実行とこれを支える伴走支援
- 15 市町村のデータ基盤の構築・運営

また、交流人口・消費拡大を図ることを目的として、浜通り地域等 15 市町村への来訪者向けに、宿泊業・飲食業等の対象店舗において QR コード決済等を利用した支払いにポイント還元等を行う「do!浜通りキャンペーン」を令和4年5月から令和5年1月にかけて実施した。

令和4年10月には、将来的な起業・移住のきっかけを作ることを目的とし、価値創造型の復興まちづくりアイデアソン「福島★復興グランプリ」を J ヴィレッジで開催した。「福島★復興グランプリ」では、年齢・学歴・職歴に関係なく「地方創生まちづくりにチャレンジしたい」という人を対象に、被災 12 市町村をフィールドとして「食・サービス」、「観光・自然」、「テクノロジー」をそれぞれテーマに掲げてアイデアソンを実施し、福島の復興まちづくりのキープレーヤーに対するアイデアの発表や表彰を行った。

7章 原子力災害固有の対応

3節 環境再生の取組・放射線への不安対応・食品等の安全性確保

1. 環境再生の取組

(1) 除染等の措置等

放射性物質汚染対処特措法では、除染の対象として、国が除染の計画を策定し除染事業を進める地域として指定された「除染特別地域」と、 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の地域を含む市町村を対象に関係市町村等の意見も踏まえて指定された「汚染状況重点調査地域」が定められた。

1) 除染特別地域と汚染状況重点調査地域

a. 概要

平成23年8月、放射性物質汚染対処特措法が制定され、同年12月に環境省は、国が直接除染を実施する除染特別地域として福島県内の11市町村を、同月及び平成24年2月に市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域として福島県を含む8県で104市町村を指定した。

放射性物質汚染対処特措法に基づき策定された除染実施計画に沿って、平成24年1月から、各市町村において除染等の措置が実施された。

平成29年3月までに帰還困難区域を除く除染特別地域内で、平成30年3月までに汚染状況重点調査地域の全域で面的除染が完了した。

面的除染完了後には、事後モニタリングの実施により除染の効果が維持されているか確認が行われている。除染効果の維持が確認されなかった場合には、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップ除染が実施されている。

b. 除染特別地域における除染等の措置

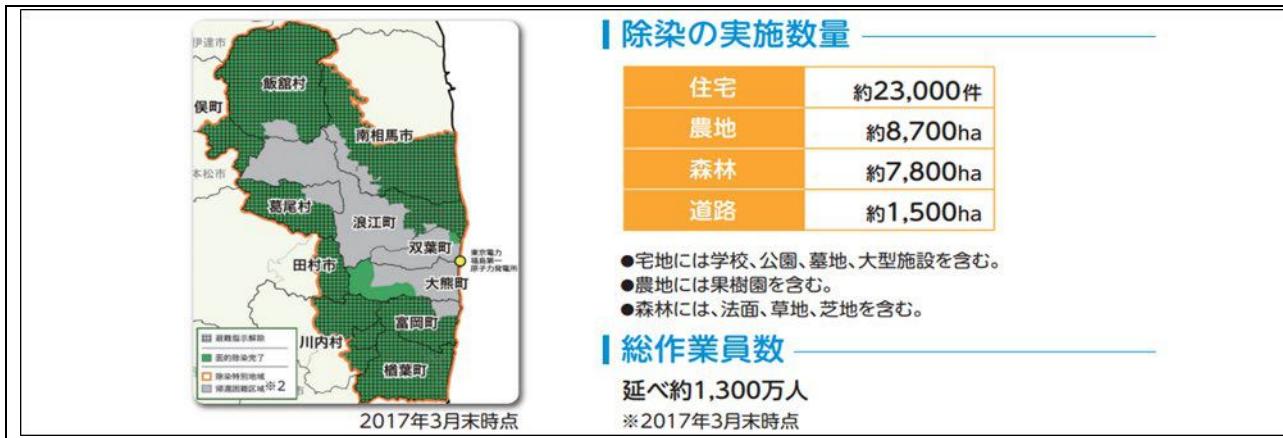
除染特別地域における除染については、平成24年1月26日に「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）」を環境省が発表し、避難指示区域ごとの工程などを示した。除染ロードマップを踏まえ、環境省は、平成24年4月までに田村市、楢葉町、川内村、南相馬市において除染実施計画を策定し、同年7月から田村市、楢葉町、川内村で面的除染を開始した。他の除染特別地域の市町村においても除染実施計画策定後、順次、面的除染を開始した。

総作業員数は延べ約1,300万人にものぼり、平成29年3月末までに、帰還困難区域を除く除染特別地域の全域で面的除染が完了した。

その結果、除染特別地域においては、約 $1,150 \text{km}^2$ の避難指示区域のうち約 780km^2 （約70%）の避難指示を解除することができ、また、解除された地域の帰還住民の年間追加被ばく線量は、おむね 1mSv 前後（最大で 5mSv 程度）であることも確認された。

また、令和4年3月に初めて、除染特別地域の指定を田村市において解除した。

図 7-3-1 除染特別地域の除染事業の実績



資料) 環境省「除染のあゆみ」P. 7

http://josen.env.go.jp/archive/decontamination_project_report/pdf/ayumi_full.pdf (2022年11月15日閲覧)

c. 汚染状況重点調査地域における除染等の措置

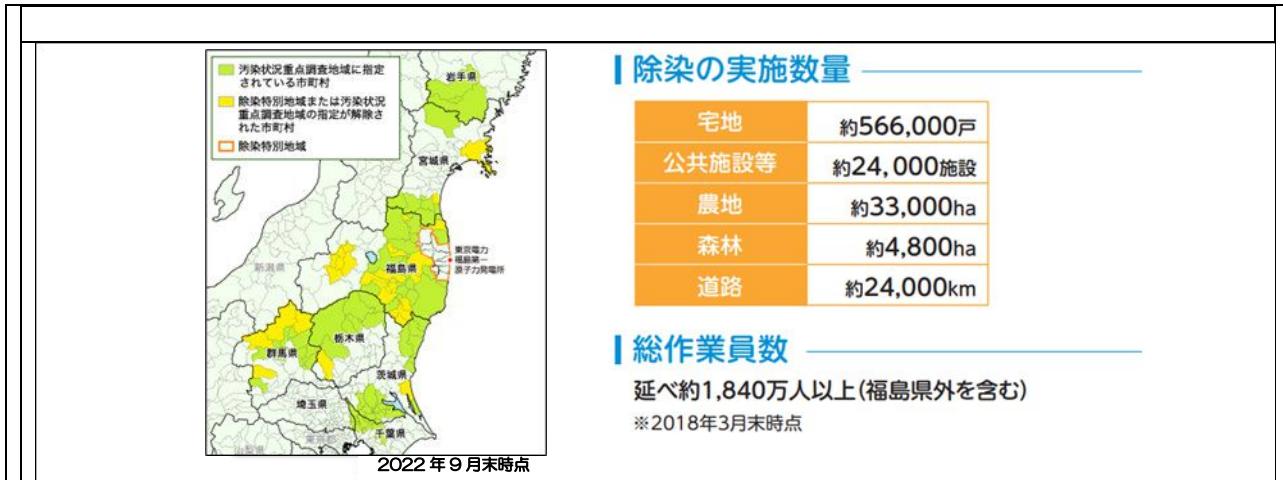
平成23年4月頃から始められた住民による自主除染を契機とし、住民の要望を受けた市町村が学校、幼稚園、保育園、公園などの除染を開始した。その後、放射性物質汚染対処特措法の成立を受けて、汚染状況重点調査地域に指定されたそれぞれの市町村が除染実施計画を作成し、平成24年1月からは、除染実施計画に基づいて、市町村を発注者とする建設事業者により除染が進められた。

総作業員数は延べ1,700万人以上と、膨大な作業員が除染事業に携わり、平成30年3月末までに8県100市町村の全てで面的除染が完了した。

その結果、汚染状況重点調査地域においては、平成28年には居住する住民の年間追加被ばく線量が概ね1mSv以下となっていることが確認され、放射性物質汚染対処特措法の基本方針に定められた長期目標を概ね達成することができた。

また、汚染状況重点調査地域では、令和4年9月末時点で、地域の放射線量が $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満となったことが確認された30市町村において、汚染状況重点調査地域の指定が解除された。

図 7-3-2 汚染状況重点調査地域の除染事業の実績



資料) 環境省「除染情報サイト」<http://josen.env.go.jp/zone/>

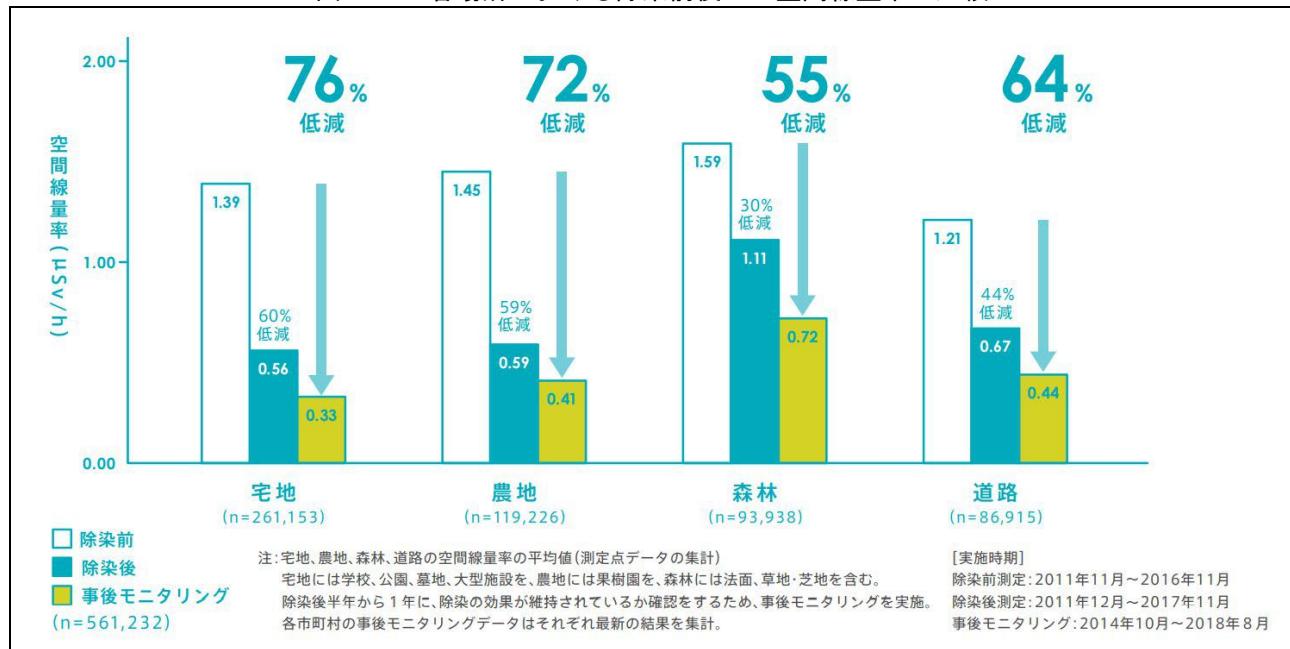
資料) 環境省「除染のあゆみ」P. 7

http://josen.env.go.jp/archive/decontamination_project_report/pdf/ayumi_full.pdf

2) 空間線量率の低下

除染の効果について、例えば宅地における除染により放射線量が60%低減し、その後のモニタリング調査では76%まで低減しているなど、効果が維持されていることが確認されている。なお、東電福島第一原発から80km圏内の空間線量率平均（地表面から1mの高さの値）は、令和2年10月時点で、平成23年11月比で約80%減少した。

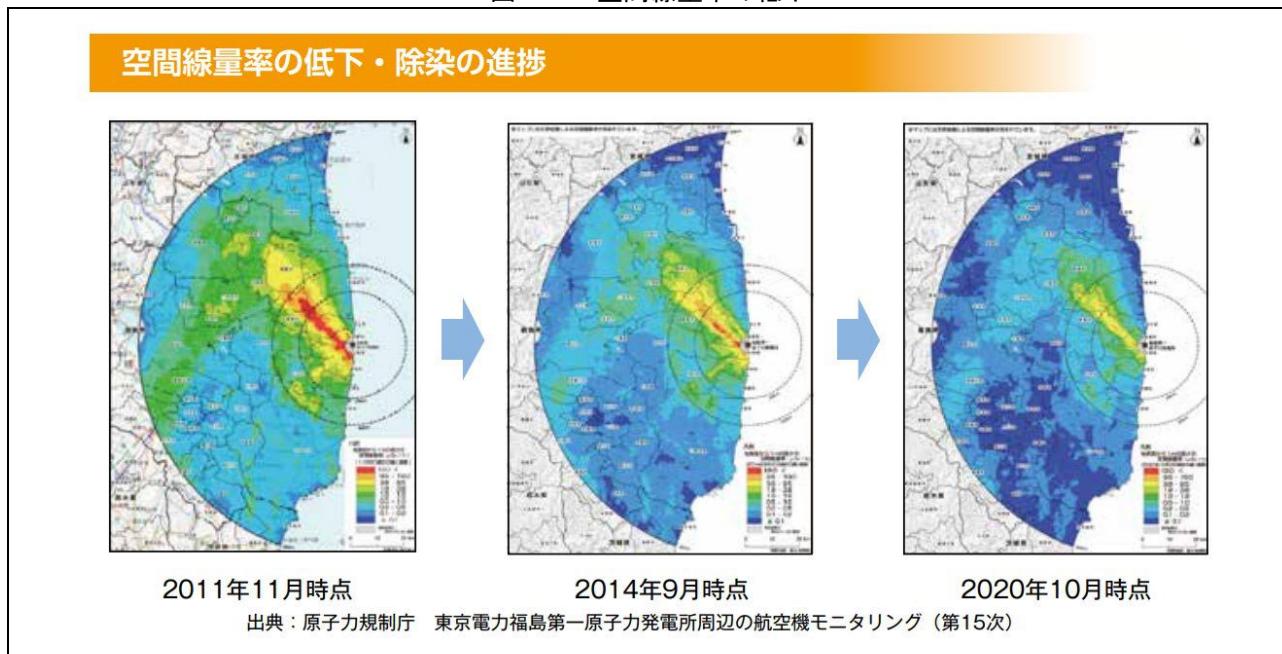
図7-3-3 各場所における除染前後での空間線量率の比較



資料) 環境省「福島環境再生のあゆみ」(2022年10月) P. 11

https://kankyosaisei.env.go.jp/jigyo/download/pdf/ten-years_history_2205.pdf (2023年2月7日閲覧)

図 7-3-4 空間線量率の低下



資料) 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」(2021年12月) P.16

[https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2-1/latest/202112_pamphlet_fukko-jokko-torikumi_02.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2-1/latest/202112_pamphlet_fukko-jokyo-torikumi_02.pdf) (2022年11月15日閲覧)

3) 仮置場等の設置・保管及び解消等

a. 取組の概要

除染等の措置を実施するに当たり、発生した除去土壤等を一時保管する仮置場の設置が必要であった。仮置場の確保に向けて地権者や近隣住民の理解を得るには町や行政区の協力が重要となり、行政区単位で候補地を選定した。

特に福島県外の地域や福島県内の都市部では、大規模な仮置場を確保することが困難であったが、速やかに除染を開始する必要性から、仮置場を設置するのではなく、除染を行った住宅の庭や公園などに現場保管を行った自治体も多数あった。

また、仮置場に搬入する除去土壤等の量を減らすため、発生した除染廃棄物についてはできるだけ裁断・破碎・圧縮・焼却などの減容化処理を行い、容積を減らすようにした。

なお、仮置場等の施設要件や管理要件などは、「除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版）除去土壤の保管に係るガイドライン」に記載されている。

b. これまでの成果

除染特別地域においては29か所（令和4年12月末時点）、汚染状況重点調査地域では48か所（福島県内は令和4年9月末時点、福島県外は同年3月末時点）の仮置場等において、除去土壤等の適正管理を実施している。また、福島県内では、これまで1,372か所の仮置場のうち1,338か所から除去土壤等の搬出を完了し、1,064か所の仮置場で原状回復等を完了した（除染特別地域は令和4年12月末時点、汚染状況重点調査地域は同年9月末時点）。

なお、福島県外の除去土壤等については、処分方針が決定されていないこともあり、大部分が現在も保管を継続している状況である。処分方針の策定に向けて、平成29年度より「除去土壤の処分に関する検討チーム会合」を開催、安全に埋立処分を行うための技術的な検討を専門家により行っている。また、安全性を確認するための埋立処分実証事業を平成30年度より実施中である（東海村：平成30年度から継続中、那須町：平成30年から令和元年度まで、丸森町：令和3年度から継続中）。

4) 除染等作業に従事する労働者の安全衛生管理に向けた取組

除染作業員の健康・安全対策として、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）及び関連するガイドラインを制定し、事業者への指導を行っている。また、民間の取組として、これらの業務に従事する労働者の被ばく線量の記録を一元的に管理する制度が運用されている。

(2) 中間貯蔵施設の整備と除去土壤等の最終処分に向けた取組

1) 中間貯蔵施設の整備等

a. 概要

放射性物質汚染対応特措法等に基づき、福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壤等及び福島県内に保管されている 10 万Bq/kg を超える指定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備することとしている。

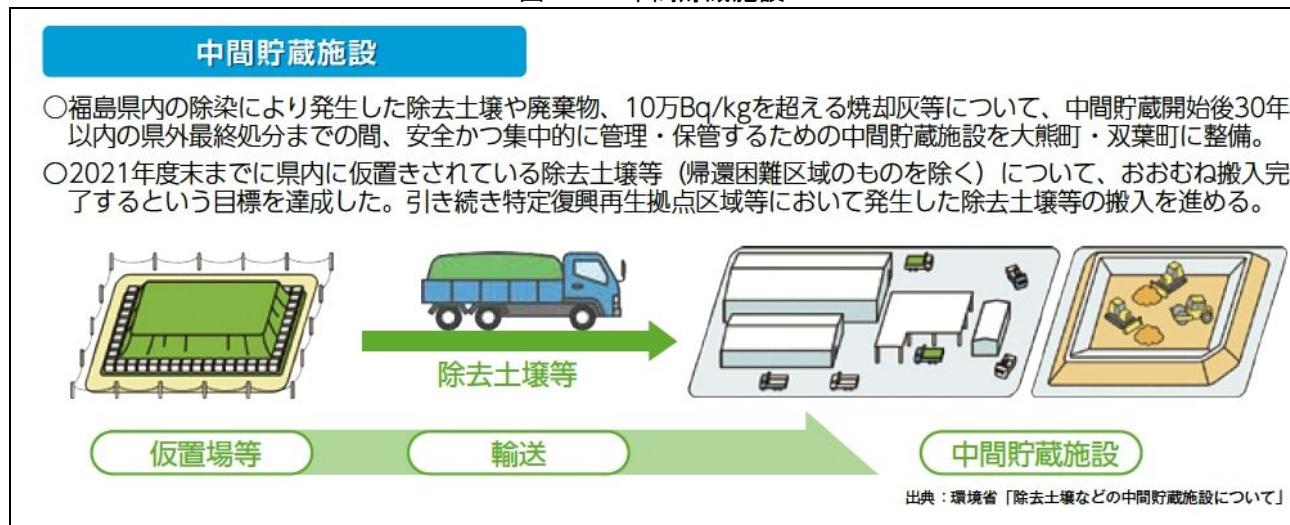
現在、用地取得、施設整備、除去土壤等の輸送が進捗している。

中間貯蔵施設の整備及び除去土壤等の輸送を始めとした中間貯蔵施設事業については、地元の方々の御理解を得ながら、何よりも安全第一を旨として実施している。

経緯の詳細は、中間貯蔵施設情報サイト内に掲載されている。

資料) <http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/#section01>

図 7-3-5 中間貯蔵施設



資料) 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」(2022年12月)

[\(2023年2月7日閲覧\)](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/202212_pamphlet_fukko-jokyo-torikumi.pdf)

図 7-3-6 中間貯蔵施設区域の航空写真



資料) 環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 第1部総合的な施策等に関する報告 第4章東日本大震災から10年を迎えた被災地の復興と環境再生の取組」P.103
https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/pdf/1_4.pdf (2022年11月15日閲覧)

b. 中間貯蔵施設の整備及び除去土壤の搬入等

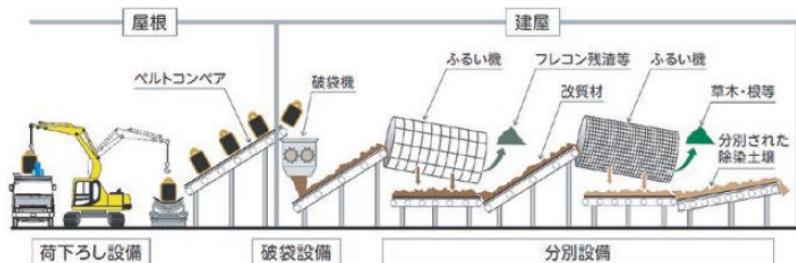
環境省では、中間貯蔵施設の整備と継続的な除去土壤等の搬入を進めている。除去土壤等の中間貯蔵施設への搬入に際しては、草木類等の可燃物については可能な限り減容化(可燃物を焼却)した上で輸送を行うこととしており、輸送対象物量(帰還困難区域のものを除く)は約1,400万m³と推計されている。

中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、予定地内の登記記録人数は2,360人となっている(うち令和4年12月末までに地権者の連絡先を把握した面積は約1,590ha、登記記録人数は約2,100人)。令和4年12月末までの契約済み面積は約1,280ha(全体の80%。民有地については、全体約1,270haに対し、約93%に当たる約1,186ha)、1,258人(全体の約76%)の方と契約に至っている。政府では、用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいるところである。

また、平成28年11月から受入・分別施設や土壤貯蔵施設等の整備を進めている。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壤を受け入れ、搬入車両からの荷下ろし、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行う。土壤貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された土壤を放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵する。平成29年6月に除去土壤の分別処理を開始し、平成29年10月には土壤貯蔵施設への分別した土壤の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には、中間貯蔵施設における除去土壤と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始した。

図 7-3-7 中間貯蔵施設の整備の状況

図 4-3-1 受入・分別施設イメージ



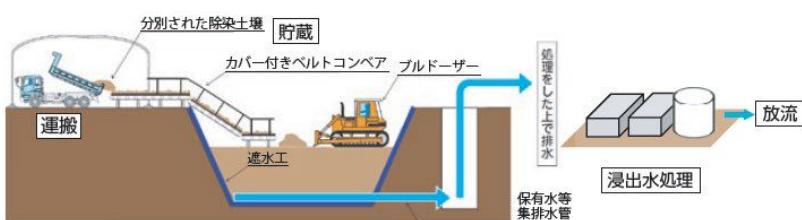
資料：環境省

写真 4-3-2 受入・分別施設



資料：環境省

図 4-3-2 土壤貯蔵施設イメージ



資料：環境省

写真 4-3-3 土壤貯蔵施設



資料：環境省

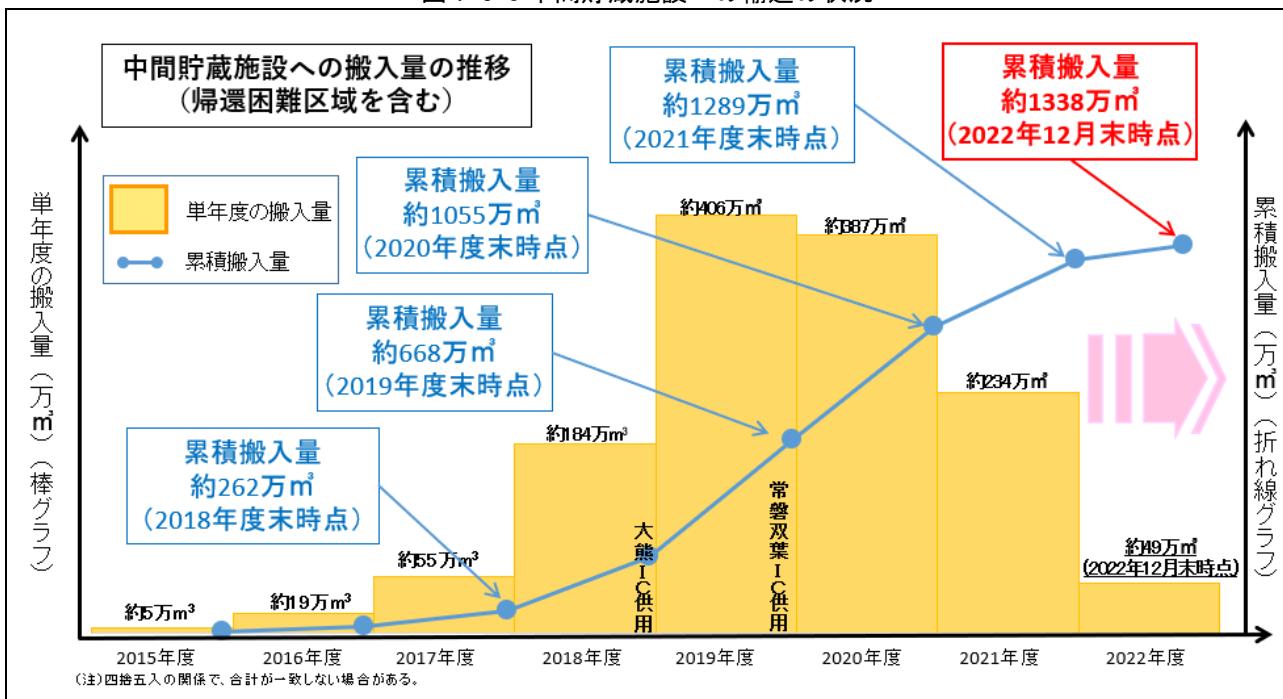
資料) 環境省「令和4年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 第2部各分野の施策等に関する報告 第3章循環型社会の形成」P. 169

https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r04/pdf/2_3.pdf (2023年2月7日閲覧)

中間貯蔵施設への除去土壤等（帰還困難区域を含む）の輸送については、令和4年12月末までに累計で約1,338万m³の輸送を実施した。

また、より安全かつ安定した輸送を目的に、大熊インターチェンジ・常磐双葉インターチェンジからの工事用道路や待避所、輸送車両待機場所の整備といった道路交通対策に加え、運転者研修等の交通安全対策、輸送出発時間の調整など特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化を実施している。

図 7-3-8 中間貯蔵施設への輸送の状況



資料) 環境省・データでみる福島「中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送の進捗状況（2022年12月）」P.1
http://josen.env.go.jp/plaza/info/data/pdf/data_2301_05.pdf

(2023年2月7日閲覧)

c. 令和4年度の中間貯蔵施設事業の方針

令和4年1月に、「令和4年度の中間貯蔵施設事業の方針」が示された。これは、安全を第一に、地域の理解を得ながら事業を実施することを総論として、

- (1) 特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壤等の搬入を進める
 - (2) 施設整備の進捗状況、除去土壤等の発生状況に応じて、必要な用地取得を行う
 - (3) 中間貯蔵施設内の各施設について安全に稼働させるとともに、土壤貯蔵が終了した土壤貯蔵施設の維持管理を着実に行う
 - (4) 再生利用についての技術開発、再生利用先の具体化、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動を全国に向けて推進し、また、減容処理・安定化技術のさらなる開発・検証を行うなど、県外最終処分に向けた検討を進める
- などを定めており、あわせて、当面の施設整備イメージ図を公表している。

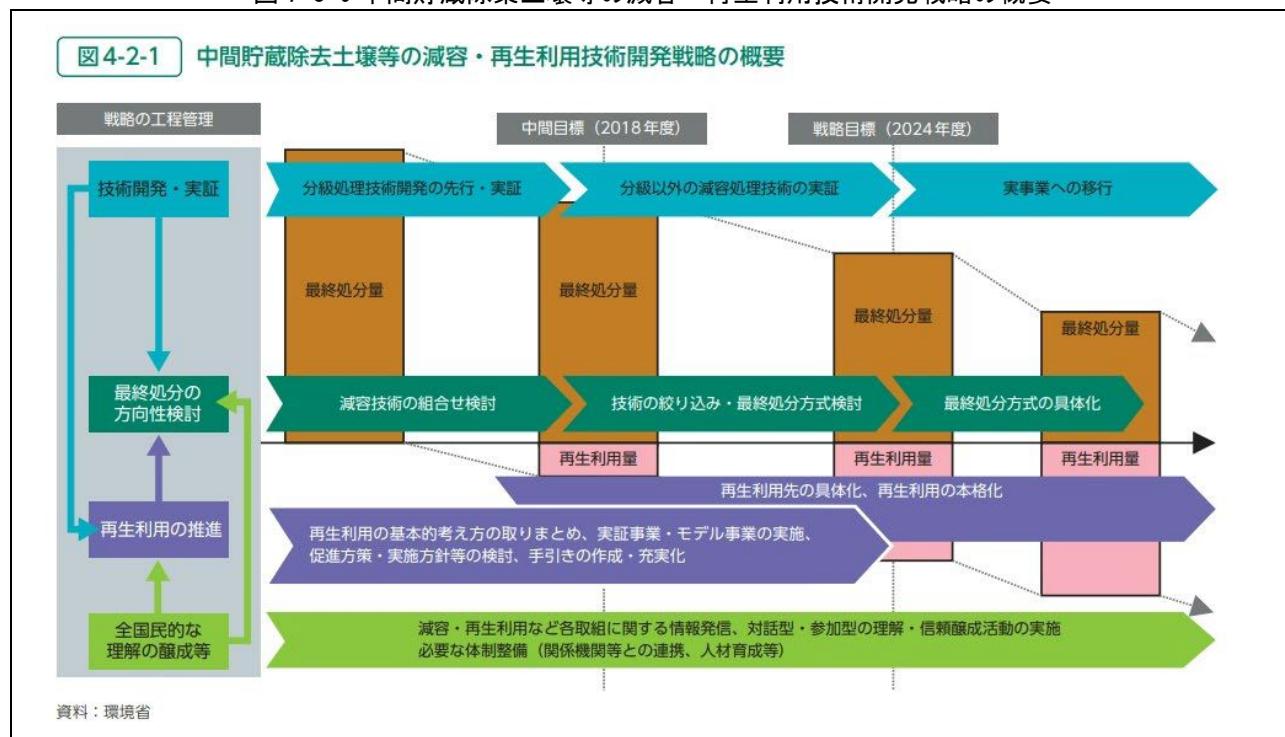
2) 福島県内除去土壤等の県外最終処分に向けた取組

福島県内で発生した除去土壤等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされており、環境省では、県外最終処分に向けた技術開発等の取組に関する中長期的な方針として、平成28年4月に「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめた。

これらに沿って、技術実証等を行うとともに、福島県南相馬市及び飯舘村において、除去土壤の再生利用の安全性を確認する実証事業を実施したところ、空間線量率等の大きな変動が見られず、盛土の浸透水の放射能濃度はおおむね検出下限値未満となっている。

また、除去土壤等の再生利用に関する全国的な理解醸成に向けて、コミュニケーションのあり方や方法について検討を行っている。

図7-3-9 中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略の概要



資料) 環境省「令和4年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 第1部総合的な施策等に関する報告 第4章東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けた取組」P.69

https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r04/pdf/1_4.pdf (2023年2月7日閲覧)

a. 中間貯蔵施設の整備と除去土壤等の最終処分に向けた取組

中間貯蔵施設への除去土壤等（帰還困難区域を含む）の輸送については、令和4年12月末までに1,338万m³を輸送したほか、令和3年度末までに福島県内に仮置きされている除去土壤等（帰還困難区域のものを除く。）のおおむね搬入完了という目標を達成した。令和4年度は、特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壤等の搬入を進める。引き続き、安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路交通対策の実施等、関係機関、関係市町村と十分に連携を取りつつ、地元の理解と協力の下、安全かつ確実な輸送に取り組む。

除去土壤等の最終処分については、平成26年12月に施行された中間貯蔵・環境安全事業株式

会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務規定として、「国は、（中略）中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが明文化された。

県外での最終処分の実現に向けては、除去土壤等の減容技術の開発と活用等により、できるだけ再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすことが重要である。平成28年4月に公表した「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、県外最終処分に向けた取組を着実に進めてきた。

また、平成28年6月には、除去土壤等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壤の安全な利用に係る基本的考え方について」を取りまとめた。これらに沿って平成29年4月から令和3年9月まで実施された南相馬市における除去土壤の再生利用実証事業では、空間線量率等のモニタリング結果から、安全性を確認した。

飯舘村においても、村内に仮置きされている除去土壤を活用した再生利用実証事業が進められており、令和2年から令和3年にかけて食用作物の栽培実験を実施した。結果として、覆土の有無にかかわらず、放射性セシウム濃度は0.1～2.5Bq/kgと、一般食品の基準値である100Bq/kgを大きく下回る測定結果となるなど一定の成果が得られた。また、再生資材化プラントの整備等を行った上で、令和3年4月には農地の造成工事に着手した。

さらに、県外最終処分の実現に向け、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動を実施した。具体的には、全国各地での対話フォーラムの開催や、全国の大学等と連携した講義やセミナー、環境再生事業の見学等を実施した。

図7-3-10 除去土壤等の最終処分に向けた取組

県外最終処分に向けた取組

○福島県内の除去土壤等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされている。最終処分に向けては、最終処分量の低減を図ることが重要であり、2016年に策定した技術開発戦略と工程表に沿って、除去土壤の再生利用等の取組を進めている。



- ・村内の除去土壤を再生資材化し、花きや野菜などの栽培実験を実施。
- ・野菜の放射性セシウム濃度は0.1～2.5Bq/kgと、一般食品の基準値である100Bq/kgを大きく下回る測定結果となった。
- ◀飯舘村長泥地区における盛土実証ヤードでの栽培実験の様子



- ・県外最終処分の実現に向け、2021年度から、全国各地で対話集会を開催するなど、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動を抜本的に強化し取り組んでいる。
- ◀高松市での第6回対話フォーラム(2022年10月29日)の様子

資料) 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」(2022年12月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/202212_pamphlet_fukko-jokyo-torikumi.pdf
(2023年2月7日閲覧)

(3) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

放射性物質汚染対処特措法では、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を特定廃棄物として国の責任のもと、適切な方法で処理することとなっている。

対策地域内廃棄物は、汚染廃棄物対策地域（廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があるとして環境大臣が指定した地域）内にある廃棄物である（避難指示解除後の事業活動等に伴う廃棄物を除く）。現在、福島県の10市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当時警戒区域及び計画的避難区域であった区域。除染特別地域と同じ。令和4年3月31日に田村市において汚染廃棄物対策地域の指定を解除。）として指定されている。

指定廃棄物は、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える、環境大臣が指定したものである。指定廃棄物は、令和4年9月末時点での10都県において、焼却灰や下水汚泥、農林業系廃棄物（稻わら、堆肥等）等の廃棄物計約41万トンが環境大臣による指定を受けている。指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針（平成23年11月閣議決定）において、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うこととされている。

指定廃棄物は、国に引き渡されるまでの間、各都県のごみ焼却施設や下水処理施設、農地等において、各施設等の管理者等が放射性物質汚染対処特措法の基準に沿って、遮水シート等で厳重に覆って飛散・流出を防ぐとともに、空間線量率を測定して周辺への影響がないことを確認するなどにより、適切に一時保管されている。

なお、8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定に基づき、当該指定廃棄物の指定の取消しが可能である。また、指定取消し後の廃棄物の処理について、国は技術的支援のほか、指定解除後の廃棄物の処理に必要な経費を補助する財政的支援を行うこととしている。

1) 対策地域内廃棄物や福島県内の指定廃棄物の処理

図 7-3-11 福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理



資料) 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」(2022年12月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/202212_pamphlet_fukko-jokyo-torikumi.pdf
(2023年2月7日閲覧)

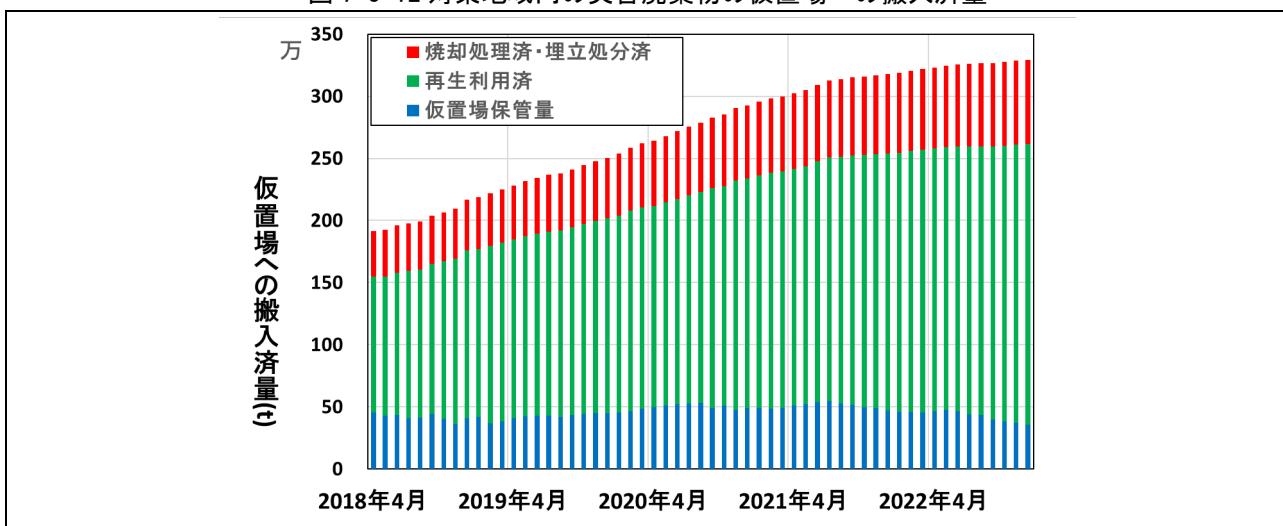
帰還困難区域内を除く対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、可能な限り減容化し、放射能濃度が10万Bq/kg以下のものは特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテック

クリーンセンター)において埋立処分し、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設において中間貯蔵することとしている。

対策地域内廃棄物については、主に津波がれき、家屋等の解体によるもの、片付けごみがあり、当初は、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標としてきた。こうした取組により、平成27年度末までに、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了したほか、令和4年12月末時点で、帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、中間処理、最終処分はおおむね完了した。

仮置場への搬入については、令和4年12月末までに、帰還困難区域を含めて、約330万トンの対策地域内廃棄物等の搬入を完了した（うち、約57万トンが焼却処理済み、約225万トンが再生利用済み）（図）。

図7-3-12 対策地域内の災害廃棄物の仮置場への搬入済量



資料) 環境省「国直轄による福島県における災害廃棄物等の処理進捗状況」

http://shiteihaikei.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pdf/progress_230131.pdf
(2023年2月7日閲覧)

仮置場に搬入した、帰還困難区域を含む対策地域内廃棄物等のうち可燃物については、各市町村に設置した仮設焼却施設等で減容化を図っており、令和4年12月末時点で12施設市町村のうち8施設で減容化処理を完了した。

事業を実施している仮設焼却施設においては、排ガス中の放射能濃度、敷地内・敷地周辺における空間線量率のモニタリングを行って安全に減容化できていることを確認し、その結果を公表している。

福島県内の事業者・自治体等の申請等に基づく指定廃棄物は令和4年9月時点で、全体で19万トンあり、そのうち農林業系廃棄物や下水汚泥等の可燃性の指定廃棄物については、搬入の前に焼却等の処理によって処分量を削減し、性状の安定化を図る減容化事業を地元の協力と理解を得ながら進め、令和3年12月末時点で指定廃棄物として指定されているものについては、広域処理により令和4年2月に減容化処理が完了した。

特定廃棄物埋立処分施設における埋立処分については、平成27年12月に福島県、富岡町及び楢葉町から当該処分場の活用を容認いただき、平成28年4月に施設を国有化した。同年6月には、

国と県及び2町の間で安全協定を締結し、必要な準備工事を行った上で、平成29年11月から施設への廃棄物の搬入を開始し、令和4年12月末時点で、計画量の約9割にあたる約26万袋を搬入した。平成30年8月に開館した特定廃棄物埋立情報館「リップルンふくしま」では、令和4年12月までには約7万人の来館者を迎えた。同情報館を拠点として情報発信に努め、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていく。

2) 福島県外の指定廃棄物の処理

指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特措法の基本方針において、当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うこととされている。

平成24年3月、政府は、既存の廃棄物処理施設ができる限り活用して、指定廃棄物の処理を進めることを原則としつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県については、国が当該県内に必要な処理施設を確保する方針を公表した。

環境省では、有識者会議を開催し、指定廃棄物を集約して処理する長期管理施設の安全性を適切に確保するための対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討を実施し、平成25年10月に長期管理施設の候補地を各県（長期管理施設の確保を目指すとされた宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県）で選定するためのベースとなる案を取りまとめた。その後、それぞれの県における市町村長会議の開催を通じて長期管理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する共通理解の醸成に努めた結果、宮城県、栃木県及び千葉県においては、各県の実情を反映した選定手法が確定した。

これらの選定方法に基づき、環境省は、宮城県においては平成26年1月に3か所、栃木県においては同年7月に1か所、千葉県においては平成27年4月に1か所、詳細調査の候補地を公表した。詳細調査候補地の公表後には、それぞれの県において、地元の理解を得られるよう取り組んでいるが、いずれの県においても詳細調査は実施できていない。

その一方で、各県ごとの課題に応じた段階的な対応も進めている。

宮城県においては、県の主導の下で各市町が8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととされ、環境省はこれを財政的・技術的に支援することとしている。その一環として、平成30年3月から4圏域（石巻、黒川、仙南、大崎）で汚染廃棄物の試験焼却が順次開始され、令和元年7月までに終了した。令和4年12月末時点で、黒川圏域では汚染廃棄物の処理が終了、石巻圏域では焼却が終了し、大崎圏域、仙南圏域では本焼却を実施している。

栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るために、平成30年11月、指定廃棄物を一時保管している農家が所在する市町の首長が集まる会議を開催し、国から栃木県及び保管市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られた。また、令和2年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとるとともに、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や各市町と連携して取り組むことを確認した。現在、当該方針に基づく集約化の実施に向けて、県・保管市町と調整を行っており、令和3年10月には、那須塩原市において保管農家の敷地から集約場所への指定廃棄物の搬出が開始されるなど、関係市町において取組が進められている。

千葉県においては、平成28年7月に全国で初めて8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の指

定を取り消した。

茨城県においては平成28年2月、群馬県においては同年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定した。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指している。

なお、平成28年4月に整備された指定廃棄物の指定取消しの仕組みにより、令和4年9月末までに約3,462トンの指定が取り消されている。

今後も、詳細調査の実施について地元の理解を得られるよう働きかけを続けるとともに、各都県それぞれの状況を踏まえて、保管場所の集約、指定取消しの仕組みを活用した処理など、各都県の具体的な課題の解決に向けた取組を進めていく。

(4) 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

帰還困難区域については、平成29年5月に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、各町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、令和4年から令和5年までの避難指示の解除に向け、平成29年12月から環境省が除染・家屋等の解体工事に着手した。特定復興再生拠点区域における除染の進捗率は9割を超えており（令和4年2月末時点）、また、家屋等の解体の進捗率（申請受付件数比）は約85%（令和4年12月末時点）。こうした取組を踏まえ、令和4年6月には葛尾村及び大熊町の、同年8月には双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。残る3町村（浪江町、富岡町、飯舘村）においては、令和5年春頃の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指して、除染等の事業を進めている。

なお、特定復興再生拠点区域の整備事業に由来する廃棄物等のうち、可能な限り減容化した後、放射能濃度が10万Bq/kg以下のものについては、双葉地方広域市町村圏組合の管理型処分場（クリーンセンターふたば）を活用して埋立処分を行うことで同組合、福島県及び環境省との間で合意した。

(5) 復興の新たなステージに向けた未来志向の取組

環境省は、平成30年8月、福島県内のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素、資源循環、自然共生といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を発足した。

本プロジェクトでは、官民連携によるリサイクル等の環境技術を活かした産業創生、自然公園等の自然資源の活用、脱炭素まちづくりなどを効果的に組み合わせ、福島県や関係自治体と連携しつつ、最先端の取組を進めていくこととしている。また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元に寄り添いつつ、事業を進めることとしている。また、令和2年8月には、福島県と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結し、未来志向の新たな環境施策を福島県と連携して推進している。

環境技術を活かした産業創生に関する取組としては、帰還困難区域の廃棄物処理や産業創生を推進するため、官民連携による不燃物リサイクル事業を採択・支援し、大熊町において、不燃性廃棄物を再資源化する施設が、令和2年10月に竣工を迎えた。本施設の稼働により、復興の加速化と新たな雇用の創出が期待される。

自然公園等の自然資源の活用に関する取組としては、平成31年4月に「ふくしまグリーン復興構想」を福島県と共同策定し、令和2年11月に福島県、環境省、市町村、関係団体等が一体となり取組を推進する「ふくしまグリーン復興推進協議会」を設立した。令和3年7月に尾瀬沼ビジターセンターをリニューアルオープンするとともに、令和3年10月に只見柳津県立自然公園を越後三山只見国定公園に編入し、令和4年3月には「磐梯朝日国立公園満喫プロジェクト磐梯吾妻・猪苗代地域ステップアッププログラム2025」を策定するなど取組の具体化を図っている。脱炭素まちづくりに関する取組としては、環境、エネルギー、リサイクル分野での新たな産業の定着を目指した実現可能性調査を平成30年度から継続して実施するとともに、福島での自立・分散型エネルギーシステム導入に関する重点的な支援を「脱炭素×復興まちづくり」推進事業として令和3年度から実施しており、再生可能エネルギーの導入の推進等を図っている。

広報・情報発信に関する取組としては、広く福島県民や市町村等の積極的な参画を促すため、福島再生・未来志向シンポジウムや「福島、その先の環境へ。」シンポジウムを開催するとともに、福島・環境再生の記憶の継承・風化対策として、未来を担う若い方と一緒にになって福島の未来を考えることを目的とした表彰制度「いっしょに考える『福島、その先の環境へ。』チャレンジ・アワード」や、福島に対する風評払拭や環境先進地へのリブランディングにつなげるため、福島において未来に向けてチャレンジする姿を発信する表彰制度「FUKUSHIMA NEXT」を創設し、受賞者の取組等を発信するなどの取組を行っている。また、東日本大震災や東電福島第一原発事故、環境再生の経験、思い、教訓といった記憶を子ども達や次世代へと継承し、風化の防止につなげていけるよう、様々な立場で環境再生に関わった方や地域の復興に取り組まれてきた方などのお話を収録した書籍「福島環境再生100人の記憶」を令和3年3月11日に発行した。

図7-3-13 福島県の本格的な復興・再生に向けた取組

福島再生・未来志向プロジェクト

○環境再生の取組に加え、地域のニーズに応え、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見し、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進。

脱炭素×復興まちづくり

- 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業
福島での自立・分散型エネルギー・システムの導入等に関して、「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を実施。



▲大熊町役場庁舎への太陽光発電システムの導入

環境先進地へのリブランディング

- ふくしまグリーン復興構想の取組
2020年11月に福島県、環境省、市町村、関係団体等が一体となり、ふくしまグリーン復興推進協議会を設立し、国立・国定公園の魅力向上等の取組を推進。



▲国立・国定公園でのワークーションイメージ図

福島・環境再生の記憶の継承

- 福島環境再生100人の記憶
様々な立場で環境再生に関わった方や地域の復興に取り組まれてきた方など、計100人（組）のお話を収録。



▲福島環境再生100人の記憶

資料) 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」(2022年12月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/202212_pamphlet_fukko-jokyo-torikumi.pdf

2. 放射性物質への不安対応

(1) 放射線モニタリング

原発事故後、国と福島県が連携して作成した「総合モニタリング計画」(平成23年8月2日決定、最新改訂は令和2年4月1日)に基づき、土壤、水、大気を始め、野生の動植物、農地や食品に至るまで放射線のモニタリングが行われている。

空間線量率については、全国4,383箇所(福島県内3,626箇所)(令和2年9月時点)で、可搬型モニタリングポストやリアルタイム線量測定システムなどにより計測されており、計測結果は10分ごとにリアルタイムで、「放射線モニタリング情報」(原子力規制委員会)ホームページで公開されている。

総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携し、環境放射線モニタリングを継続している。モニタリングを行う各機関は、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するため、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それをウェブサイト上に公開、随時更新している。原子力規制委員会においては、モニタリング情報を取りまとめたウェブサイトを運用し、モニタリング結果及びその活用に必要となる各種の附帯情報の集約・蓄積を図り、信頼性があるデータベースの構築・公表を行っている。

図7-3-14 モニタリング調整会議

放射線モニタリングの実施状況											
モニタリング調整会議(平成23年7月4日設置)	令和4年3月時点										
<p>国民の健康や安全・安心に応える「きめ細かなモニタリング」の実施と一体的で解りやすい情報提供のため、放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施することを目的として関係府省、自治体及び事業者が行っている放射線モニタリングの調整等を行う。 「総合モニタリング計画」を平成23年8月2日に決定(令和4年3月30日最終改定)。</p> <p>議長：環境大臣、副議長：環境大臣政務官、 事務局長：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線統括審議官及び環境省水・大気環境局長</p>											
<p>関係府省等(構成員)：内閣府政策統括官(原子力防災担当)、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐、内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局長補佐、警察庁警備局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省大臣官房危機管理・医療技術統括審議官、農林水産省農林水産技術会議事務局長、水産庁次長、資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、気象庁次長、海上保安庁次長、防衛省統合幕僚監部総括官、福島県、東京電力ホールディングス株式会社、その他議長が必要と認めた者</p>											
<p>総合モニタリング計画(令和4年3月30日改定)に沿った主要なモニタリング ※総合モニタリング計画に沿った各省等のモニタリング実施体制</p> <table border="1"><tbody><tr><td>福島県全域の環境一般のモニタリング(原子力規制委員会、原災本部、福島県、原子力事業者等) ・福島県及び福島近隣県に設置した可搬型モニタリングポスト等の測定結果をインターネットを通じて公開 ・原子力発電所周辺の空間線量率、大気浮遊じん(ダスト)等の継続的測定 ・空間線量率の分布、地表面への様々な放射性物質の沈着状況を確認 ・原子力発電所80km圏内における航空機モニタリングを定期的に実施 ・避難指示区域等における詳細モニタリングの実施</td><td>学校、保育所等のモニタリング(原子力規制委員会、文科省、福島県、地方公共団体等) ・福島県内の学校等における空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開 ・屋外ブルームの水の放射性物質の濃度の測定 ・学校等の給食について、放射性物質を測定するための検査を実施</td></tr><tr><td>港湾、公園、下水道等のモニタリング(国交省、福島県、地方公共団体等) ・下水汚泥中の放射性物質の濃度の測定・港湾、都市公園等の空間線量率の測定</td><td>野生動植物、廃棄物、除去土壤等のモニタリング(環境省、福島県、地方公共団体、事業者等) ・自然生態系への放射線影響の把握に資するために、野生動植物の採取・分析を実施 ・放射性物質汚染対処特措法等に基づき、廃棄物処理施設等の放流水中の放射性物質濃度、敷地境界における空間線量率等の測定を実施</td></tr><tr><td>水環境(環境省、福島県) ・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、地下水、沿岸等における水質、底質、環境試料の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定</td><td>農地土壤、林野、牧草等のモニタリング(農水省、林野庁、福島県、地方公共団体) ・福島県等において、農地土壤の放射性物質の濃度の推移の把握や移行特性の解明を行う ・福島県において、森林土壤、枝、葉、樹皮及び木材中の放射性物質の濃度及び空間線量率を測定 ・関係県の牧草等について放射性物質の濃度を測定 ・福島県内において、ため池等の放射性物質の濃度を測定</td></tr><tr><td>海域モニタリング(原子力規制委員会、水産庁、国交省、環境省、福島県、東京電力等) ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の周辺の(1)近傍海域、(2)沿岸海域、(3)沖合海域、(4)外洋海域及び(5)東京湾について、海水、海底土及び海洋生物の放射性物質の濃度を測定</td><td>水道のモニタリング(厚労省、原災本部、農水省、水産庁、福島県、関係地方公共団体等) ・関係都県共に、浄水場の浄水及び取水地域の原水に関して、また、福島県内については、水源別に水道における放射性物質の濃度を測定</td></tr><tr><td>全国的な環境一般のモニタリング(原子力規制委員会、地方公共団体等) ・各都道府県におけるモニタリングポストによる空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開 ・月間降下物(雨やほこり等)は月に1回、上水(蛇口)は年に1回の頻度で測定し、放射性物質の濃度を測定 ・福島県隣県の比較的放射性物質の沈着量の高い地域について、航空機モニタリングを実施。</td><td>食品のモニタリング(厚労省、原災本部、農水省、水産庁、福島県、関係地方公共団体等) ・食品中に含まれる放射性物質の濃度を測定・食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査を実施</td></tr></tbody></table>		福島県全域の環境一般のモニタリング(原子力規制委員会、原災本部、福島県、原子力事業者等) ・福島県及び福島近隣県に設置した可搬型モニタリングポスト等の測定結果をインターネットを通じて公開 ・原子力発電所周辺の空間線量率、大気浮遊じん(ダスト)等の継続的測定 ・空間線量率の分布、地表面への様々な放射性物質の沈着状況を確認 ・原子力発電所80km圏内における航空機モニタリングを定期的に実施 ・避難指示区域等における詳細モニタリングの実施	学校、保育所等のモニタリング(原子力規制委員会、文科省、福島県、地方公共団体等) ・福島県内の学校等における空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開 ・屋外ブルームの水の放射性物質の濃度の測定 ・学校等の給食について、放射性物質を測定するための検査を実施	港湾、公園、下水道等のモニタリング(国交省、福島県、地方公共団体等) ・下水汚泥中の放射性物質の濃度の測定・港湾、都市公園等の空間線量率の測定	野生動植物、廃棄物、除去土壤等のモニタリング(環境省、福島県、地方公共団体、事業者等) ・自然生態系への放射線影響の把握に資するために、野生動植物の採取・分析を実施 ・放射性物質汚染対処特措法等に基づき、廃棄物処理施設等の放流水中の放射性物質濃度、敷地境界における空間線量率等の測定を実施	水環境(環境省、福島県) ・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、地下水、沿岸等における水質、底質、環境試料の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定	農地土壤、林野、牧草等のモニタリング(農水省、林野庁、福島県、地方公共団体) ・福島県等において、農地土壤の放射性物質の濃度の推移の把握や移行特性の解明を行う ・福島県において、森林土壤、枝、葉、樹皮及び木材中の放射性物質の濃度及び空間線量率を測定 ・関係県の牧草等について放射性物質の濃度を測定 ・福島県内において、ため池等の放射性物質の濃度を測定	海域モニタリング(原子力規制委員会、水産庁、国交省、環境省、福島県、東京電力等) ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の周辺の(1)近傍海域、(2)沿岸海域、(3)沖合海域、(4)外洋海域及び(5)東京湾について、海水、海底土及び海洋生物の放射性物質の濃度を測定	水道のモニタリング(厚労省、原災本部、農水省、水産庁、福島県、関係地方公共団体等) ・関係都県共に、浄水場の浄水及び取水地域の原水に関して、また、福島県内については、水源別に水道における放射性物質の濃度を測定	全国的な環境一般のモニタリング(原子力規制委員会、地方公共団体等) ・各都道府県におけるモニタリングポストによる空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開 ・月間降下物(雨やほこり等)は月に1回、上水(蛇口)は年に1回の頻度で測定し、放射性物質の濃度を測定 ・福島県隣県の比較的放射性物質の沈着量の高い地域について、航空機モニタリングを実施。	食品のモニタリング(厚労省、原災本部、農水省、水産庁、福島県、関係地方公共団体等) ・食品中に含まれる放射性物質の濃度を測定・食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査を実施
福島県全域の環境一般のモニタリング(原子力規制委員会、原災本部、福島県、原子力事業者等) ・福島県及び福島近隣県に設置した可搬型モニタリングポスト等の測定結果をインターネットを通じて公開 ・原子力発電所周辺の空間線量率、大気浮遊じん(ダスト)等の継続的測定 ・空間線量率の分布、地表面への様々な放射性物質の沈着状況を確認 ・原子力発電所80km圏内における航空機モニタリングを定期的に実施 ・避難指示区域等における詳細モニタリングの実施	学校、保育所等のモニタリング(原子力規制委員会、文科省、福島県、地方公共団体等) ・福島県内の学校等における空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開 ・屋外ブルームの水の放射性物質の濃度の測定 ・学校等の給食について、放射性物質を測定するための検査を実施										
港湾、公園、下水道等のモニタリング(国交省、福島県、地方公共団体等) ・下水汚泥中の放射性物質の濃度の測定・港湾、都市公園等の空間線量率の測定	野生動植物、廃棄物、除去土壤等のモニタリング(環境省、福島県、地方公共団体、事業者等) ・自然生態系への放射線影響の把握に資するために、野生動植物の採取・分析を実施 ・放射性物質汚染対処特措法等に基づき、廃棄物処理施設等の放流水中の放射性物質濃度、敷地境界における空間線量率等の測定を実施										
水環境(環境省、福島県) ・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、地下水、沿岸等における水質、底質、環境試料の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定	農地土壤、林野、牧草等のモニタリング(農水省、林野庁、福島県、地方公共団体) ・福島県等において、農地土壤の放射性物質の濃度の推移の把握や移行特性の解明を行う ・福島県において、森林土壤、枝、葉、樹皮及び木材中の放射性物質の濃度及び空間線量率を測定 ・関係県の牧草等について放射性物質の濃度を測定 ・福島県内において、ため池等の放射性物質の濃度を測定										
海域モニタリング(原子力規制委員会、水産庁、国交省、環境省、福島県、東京電力等) ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の周辺の(1)近傍海域、(2)沿岸海域、(3)沖合海域、(4)外洋海域及び(5)東京湾について、海水、海底土及び海洋生物の放射性物質の濃度を測定	水道のモニタリング(厚労省、原災本部、農水省、水産庁、福島県、関係地方公共団体等) ・関係都県共に、浄水場の浄水及び取水地域の原水に関して、また、福島県内については、水源別に水道における放射性物質の濃度を測定										
全国的な環境一般のモニタリング(原子力規制委員会、地方公共団体等) ・各都道府県におけるモニタリングポストによる空間線量率の測定結果をインターネットを通じて公開 ・月間降下物(雨やほこり等)は月に1回、上水(蛇口)は年に1回の頻度で測定し、放射性物質の濃度を測定 ・福島県隣県の比較的放射性物質の沈着量の高い地域について、航空機モニタリングを実施。	食品のモニタリング(厚労省、原災本部、農水省、水産庁、福島県、関係地方公共団体等) ・食品中に含まれる放射性物質の濃度を測定・食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査を実施										

資料) 原子力規制委員会「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」[令和2年12月11日] P.76 (4) ①
https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/17000/16438/27/204_03_20220330.pdf (2022年11月16日閲覧)

(2) 県民健康調査

1) 概要

福島県では、「福島県民健康管理基金」を利用し、平成23年6月から「県民健康調査」を実施し、県民の被ばく線量の評価や健康管理等を行っている。甲状腺検査の結果については、福島県「県民健康調査」検討委員会の下に設置している甲状腺検査評価部会において、「現時点において、本格検査（検査2回目）に発見された甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」とまとめられ、検討委員会にてこの報告が了承された。

2) 経緯等

東電福島第一原発事故に伴い、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の健康影響を考慮した健康管理の重要性が指摘された。国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能にするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に対して、交付金（782億円）を拠出した。このほか、福島県立医科大学に「放射線医学県民健康管理センター」を建設・整備するために予算を措置（平成24年度予算費：60億円）した。

福島県では、「福島県民健康管理基金」を利用し、平成23年6月から「県民健康調査」を実施している。東電福島第一原発事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的としている。全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査（令和3年3月31日時点で、99.8%が5mSv未満）や事故時におおむね18歳以下であった全県民（平成24年4月1日までに生まれた子どもを含む。約38万人）を対象とした「甲状腺検査」（令和2年度から5巡目の検査を実施中）等を実施している。

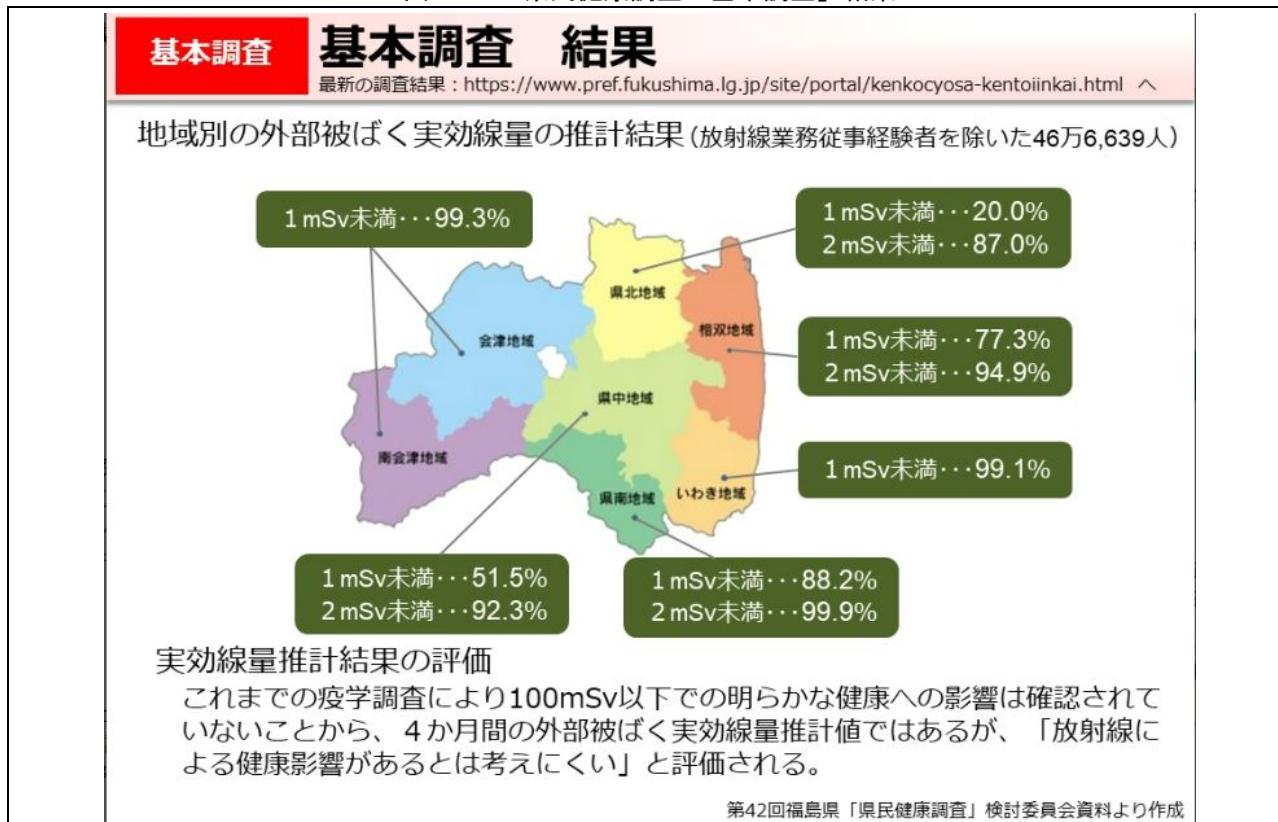
福島県の「県民健康調査」では、専門的見地から広く助言を得るために「県民健康調査」検討委員会が設置されている。

また、高度な知識及び手技が必要とされる「県民健康調査」の「甲状腺検査」における検査者を長期にわたって確保するために、福島県内の医師及び技師に対して講習会や検査手技の研修を開催するとともに、福島県外においても、検査実施機関の拡充、検査の理解促進のために、講習会を開催している。

3) 評価

福島県「県民健康調査」検討委員会や、その下に設置する甲状腺検査評価部会において、「県民健康調査」の結果は適宜評価されている。「甲状腺検査」の結果については、「現時点において、本格検査（検査2回目）に発見された甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」とまとめられ、検討委員会にてこの報告が了承された。

図 7-3-15 県民健康調査「基本調査」結果



資料)「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 令和3年度版」

(3) 放射線相談員による相談体制の整備

1) 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）相談員育成・配置事業

原子力規制委員会が平成25年11月に取りまとめた「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえ、同年12月に閣議決定を行った「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、帰還の選択をする住民あるいは帰還後の住民等に対し、放射線防護策、健康対策や帰還後の生活再開等への様々な不安の解消に向け、「相談員」を配置することとされた。

これを踏まえ、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）により、市町村において、放射線不安や帰還後の生活再開への不安等に関する住民からの相談に応じ、住民の不安低減に資する取組（放射線防護等に関するアドバイス、勉強会、地域間交流等）を企画立案・実施する「相談員」の配置等を支援している。

図 7-3-16 相談員の配置



資料) 復興庁「福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基幹事業の概要」(2021年4月1日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/210401_fukushimasaiseikasoku_kikanijyukankyo_48gaiyou.pdf (2022年11月16日閲覧)

2) 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター事業

東電福島第一原発事故以降、放射線に係る健康影響等に関する情報を住民に適切に提供することは極めて重要な課題となっている。

福島再生加速化交付金により、市町村における相談員の配置等を支援している一方で、環境省では、平成26年度から福島県いわき市に「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を設置し、事故当時避難指示等が出された12市町村を中心に、放射線相談員、生活支援相談員、自治体職員等の、住民の方々との接点が多く放射線不安に関する相談を受ける可能性がある者に対して、放射線の基礎や健康影響に関する研修、相談対応への助言、専門家の派遣等の支援や、複数市町村の相談員等を対象とした相談員合同ワークショップの開催による自治体における適切な放射線不安に関する相談体制の構築に貢献している。さらに、住民を対象として放射線に関する不安や疑問について少人数での車座意見交換会を開催するとともに、児童・生徒、教員を対象とした放射線教育支援（住民セミナー）を実施している。

図 7-3-17 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター

支援の内容

相談員支援センターでは、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出された12市町村を中心に、福島県全域において、自治体職員の方々や、住民からの放射線不安等の様々な生活上の問題に対応する相談員等に対して、相談対応へのアドバイスや専門家の現地派遣、研修会の開催、施設見学形式の意見交換会等、様々な支援を無料で行っています。

また、福島県内にお住いの方やお勧めの方、福島県から避難している方、福島県への移住や訪問を検討している方を対象に、放射線による健康不安の払拭を目的とした各種相談対応、専門家派遣、研修会やセミナー等の開催を通じた支援を行います。ご要望内容に応じて、福島県外での支援も可能です。お気軽にご相談ください。



資料) 環境省「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」

<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/shiencenter/> (2022年11月18日閲覧)

3. 食品等の安全性確保

(1) 食品等の基準値等

厚生労働省は、平成23年3月の東電福島第一原発の事故直後に、食品中に含まれる放射性物質の「暫定規制値」を設定した。同規制値のうち、「野菜類」、「穀類」、「肉・卵・魚・その他」に係る放射性セシウム濃度は500Bq/kgとされた。なお、きのこ等の主な特用林産物は「野菜類」に該当するものとして、500Bq/kgの暫定規制値が適用されることとなった。

1) 食品中に含まれる放射性物質の基準値

平成24年4月に、厚生労働省は、食品の安全と安心を一層確保するため、新たに食品中の放射性物質の「基準値」を設定した。新たな基準値では、「一般食品」の基準値は100Bq/kgとされた。

2) 放射性物質の基準値等に係る動向（米）

平成23年8月3日、農林水産省は、「米の放射性物質調査の基本的な考え方について」を公表した。国民の主食である米は、生産農家数が極めて多く、多様な流通形態であること等を踏まえ、米の放射性物質調査については、収穫前の段階で行う「予備調査」と収穫後の段階で行う「本調査」の二段階で行うこととした。しかしながら、本調査終了後、福島県内一部の地域の米から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを受け、検出された地域等において米を出荷する全農家を対象に、福島県が米の放射性物質の緊急調査を実施することとなった。その結果、約2万3千戸のうち38戸の農家の米から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。

このため、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、福島県知事に対し、当該地域で産出された平成23年産米について、当分の間、米の出荷を差し控えるよう指示を行い、出荷が制限された。

平成23年12月27日、農林水産省は、食品中の放射性物質の新基準値の案(100Bq/kg)の水準を踏まえ、平成23年産米について、放射性セシウムの検出値が暫定規制値(500Bq/kg)を超える米のみならず、新基準値の案を超える米についても、市場流通から隔離することにより、消費者の不安解消と生産者の経営安定を図るとの考えの下、①500Bq/kgを超える数値が検出され出荷制限が課された地域の米、及び②100Bq/kgを超える数値が検出された生産者の米を隔離する「100Bq/kgを超える米の特別隔離対策」を実施することを公表した。

その後、福島県、生産者団体等の要請を踏まえ、関係各市町村等との調整の結果、本調査、緊急調査等で、500Bq/kgを超える米が検出された地域と同様、100Bq/kgを超え500Bq/kg以下の米が検出された地域の生産者が生産した全ての米を対象としたこととした。

また、隔離対象となる米については、市場流通しないよう、産地の倉庫等に隔離し、政府、関係地方公共団体及び関係団体が一体となり廃棄・処分するとともに、対象となる米の生産者等に対しては、対策の実施主体である米穀特別隔離対策推進協会が出荷代金相当額（東電による損害賠償金により相殺）を支払うこととした。

3) 生産資材の暫定許容値等

肥料、土壤改良資材、培土等の生産資材については、汚染された資材が農地に散布され、農地土壤の汚染が拡大することを防ぐため、放射性セシウム濃度で 400Bq/kg の暫定許容値を設定した。（「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」

(平成 23 年 8 月 1 日付け 23 消安第 2444 号、23 生産第 3442 号、23 林政産第 99 号、23 水推第 418 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知)

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛を指導した。

（「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性がある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」

(平成 23 年 7 月 25 日付け 23 消安第 2331 号・23 生産第 3227 号・23 生畜第 929 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・生産局生産流通振興課長・生産局農業環境対策課長・生産局畜産部畜産企画課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。平成 23 年 8 月 1 日廃止)

図 7-3-18 放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値	
肥料	400 Bq/kg (製品重量)
土壤改良資材	400 Bq/kg (製品重量)
培土	400 Bq/kg (製品重量)
家畜用飼料	400 Bq/kg (製品重量)
飼料	牛 100 Bq/kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)
	豚 80 Bq/kg (製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)
	家きん 160 Bq/kg (製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)
	馬 100 Bq/kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)
	森林魚 40 Bq/kg (製品重量)

資料) 農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/supply.html> (2022 年 11 月 16 日閲覧)

きのこ原木と菌床用培地については、平成 23 年 10 月に、きのこ原木と菌床用培地に関する放射性セシウム濃度の「当面の指標値」を 150Bq/kg に設定して、都道府県や業界団体に対し、同指標値を超えるきのこ原木と菌床用培地の使用・生産・流通が行われないよう要請を行った。

平成 24 年 4 月には、きのこ原木等に関する新たな調査の結果と食品中の放射性物質に係る新たな「基準値」の設定を踏まえて、きのこ原木と菌床用培地に関する「当面の指標値」を改正した。

新たな「当面の指標値」は、きのこ原木とほだ木については 50Bq/kg、菌床用培地と菌床については 200Bq/kg とした。

(2) 出荷制限

原子力災害対策本部で定める検査計画のガイドラインに基づき、関係自治体においてモニタリング検査を実施しており、検査結果が基準値を上回り、地域的な広がりが確認された場合には、原子力災害対策本部が出荷制限の品目・区域を設定する。

出荷制限がなされた品目については、1 市町村当たり 3 か所以上、直近一か月以内の検査結果がすべて基準値以下などの要件を満たせば、当該自治体からの申請に基づき、原子力災害対策本

部にて解除の指示が出される。

出荷制限の解除は、原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、放射性物質の検査結果が安定して基準値を下回ることが確認できた場合にできる。

1) 出荷制限がかかった事例（原乳の出荷制限の解除について）

- 出荷制限

茨城県 2011. 3/23

福島県 2011. 3/21

- 出荷制限解除

茨城県 2011. 4/10

福島県 2011. 4/8、4/16、4. /21、5/1、6/8、10/7

2016. 12/26

2018. 3/16

2) 出荷に向けた支援・取組の具体例

以下のとおり、原乳の出荷制限に対する技術指導等を実施している。

- 生産された生乳の廃棄を余儀なくされている酪農家の負担軽減のために、急速乾乳の推奨及び技術的留意事項について通知を発出〔平成 23 年 3 月 20 日（技術的留意事項）、平成 23 年 3 月 24 日（急速乾乳の推奨）〕
- 原子力発電所の事故に伴う出荷制限等の対応についてプレスリリース。原乳については、今後の経営方向〔濃厚飼料の給与低減、急速乾乳の推奨〕や廃棄の方法（平成 23 年 3 月 25 日にプレスしたものと同様の内容〔自己所有地への埋設、廃棄物処理場での処理〕）について Q & A で提示〔平成 23 年 3 月 28 日〕〔※平成 23 年 4 月 5 日及び 4 月 13 日に一部内容を更新〕
- 原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、県が農畜産物の放射性物質濃度の検査計画を策定する際に、農林水産省より厚生労働省に協力しつつ、検査品目・頻度等について助言。

3) 特用林産物の出荷制限について

農林水産省は、原木きのこの安全性を確保するため、きのこ原木等に係る放射性物質の継続的な調査や放射性物質低減に向けた栽培管理方法の構築に取り組んできた。

平成25年には、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定し、全国の都道府県に周知した。

同ガイドラインでは、生産された原木きのこが食品の基準値を超えないようにするための具体的な栽培管理方法として、指標値以下の原木を使用すること、発生したきのこの放射性物質を検査することなどの必須工程のほか、状況に応じて原木・ほだ木を洗浄することなどを示している。

出荷制限が指示された地域については、同ガイドラインを活用した栽培管理の実施により基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合、地域の出荷制限は残るもの、ほだ木のロット単位での出荷が可能となる。

原木しいたけについては、令和4年9月20日現在、6県93市町村で出荷制限が指示されているが、このうち6県65市町村でロット単位での出荷が認められるなど、生産が再開されている。

なお、野生きのこや山菜等の特用林産物については、令和4年9月20日現在、野生きのこ、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ふきのとう、ぜんまい等18品目に出荷制限が指示されている。

4) 水産物の出荷制限について（放射性物質影響調査推進事業）

放射性物質モニタリングにおいて、基準値を超える放射性セシウムが検出された水産物については、国、関係都道県、漁業関係団体等の連携により流通を防止する措置が講じられているため、市場を流通する水産物の安全性は確保されている。

そのうえで、時間の経過による放射性物質濃度の低下により、検査結果が基準値を下回るようになった種については順次、出荷制限の解除が行われ、令和2年2月末には、全ての海産種で出荷制限が解除された。しかしながら、令和4年1月、福島県沖のクロソイ1検体で基準値超の放射性セシウムが検出され、同年2月8日、出荷制限が設定された。

一方、淡水種については、令和4年12月現在、6県（宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県）の河川や湖沼の一部において、合計13種が出荷制限又は自治体による出荷・採捕自粛措置の対象となっている。

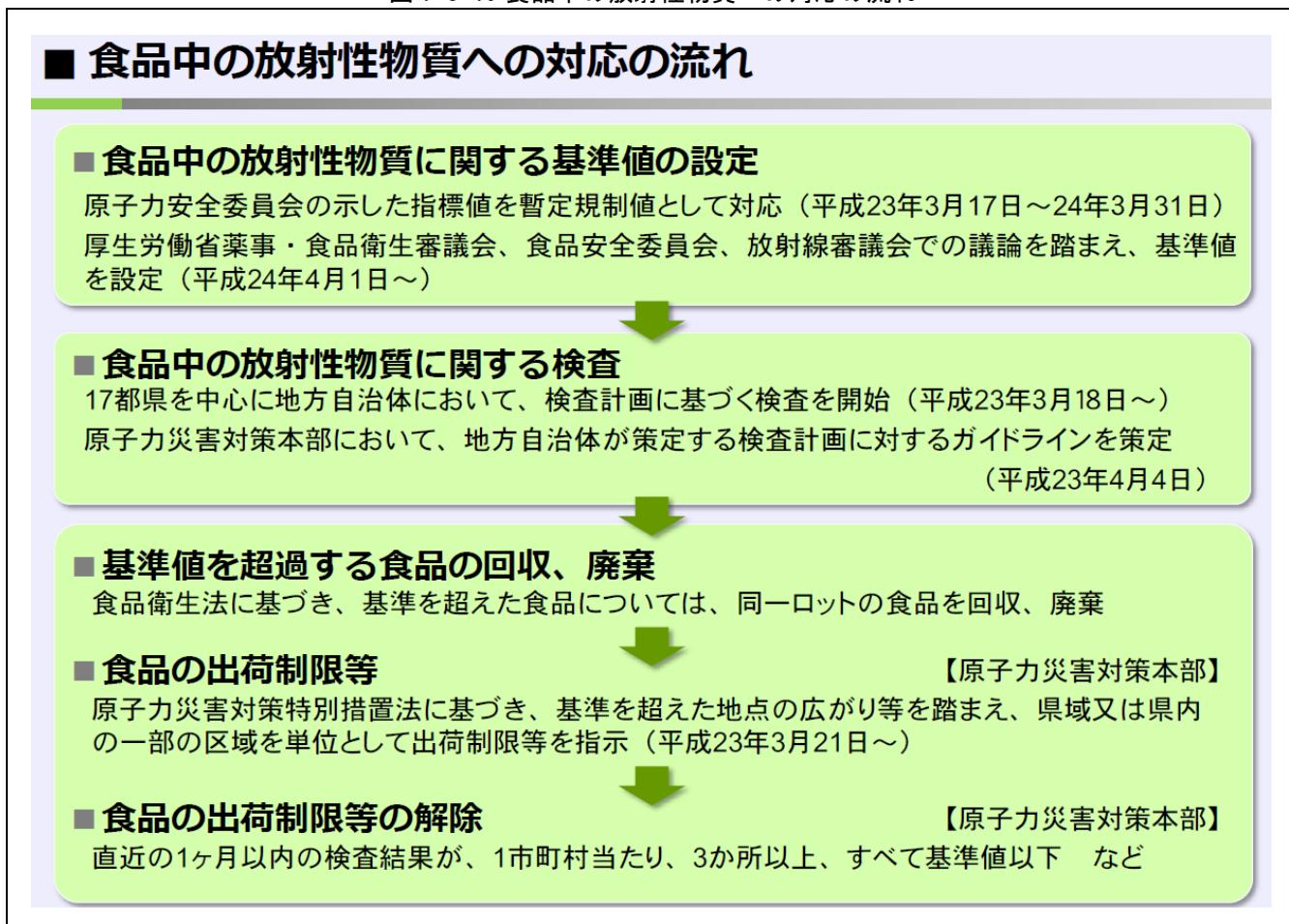
(3) モニタリング検査

1) 食品（農・林・畜・水産物等）に係る放射線モニタリング

原子力災害対策本部で決定した検査計画のガイドラインに基づき検査対象品目・検査対象地域を定めて、関係自治体において計画的に検査を実施することで食品のモニタリングを実施している。

また、厚生労働省は、流通食品を調査するマーケットバスケット調査を行い、食品から人が1年間に受ける放射線量を測定している。令和4年2-3月調査の結果、実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1mSvの0.1%以下であった。

図 7-3-19 食品中の放射性物質への対応の流れ



資料) 厚生労働省「食品中の放射性物質について」p. 3
https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

図 7-3-20 食品中の放射性物質に関する検査

■ 食品中の放射性物質に関する検査

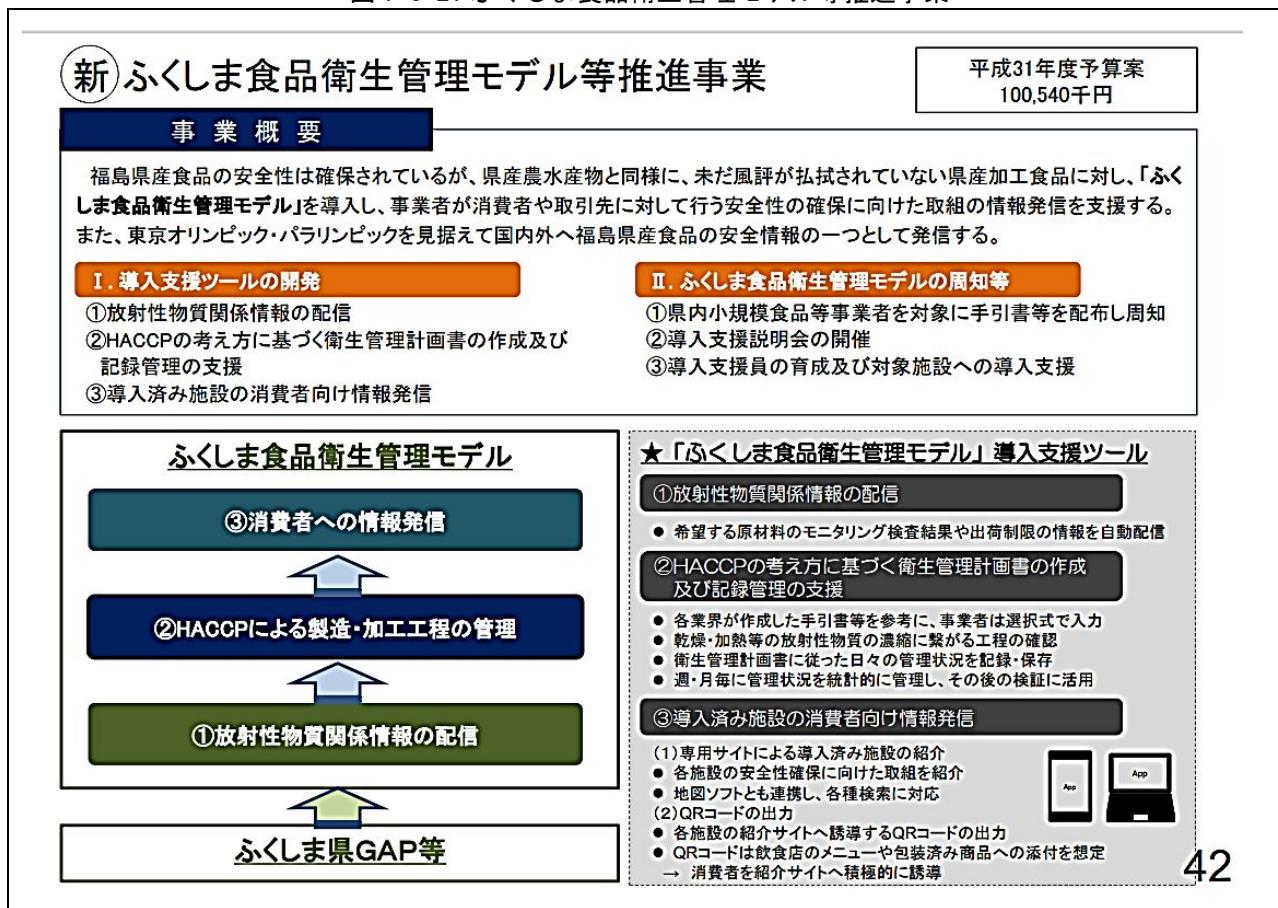
17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づき検査を実施

平成23年3月18日～平成24年3月31日	137,037件、 うち暫定規制値超過 1,204件 (0.88%)
平成24年4月1日～平成25年3月31日	278,275件、 うち基準値超過 2,372件 (0.85%)
平成25年4月1日～平成26年3月31日	335,860件、 うち基準値超過 1,025件 (0.31%)
平成26年4月1日～平成27年3月31日	314,216件、 うち基準値超過 565件 (0.18%)
平成27年4月1日～平成28年3月31日	340,311件、 うち基準値超過 291件 (0.09%)
平成28年4月1日～平成29年3月31日	322,563件、 うち基準値超過 461件 (0.14%)
平成29年4月1日～平成30年3月31日	306,623件、 うち基準値超過 200件 (0.07%)
平成30年4月1日～平成31年3月31日	299,424件、 うち基準値超過 313件 (0.10%)
平成31年4月1日～令和2年3月31日	284,931件、 うち基準値超過 166件 (0.06%)
令和2年4月1日～令和3年3月31日	54,412件、 うち基準値超過 127件 (0.23%)

※主にガイドラインが対象とする17都県において、出荷前に実施された検査結果（出荷制限品を含む）。また、流通品やガイドラインが対象とする17都県以外の自治体で実施された検査件数を含む。
令和2年度に検査件数が減少した主な理由は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県産牛肉の全頭検査が終了したためである。

資料) 厚生労働省「食品中の放射性物質について」p. 22
https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

図 7-3-21 ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業



資料) 厚生労働省「ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業」

https://www.mhlw.go.jp/topics/2019/01/dl/17_daijinsoumu-04.pdf (2022年11月16日閲覧)

2) 農畜産物等に係る放射性モニタリング

国産農畜産物（野菜、果実及び茶、原乳等）の安全を確保するため、放射性物質濃度の調査を実施し、検査結果を公表している。

3) 農畜産物等に係る放射性モニタリング（米）

福島県では、米については、作付制限、放射性物質の吸収抑制等の対策とともに、平成24年産米から県全域で全量全袋検査を実施していたが、放射性物質の吸収を抑制するカリウムの追加施用等を徹底した結果、平成27年以降、通算5年間基準値超過がないことから、令和2年産から旧避難指示区域等一部の地域を除き、モニタリング（抽出）検査に移行している。

4) 特用林産物に係る放射線モニタリング

きのこ・山菜等の特用林産物の安全を確保するため、放射性物質濃度の調査を実施している。

5) 水産物に係る放射線モニタリング

東電福島第一原発の事故の後、消費者に届く水産物の安全性を確保するため、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、国、関係都道県、漁業関係団体が連携して水産物の計画的な放射性物質モニタリングを行っている。水産物のモニタリングは、区域ごとの主要魚種や、前年度に 50Bq/kg 以上の放射性セシウムが検出された魚種、出荷規制対象種を主な対象としており、生息域や漁期、近隣県におけるモニタリング結果等も考慮されている。モニタリング結果は公表され、基準値 100Bq/kg を超過した種は、出荷自粛要請や出荷制限指示の対象となる。

東電福島第一原発の事故以降、令和3年3月末までに、福島県及びその近隣県において、合計16万1,451検体の検査が行われてきた。基準値（100Bq/kg）超の放射性セシウムが検出された検体（以下「基準値超過検体」という。）の数は、時間の経過とともに減少する傾向にある。令和2年度の基準値超過検体数は、福島県においては、海産種では1検体、淡水種ではゼロとなっている。また、福島県以外においては、海産種では平成26年9月以降の基準値超過検体はなかったが、淡水種では令和2年度は1検体となっている。

さらに、令和2年度に検査を行った水産物の検体のうち、91.0%が検出限界未満となった。

6) 農林水産物等の放射性物質検査について

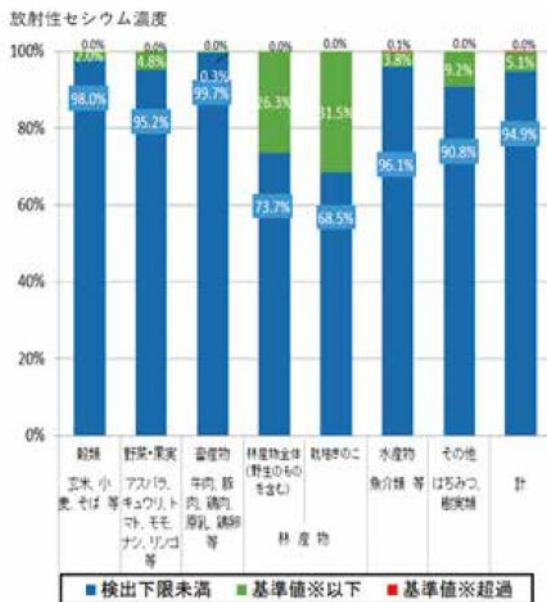
試験研究機関や検疫所において、モニタリング検査の実施が困難な自治体から検査を受け入れ、各地方自治体が必要とする検査を補完した。また、市場に流通する食品等に含まれる放射性物質の実態を調査し、その結果及び地方自治体の検査結果を厚生労働省及び国立保健医療科学院のHPで公表している。

図 7-3-22 農林水産物のモニタリング

食品の安心・安全（福島県による農林水産物のモニタリング等状況）

- 農林水産物は、出荷前に徹底したモニタリング検査等を行い、結果を公表。
- 近年は基準値（100Bq/kg）を超過したものは、ほとんどない。
- 米は2015年産米以降、基準値超過はゼロ。
- 基準値超過が確認された場合、市場に流通しないよう必要な措置が取られている。

<福島県による令和3年度の農林水産物の緊急時環境放射線モニタリング検査結果のまとめ（出荷確認検査）>



令和3年度の概要

- ・令和3年度は、出荷確認検査として出荷・販売用の農林水産物484品目、1万3,416件のモニタリング検査を行いました。
- ・その結果、水産物（海産）で1件、水産物（河川・湖沼）で2件、基準値を超過しました。
- ・穀類、野菜・果実、畜産物、水産物については、検出下限値未満の割合が95%を超えていました。
- ・検出下限値は、品目によっても異なりますが、概ね5~10Bq/kgとなっています。個々の数値は、検査の都度ホームページで公表しているモニタリング検査結果に記載されています。

福島県HP「ふくしま復興ステーション」引用

資料) 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」(2022年12月)

7章 原子力災害固有の対応

4節 風評払拭・リスクコミュニケーション

1. 現状

(1) 福島県産品の購入をためらう人について

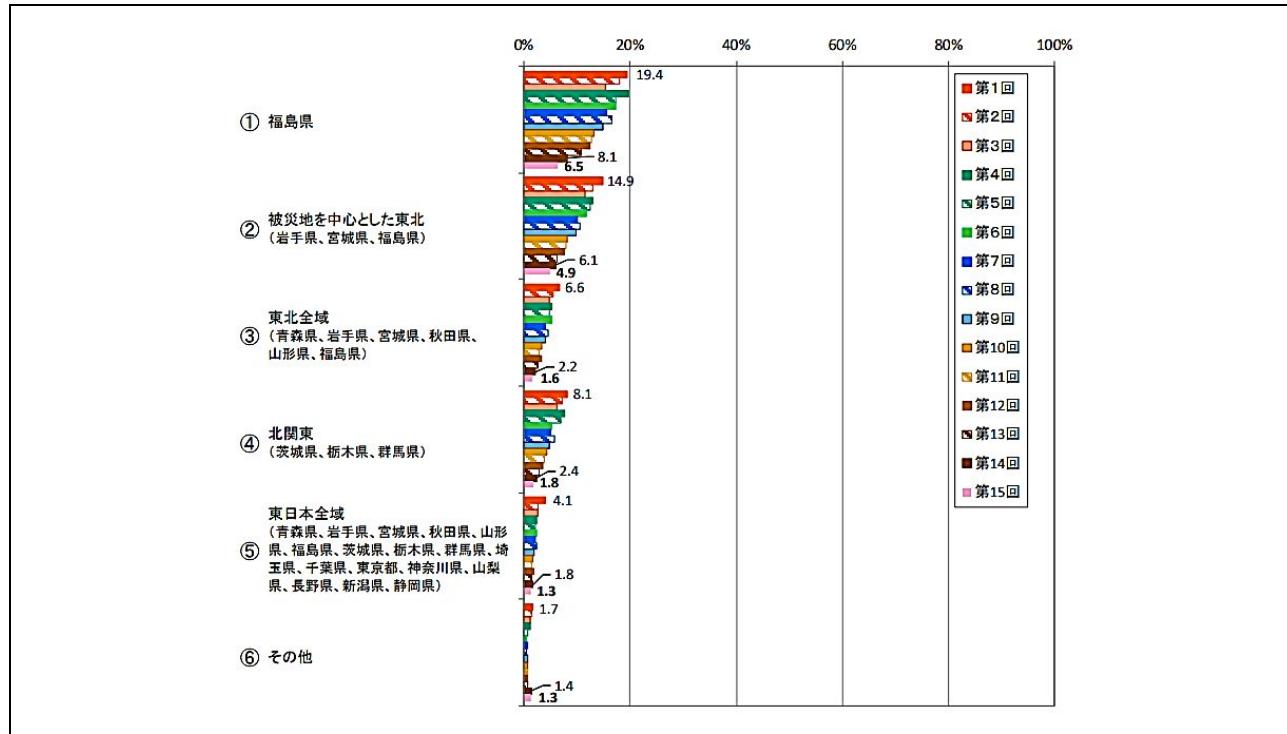
東日本大震災から10年が経過してもなお、国内外における福島のイメージは依然として事故当時の印象が強く、多くの人にとってその当時の印象が残っている。

消費者庁では、被災県の農林水産物等について、消費者が買い控え行動をとっている場合の理由等を継続的に調査し、今後のリスクコミュニケーションでの説明内容を始めとする風評被害対策及び消費者理解の増進に関する取組に役立てることを目的として、平成25年以降令和4年までで、15回にわたり調査を実施している。

平成25年2月の第1回調査では全体のうち19.4パーセントが放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらうと回答していたが、令和4年2月に実施された調査（回答者5,176人）では、6.5パーセントと過去最少となっている一方で、他地域よりも高くなっている。

また、民間企業が東京都民を対象に行った調査では、4分の1の割合の人が、放射線が気にならため福島県産の食べ物や福島県への旅行を家族や知人に勧めることをためらう、と回答している。（三菱総合研究所「福島県の復興状況や放射線の健康影響に対する東京都民の意識や理解度を把握するためのアンケート第3回調査：令和2年7月実施）

図7-4-1 購入をためらう食品の产地



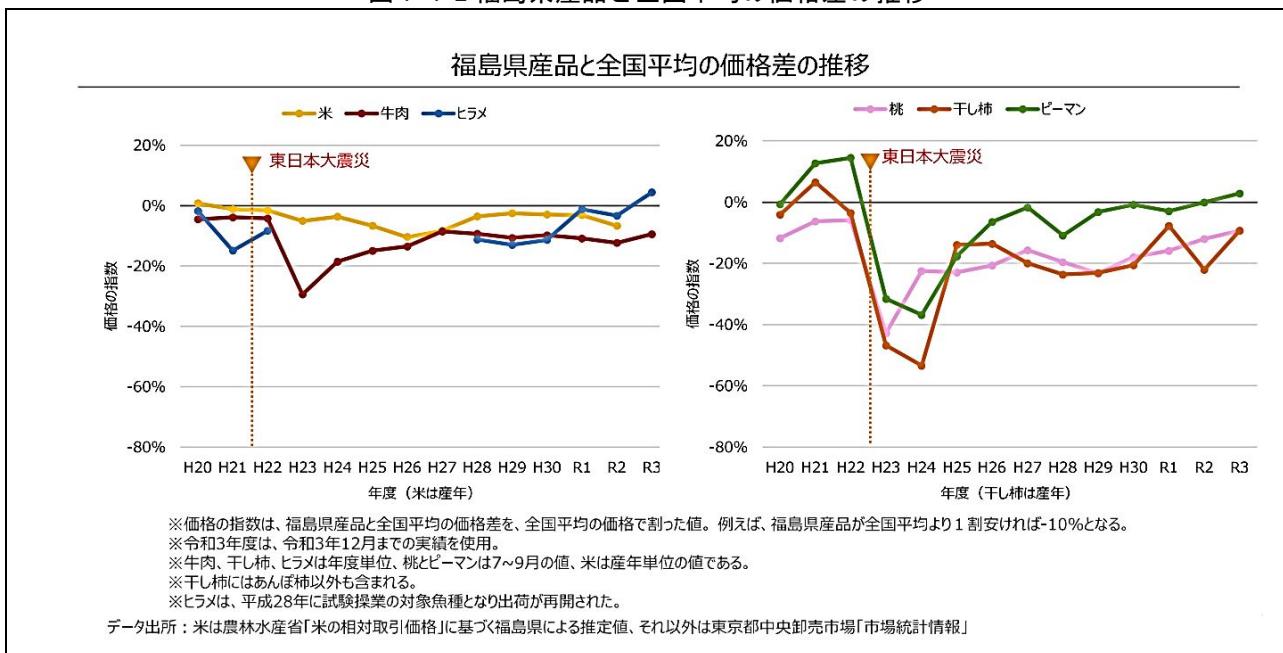
資料) 消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第15回）報告書（2022年3月8日）

https://www.caa.go.jp/disaster/earthquake/understanding_food_and_radiation/assets/consumer_safety_cms203_220308_02.pdf (2022年11月16日閲覧)

(2) 福島県産品と全国平均の価格差

農林水産省が実施した「福島県産農産物等流通実態調査」によれば、福島県農産物等の価格は、震災直後、全般的に全国平均を下回る状況となったが、その後、価格差は徐々に縮小している。他方、牛肉や桃などの品目は、依然全国平均を下回る価格となっており、一部の品目に関しては、震災後に発生・拡大した全国平均との価格差が現在まで固定化している状況となっている。固定化の原因としては、他県産品で需要を賄うなど流通構造の変化が考えられる。

図 7-4-2 福島県産品と全国平均の価格差の推移



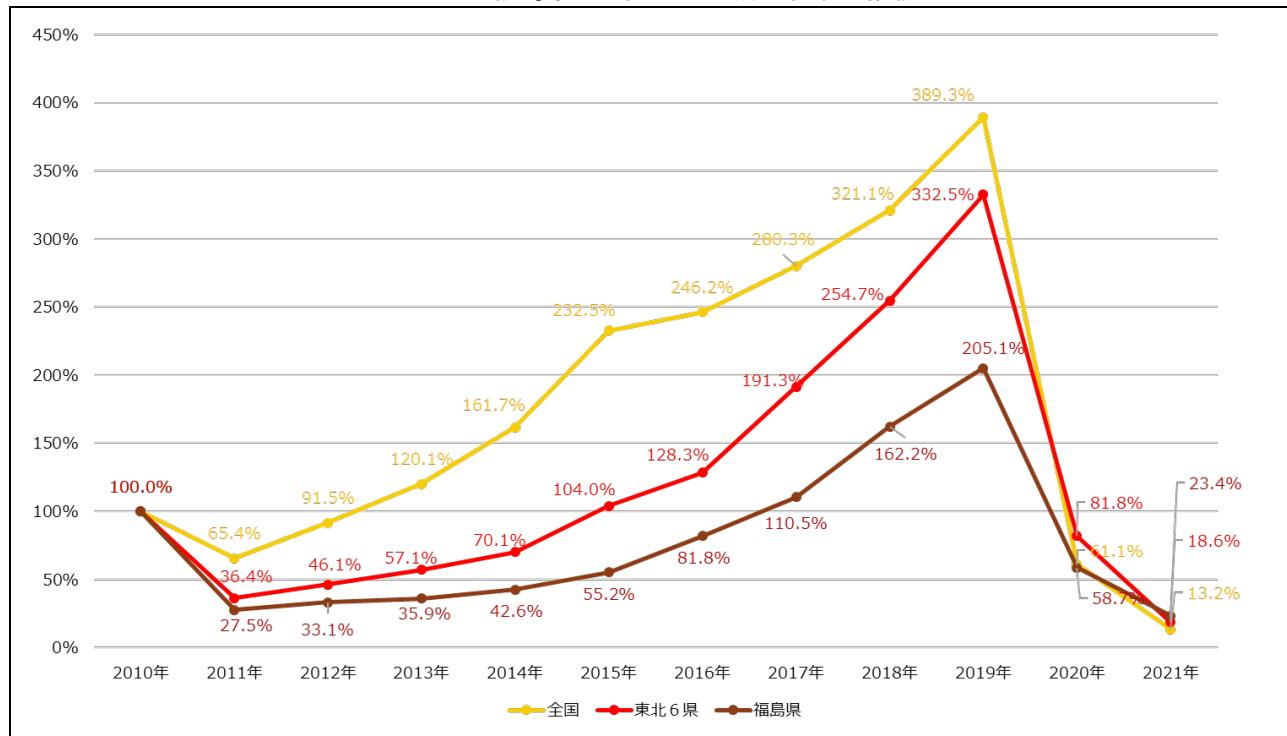
資料) 農林水産省「『令和3年度福島県産農産物等流通実態調査』報告書概要」P6 (2022年3月)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryoutu/attach/pdf/R3kekka-52.pdf> (2022年11月16日閲覧)

(3) 福島県への旅行者の状況

令和元年の福島県の外国人延べ宿泊者数は、震災前（平成22年）以上に回復したが、震災前と比べた伸び率（205.1%）は、全国（389.3%）や東北6県（332.5%）の水準より低い。同年の福島県の観光入込客数は、震災前の水準並みに回復しているものの、浜通り地域の回復が遅れている。同年の福島県の教育旅行入込数は、震災前の72.8%まで回復しているものの、特に浜通り地域の回復が遅れている。

なお、令和2年以降の福島県における外国人延べ宿泊者数及び観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国や東北6県と同様に落ち込んでいる。

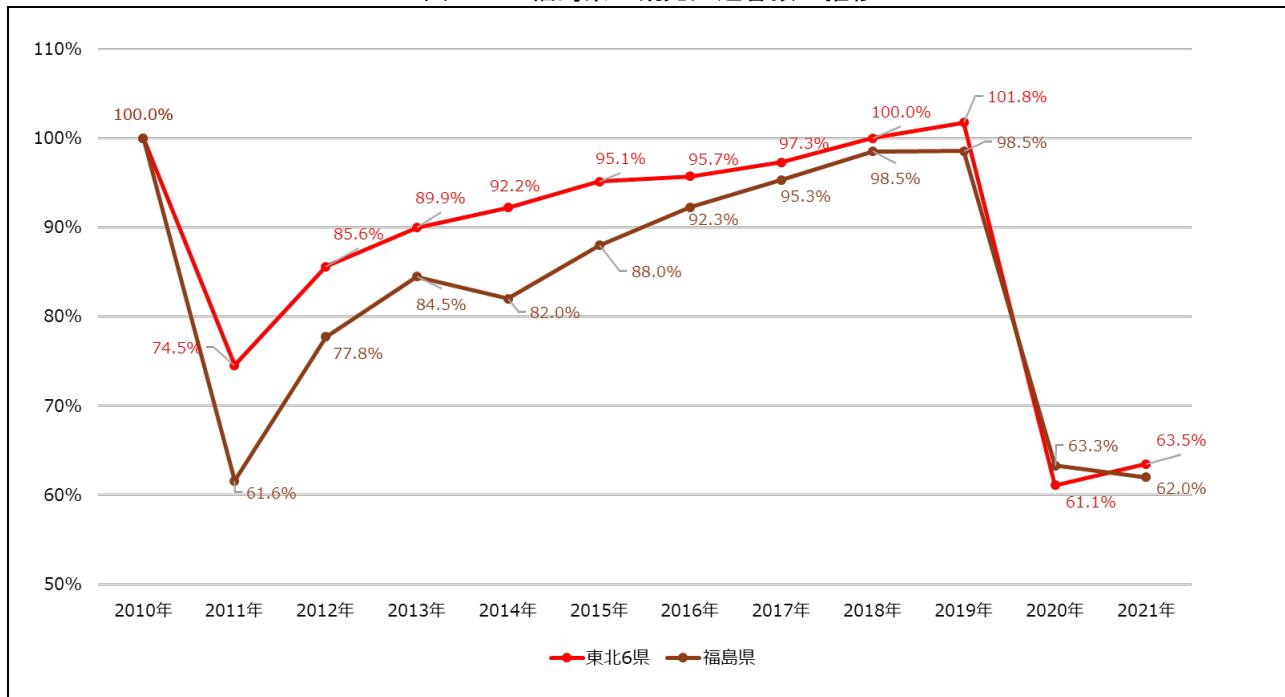
図 7-4-3 福島県の外国人延べ宿泊者数の推移



出所) データ=観光庁「宿泊旅行統計調査」

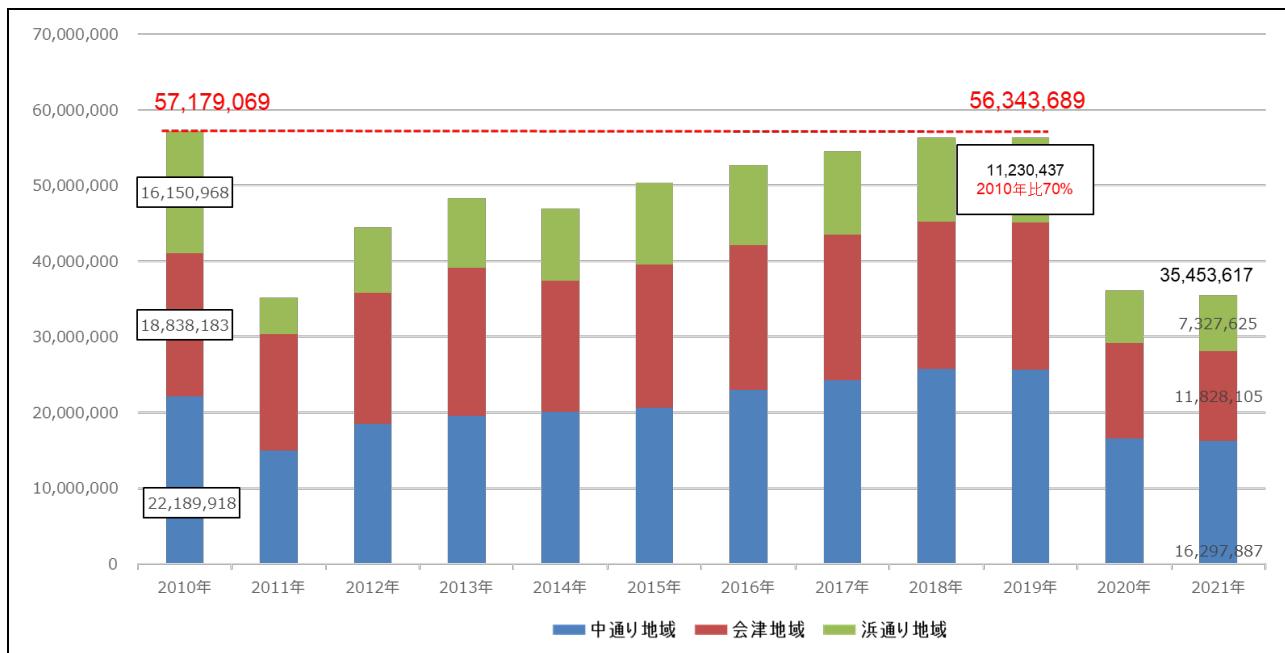
注: 従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

図 7-4-4 福島県の観光入込客数の推移



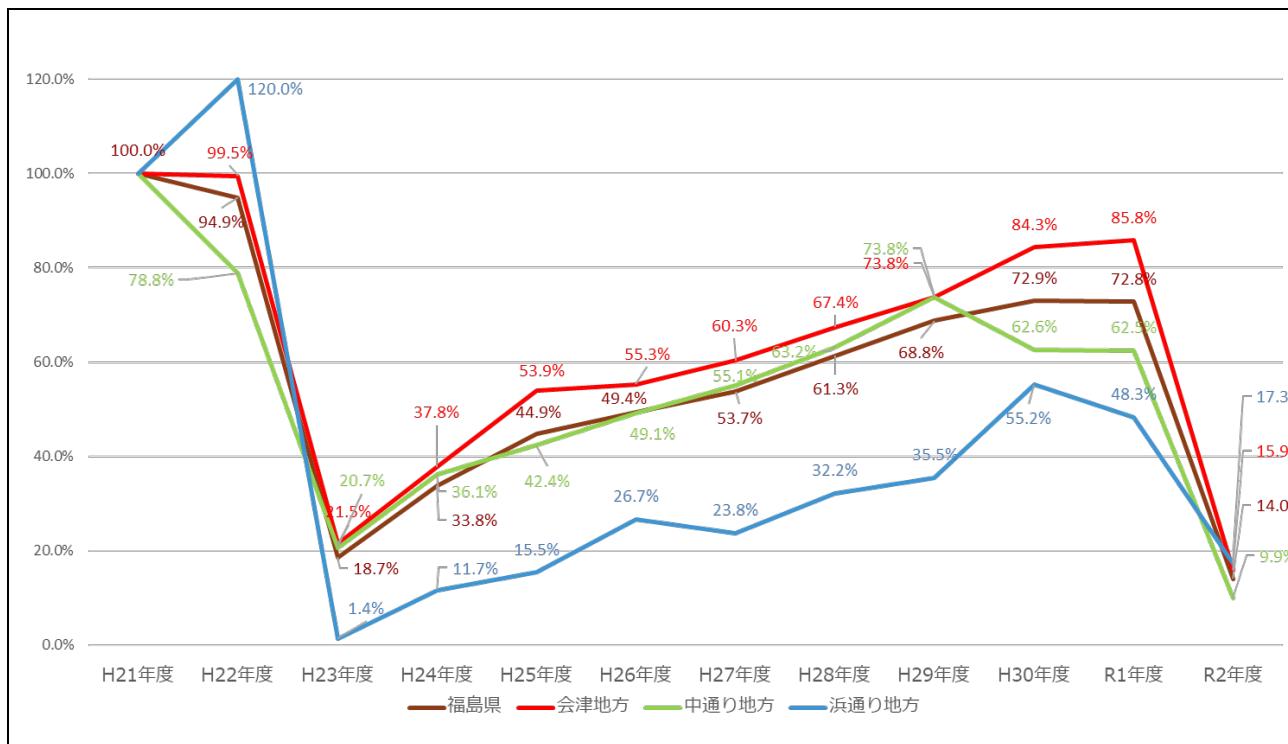
出所) データ=東北各県の観光入込客統計数値

図 7-4-5 福島県の地域別観光入込客数の推移



出所) データ=「福島県観光客入込状況」

図 7-4-6 福島県の地域別教育旅行入込数の推移



出所) データ「福島県教育旅行入込調査報告書」

(4) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う諸外国・地域の輸入規制の現状

東電福島第一原発の事故に伴い、55の国・地域で日本産農林水産物・食品に対する輸入規制が講じられた。これらの国・地域に対し、政府一体となって、あらゆる機会を捉えて規制の撤廃に向けた働き掛けを行ってきた結果、令和4年7月26日時点では、43の国・地域で輸入規制が撤廃されている。

図 7-4-7 原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃

●原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、43の国・地域で輸入規制を撤廃、12の国・地域で輸入規制を継続）。

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況^{※1}

規制措置の内容／国・地域数			2022年7月26日現在
事故後輸入規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域	43	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ ^{※2} 、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、バキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカaledニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（U A E） ^{※2} 、イスラエル、シンガポール、米国、英國 ^{※3} 、インドネシア
	輸入規制を継続して措置 12	5 一部の都県等を対象に輸入停止	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
		7 一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	EU、E F T A（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仮領ボリネシア、ロシア

◇最近の規制措置撤廃の例

撤廃年月	国・地域名
2020年 1月	フィリピン
9月	モロッコ
11月	エジプト
12月	レバノン
〃	UAE
2021年 1月	イスラエル
5月	シンガポール
9月	米国
2022年 6月	英國 ^{※3}
7月	インドネシア

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2021年 1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
3月	仮領ボリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び产地証明書 →不要に
10月	EU ^{※4}	検査証明書及び产地証明書の対象品目が縮小（栽培されたきのこ類等を検査証明及び产地証明書対象から除外等）
2022年 2月	台湾	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の輸入停止→一部品目を除き产地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除、一部都県の放射性物質検査報告書の対象品目が縮小

※ 1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

※ 2 タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

※ 3 北アイルランドについては、英EU間の合意に基づき、EUによる輸入規制が継続。

※ 4 スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

資料) 農林水産省「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応」(2022年7月26日)
https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html (2022年11月16日閲覧)

2. 風評払拭に関する取組

(1) 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース

1) 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース

震災から2年を経過してなお、原子力被災地域では、食品・農林水産物の出荷制限などの直接的な影響に加え、農林水産業や観光業等幅広い分野で風評被害が続いている。こうした課題を克服するために、関係省庁一体となった取組が必要であり、平成25年3月、復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を設置した。

図7-4-8 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース

原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース		復興庁 復興・創生 その先へ
1. 目的	復興大臣の下、関係省庁局長クラスからなるタスクフォースを開催し、風評対策の進捗管理及び課題の洗い出しを行い、今後の方向性を定めることにより、その推進を図る。	
2. 構成員	<ul style="list-style-type: none">・復興大臣・復興庁 事務次官、統括官、審議官、統括官付審議官・内閣府大臣官房政府広報室 室長・内閣府食品安全委員会事務局 事務局長・内閣府原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐・消費者庁 次長・外務省 経済局長・文部科学省 大臣官房総括審議官・厚生労働省 生活衛生・食品安全審議官(オブザーバー) 福島県※ ALPS処理水を議題として扱う場合は、別途必要な構成員を追加。	<ul style="list-style-type: none">・農林水産省 総括審議官(新事業・食品産業) 消費・安全局長、輸出・国際局長・経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ長・国土交通省 観光庁次長・環境省 環境保健部長・原子力規制庁 核物質・放射線総括審議官・防衛省 防衛装備庁プロジェクト管理部長
3. 開催実績	<ul style="list-style-type: none">・平成25年3月21日 各省庁風評対策取りまとめ (平成25年4月2日 「対策パッケージ」公表)・平成25年11月7日 フォローアップ・平成26年5月23日 風評対策強化指針取りまとめ・平成27年6月4日 フォローアップ・平成28年4月1日 G7に向けた取組について・平成28年10月7日 フォローアップ・平成29年2月24日 フォローアップ・平成29年7月21日 フォローアップ・平成29年12月12日 「風評払拭リスクコミュニケーション強化指針策定・平成30年7月5日 フォローアップ・平成31年4月12日 フォローアップ G20に向けた取組について	<ul style="list-style-type: none">・令和元年11月1日 フォローアップ 国内外に向けた取組の強化・令和3年4月22日 フォローアップ ALPS処理水への対応について・令和3年8月20日 ALPS処理水に係る理解醸成に向けた 情報発信等施策パッケージについて・令和4年4月26日 フォローアップ・令和4年10月8日、17日、11月2日、11月28日、12月23日、令和5年1月23日 「持続可能な復興広報を考える検討会議」として開催

資料) 復興庁作成資料

2) 原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ

復興庁において、各省庁における取組を、平成25年度予算を中心に、①被災地産品の放射性物質検査や、空間線量把握等の確実な実施、②放射性物質の健康影響等を含めた正確で分かりやすい情報提供、③被災地産品の販路拡大や新商品開発等への支援、④国内外から被災地への誘客促進といった広範な政策分野の対策の柱を整理し、平成25年4月2日に公表した。

7-4-9 原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ

原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージの概要

平成25年4月 復興庁

- 復興庁において、平成25年度当初予算案を中心に行われる取組(予算以外の取組を含む)を取りまとめ。
- 被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保するとともに、風評被害等の影響を受けている地域産業における新たな需要創出に向けた支援等を行う。

1. 放射性物質の確実な把握と コミュニケーションの強化

(1) 被災地產品の放射性物質検査の実施

- ・食品中の放射性物質の基準値の設定
- ・被災地產品の放射性物質検査体制整備と検査実施 等

(2) 空間線量等の環境放射線量の把握と公表

- ・福島県内を中心とした放射線モニタリング体制整備 等

(3) 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化

- ・食品中の放射性物質基準値、放射性物質による健康影響等に関する情報提供
- (シンポジウム、ミニ集会の開催、ポスター等の配布) 等

2. 風評被害を受けた産業への支援

(1) 被災地產品の販路拡大・新商品開発等

- ・福島産農産物等のブランド力回復のためのPR事業 (メディアを活用した広報、全国キャラバン等)
- ・全国的な被災地產品消費拡大に向けた「食べて応援しよう!」キャンペーンの推進
- (一環として全府省庁の食堂、自衛隊用糧食等における被災地產品積極利用等)
- ・被災地産業(農業、商工業等)による新製品開発等支援
- ・被災地產品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけ 等

(2) 国内外から被災地への誘客促進等

- ・福島県をはじめとする東北地方等への旅行需要喚起のためのPR事業
- (メディアとタイアップした広報、震災語り部・ガイドの育成、復興イベント開催等) 等

国民の健康
リスク回避

食品等の安全・消費
者の信頼の確保

被災地の産業への直
接的・間接的(風評)
影響の克服

被災地の産業におけ
る新たな需要創出

資料) 復興庁「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージの概要」(2013年4月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130402_fuhyopkg.pdf (2022年11月16日閲覧)

図 7-4-10 原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ 主な取組の例

原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ 主な取組の例

1 放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化

食品等の放射性物質検査

- 被災地等で生産・加工された食品等に含まれる放射性物質を生産・出荷・流通等の各段階で検査するとともに、空間線量等の測定を確実に実施します。



正確で分かりやすい情報提供

- 食品等の放射性物質検査や、空間線量の測定結果をホームページで迅速に公表します。



- さらに、放射性物質の健康への影響等を子育て世代や学校関係者等に分かりやすく情報提供します。

2 風評被害を受けた産業への支援

被災地產品の販路拡大・新商品開発

- 被災地産の農林水産物等の消費拡大のため、官民連携によるキャンペーン(「食べて応援しよう!」)に取り組みます。



安倍総理の福島
訪問(3月24日)

被災地への観光客誘致

- 福島県を中心とした被災地域への観光需要を増加させるため、マスメディアとタイアップした広報や、復興イベントの開催等を行います。



鶴ヶ城
(福島県会津若松市)

- さらに、海外の旅行会社や在外公館と連携した観光誘致PR等により、広く国内外からの観光客を誘致します。



滝桜
(福島県田村郡三春町)

資料) 復興庁「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージの概要」(2013年4月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130402_fuhyopkg.pdf (2022年11月16日閲覧)

3) 風評対策強化指針

東日本大震災の発災から続く風評被害を払拭するため、復興庁において、平成25年度予算を中心各府省庁における取組を取りまとめた「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ（以下「対策パッケージ」という。）」を平成25年4月に公表し、11月にフォローアップを行い、福島県産農産物等の購入意欲の増加、各国における輸入規制緩和・撤廃の拡大及び東北6県における観光入込客数の低減傾向の鈍化や回復等の一定の効果が現れていることを確認した。

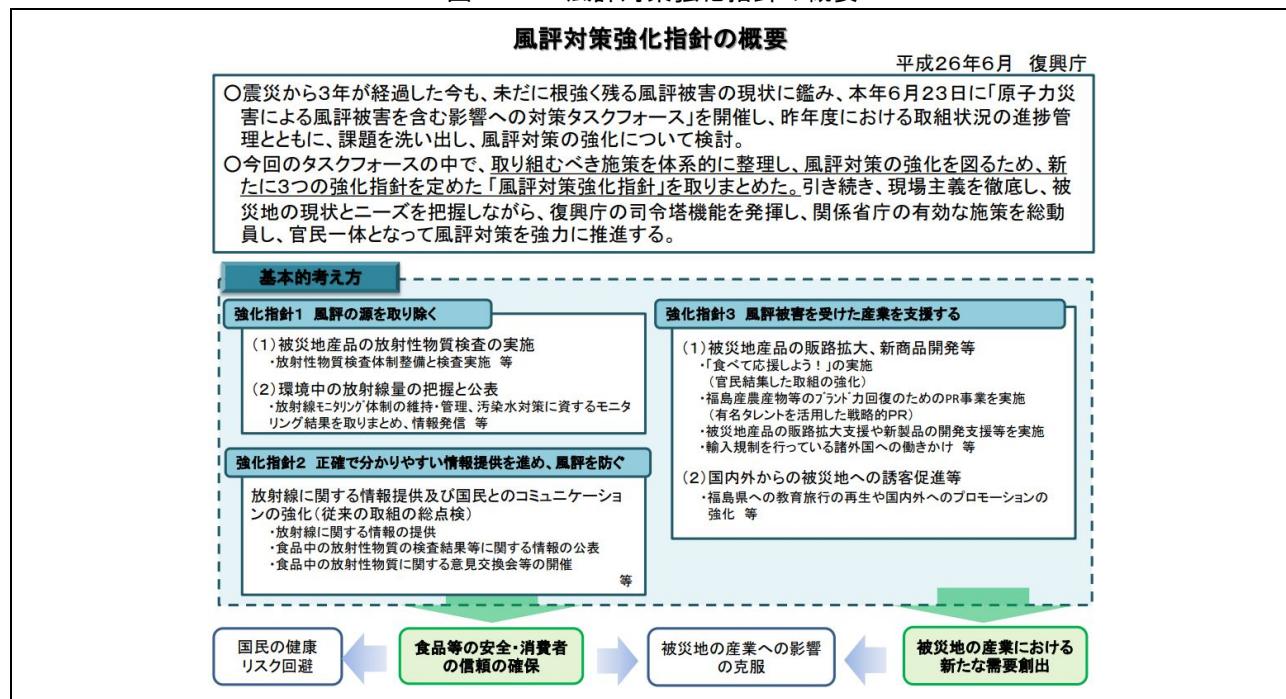
平成25年8月に福島県内の区域見直しが全域で完了し、平成26年4月には福島県田村市が避難指示区域を解除する等、福島の復興・再生は新たなステージを迎えており、発災から3年が経過した中にあっても、根強く残る風評被害に鑑み、取り組むべき施策を取りまとめが必要があった。

風評タスクフォースにおいて、各省庁の取組をフォローアップし、必要な対策を強化するため、平成26年6月23日、「風評対策強化指針」を取りまとめた。

同指針は「風評の源を取り除く」、「正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」、「風評被害を受けた産業を支援する」といった指針により構成されている。

「強化指針1. 風評の源を取り除く」については、根拠のない風評に対しては、被災地產品の放射性物質検査の実施や、環境中の放射線量の把握と公表を行う。「強化指針2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」については、総理指示を踏まえ、消費者が知りたいと思っている情報を正確に分かりやすく伝えていくよう今までの伝え方を検証し、科学的、専門的な知識を消費者目線で分かりやすく普及させる。「強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する」については、風評を受けた産業に対して、官民の力を結集して取り組み、被災地產品の販路拡大・新商品開発、国内外からの誘客促進等を図ることとしている。

図7-4-11 風評対策強化指針の概要



資料) 復興庁「風評対策強化指針の概要」(2014年6月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20140623_fuhyyogaiyo.pdf (2022年11月16日閲覧)

図 7-4-12 風評対策強化指針 主な取組の例

風評対策強化指針 主な取組の例	
強化指針1 風評の源を取り除く <p>被災地產品の放射性物質検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地等で生産・加工された食品等に含まれる放射性物質を生産・出荷・流通等の各段階で検査。 <検査の取組例> <ul style="list-style-type: none"> ○福島県では、県全体で米の全袋検査を実施。25年産米については、約1,100万袋を検査。99.9997%が基準値以内(平成26年5月31日現在)。 ○水産物については、原発事故以降、これまで52,588検体の検査を実施(平成26年5月31日現在)。福島県においては、98.1%が基準値以内(平成26年4~5月期)。 <p>環境中の放射線量等の把握と公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島県を中心とした、環境中の放射線量の測定結果をホームページにて迅速に公表。 ○モニタリング関係機関が実施している海洋モニタリング結果を取りまとめ、原子力規制委員会による評価・解析結果と併せて、毎週一元的に公表。 ○IAEAへのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信。 ○IAEAと連携し、モニタリング結果の信頼性の向上を促進。    	強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ <p>放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化(従来の取組の総点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食品等の放射性物質の検査結果をホームページで公表。 ○食品と放射能に関する消費者の理解を広げるために、食品中の放射性物質の健康への影響、放射性物質の検査結果、生産現場における放射性物質の吸収抑制対策の取組等を分かりやすく情報提供。(分かりやすさの観点からホームページを見直し) ○関係省庁と50名以上の専門家で作成した「放射線リスクに関する基礎的情報」(冊子)をホームページに掲載。自治体等から依頼に応じ配布(平成26年6月までに約2万部配布予定) ○3年間の放射性物質検査結果をもとに「水産物の放射性物質検査に係る報告書」をとりまとめ・公表(平成26年5月30日)  

資料) 復興庁「風評対策強化指針 主な取組の例」(2014年6月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20140623_fuhygaiyo.pdf (2022年11月16日閲覧)

図 7-4-13 風評対策強化指針 主な取組の例

風評対策強化指針 主な取組の例	
強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する <p>被災地產品の販路拡大・新商品開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「食べて応援しよう！」の実施や露骨での展示即売会、民間企業の社内マルシェでの販売促進。 <ul style="list-style-type: none"> • 発災後3年間で、累計920件の実績 <ul style="list-style-type: none"> —社内食堂での食材利用：166件 —食品販売フェア等：666件 —セミナー・シンポジウム：88件 <p>国内外からの被災地への誘客促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島県への教育旅行の回復に向けた取組を強化。県外への学校機関等へのアンケート調査を実施。福島県内20モデルコースを設定し、これらの学校機関に提示。 <ul style="list-style-type: none"> 震災前：約70万人泊→平成24年(震災後)：約24万人泊 ○海外メディア、海外旅行社の招請による訪日旅行商品の造成。 <ul style="list-style-type: none"> • メディア招請 <ul style="list-style-type: none"> 韓国10人(10月9日~13日) 香港14人(10月6日~10日) 中国4人(8月2日~7日) • 旅行社社招請 <ul style="list-style-type: none"> 韓国4人(10月9日~13日) <p>中国・香港・台湾の旅行社、新聞社による視察(福島・三春滝桜)</p> <p>○その他、マスメディアとタイアップした広報や、復興イベント等を開催。</p> <p>首都圏におけるTVCM好感度ランキング 公共・企業イメージカテゴリー 第3位</p>    	

資料) 復興庁「風評対策強化指針 主な取組の例」(2014年6月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20140623_fuhygaiyo.pdf (2022年11月16日閲覧)

4) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

平成29年には、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、福島県の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっていた。風評の払拭については、それまでの取組により一定の成果を上げているものの、福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離や教育旅行を始めとした観光業の不振など、風評被害が根強く残っている状況であった。また、学校における避難児童生徒へのいじめなど、原子力災害に起因する偏見や差別が発生していた。福島県の現状についての認識が不足してきていることに加え、放射線に関する正しい知識や福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果等が十分に周知されていないことに主たる原因があると考えられることから、被災者とのリスクコミュニケーションに加え、国民一般を対象としたリスクコミュニケーションにも重点を置くこととした。「知ってもらい」、「食べてもらい」、「来てもらう」ことによって、国民一人ひとりに思いを共感してもらうべく、全力を尽くすことが必要である。その際、健康影響への評価については、①放射線はその有無ではなく、量的に考える必要があること、②現在、福島県では放射線の安全性が確保されていること、③世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、福島県産食品及び飲料水の安全は確保されていること等を発信し、個々人の安心感の醸成につなげていくことに留意する必要がある。

このような問題意識を踏まえ、復興大臣のリーダーシップの下、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」が設置した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略策定プロジェクトチーム」を構成する関係省庁が、これまでのリスクコミュニケーション対策の総点検を行った上で、有識者の意見を聴取し、専門家の間で共通している最新の科学的知見等を踏まえ、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」をとりまとめ、平成29年12月12月に公表した。

戦略を踏まえ、福島復興の現状等を「知ってもらう」、福島県産品を「食べてもらう」、福島県に「来てもらう」の3つの観点から、テレビやインターネット等を活用したメディアミックスによる情報発信を実施している。

図 7-4-14 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

風評被害対策 ①「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」			
 <p>● 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。</p> <p>● 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）」を開催（2013年3月～）。</p> <p>● 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。</p> <p>● この戦略の下、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において工夫を凝らした情報発信を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的にフォローアップする。</p>			
風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略			
「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。			
I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう	
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
工夫の発信	●受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ●メディアミックスの活用 等	●安全性も理解してもらえる工夫 ●国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	●「ホープツーリズム」に関する発信 ●草の根からの発信 等
ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、2021年4月の処分方針の決定を受け、同年8月20日に開催した「風評対策タスクフォースにおいて、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」として、とりまとめ、公表。			

資料) 復興庁「福島の復興・再生に向けた取組」(2022年7月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/sozai/20220701_fukushima-hukko-torikumi.pdf (2022年11月16日閲覧)

36

5) 風評払拭イニシアティブ for2020

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が近づき、海外の注目が日本に集まるところから、復興庁として積極的に取り組む風評払拭のための施策を「風評払拭イニシアティブ for2020」として作成し、令和元年11月1日の風評対策タスクフォースにて発表した。

図 7-4-15 風評払拭イニシアティブ for 2020

別添 風評払拭イニシアティブ for 2020

復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ 復興・再生へ

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も迫り、海外の注目が日本に集まる中、風評対策に一層取り組む必要がある。そのため、復興庁として下記の施策に積極的に取り組むこととする。

海外向けの取組

○ 輸入規制の撤廃に向けた取組

取組内容 ① 大臣等による在京大使館訪問
② 海外メディア向け被災地ツアーワークショップの実施（11月10～16日 中国及び香港のメディア14人）
③ 国際会議でのパネル展示及び被災地食材リストの提供（11月22、23日 G20外務大臣会合）

輸入規制が残る国や地域の政府関係者やメディアに対し、復興しつつある被災地の姿や魅力を知つてもらうとともに、現地の产品を食べてもらい、風評払拭に関する情報の発信を図る。

○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした情報発信

取組内容 ① 復興庁WEBサイトの改善やハッシュタグFukushimaを利用したSNSでの発信を含め、復興関連情報・写真・動画の英語での発信
② オリパラに関連するあらゆる機会を活用して、日本の食品安全基準の厳しさやその基準に基づく検査の実施状況等に関する情報を提供

海外の方が知りたい情報を得やすくなるよう、WEBサイトの改善やコンテンツの多言語化等を図るとともに、食の安全等正確な情報を広めるため、様々な機会を活用する。

G20観光大臣会合（2019年10月、北海道）での展示
復興庁WEBサイト（英語版）
ワールド・プレス・ブリーフィングレセプションで提供した被災地産食材を使用した料理

1

別添 風評払拭イニシアティブ for 2020

復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ 復興・再生へ

海外向けの取組

○ 海外での販路開拓支援

取組内容 被災地企業（農林水産業含む）が行う海外販路開拓に対して、専門家等の派遣による支援

専門家等の派遣を通じ、現地の商慣習等を踏まえた販路開拓を図る。

○ 福島県へのインバウンド誘客促進

取組内容 被災地域の震災学習ツアー「ホープツーリズム」をはじめ、風評払拭や魅力発信に繋がる訪日外国人向け旅行商品の造成・販売を支援

持続的な外国人交流人口の拡大及び風評払拭・風化防止を図る。

東南アジアでのテストマーケティングイベント
「ホープツーリズム」催行の様子（於：楓葉キャンパス）

国内向けの取組

○ 福島の復興の現状や放射線に関する基本的な知識等の発信強化

取組内容 福島の復興の現状や放射線に関する基本的な知識等について、多くの国民に知つてもらうよう、様々な媒体をフル活用し、ラジオ番組のほか、マンガやSNS等による発信強化

科学的根拠に基づかない風評は、福島県の復興の現状に関する認識や放射線に関する正しい知識等が十分に周知されていないことに主たる原因があると考えられる。そのため、これらの事項について、わかりやすさ等、工夫することで、より多くの国民に知つてもらおう。

「ふくしまを食べよう。」
マンガ「ふくしまを食べよう。」

2

資料) 復興庁「風評払拭イニシアティブ For 2020」

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/fuhyou/20191101-02_fuhyou-fusshoku-initiative-for-2020.pdf (2022年11月16日閲覧)

(2) 各省の取組

1) 内閣府の取組

内閣府大臣官房政府広報室では、関係府省庁と連携して、風評被害の払拭を含む復興の現状と取組や、放射線に関する正確な情報等について、テレビ、新聞、インターネット等の様々な媒体を活用して、国内外へ効果的に発信した。

具体的には、福島の農産物や東北の観光地の魅力を発信するテレビ CM や、復興の現状と取組等を伝える BS テレビ番組、ラジオ番組、新聞広告、インターネット広告等を実施したほか、食品中の放射性物質の検査の取組や基準値等について解説する動画や記事を政府広報ウェブサイトに掲載した。

加えて、放射線の正しい知識についてマンガで分かりやすく説明する小学生・中高生向けの広告（こども新聞）や、ホープツーリズム等に関する教育関係者等向けの広告（教育専門全国紙）を実施したほか、障害者等が円滑に情報を取得できるように、風評被害の払拭に関する取組等を点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」や音声広報 CD 「明日への声」に掲載した。

海外向け政府広報誌の「We Are Tomodachi」（英語、現在は「KIZUNA」として発行）や「HIGHLIGHTING Japan」（英語・中国語・日本語）では、原子力発電事故からの復興や食の安全等についての取組に関する記事を掲載した。

2) 文部科学省の取組

文部科学省では、学校における放射線に関する教育の支援として、教職員向けの放射線に関する研修や児童生徒向けの放射線に関する出前授業を実施している。また、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるように、放射線副読本を作成し、全国の小・中・高等学校等に配布・周知するとともに、文部科学省ウェブサイトにおいても掲載している。同副読本では、放射線に関する科学的な知識や原発事故の状況、復興に向けた取組について理解を深めるとともに、被災児童生徒へのいじめや差別等を防止するための内容を充実させている。

3) 外務省の取組

外務省では、外交機会を積極的に活用し、各国要人等に対し、東日本大震災後に導入された輸入規制措置撤廃の働きかけを行っている。

海外の日本大使館・総領事館等においては、各種レセプション等の機会を利用し被災地産を含む農林水産物・食品の PR を全世界において行っている。日本国内でも、令和 4 年 7 月、地方創生対外発信事業として、林外務大臣と内堀福島県知事との共催で、駐日外交団等を招いた「ふくしま復興レセプション～挑戦を続ける Fukushima」を開催し、林大臣から正しい情報発信について各國・各地域の理解と協力を求めるとともに、同県産の食材等の安全性及び魅力を紹介した。令和 4 年 11 月には、当省と福島県との共催で「復興」をテーマとした駐日外交団による視察ツアー等も実施している。

欧州を代表する多言語ニュースチャンネル、ユーロニュースとの協力により、復興の取組や福

島産食品の安全性確保に向けた取組と各国の輸入規制緩和の動きをテーマに番組を制作・放送したほか、ALPS 处理水に関する取組や被災地の食品の安全・魅力を発信する動画を制作し、いずれも日本語含む5言語の動画を、外務省Youtube チャンネルで配信している。更に、令和3年11月及び令和4年10月末には在京外国メディア向け福島県プレスツアーを実施した。また、海外の報道機関による取材に対する透明性の高い丁寧な情報提供を行い、事実と異なる報道があった際には、外国メディアへの説明、反論記事の掲載等、現地の状況を踏まえた適切なカウンター発信を実施している。

「アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流（キズナ強化プロジェクト）」では、日本とアジア大洋州地域及び北米地域の41の国・地域との間で、平成25年3月末までに、1万人以上の交流を実施し、青少年を我が国へ招へいし、交流プログラムや被災地視察、復興支援活動体験等を実施するとともに、被災地の青少年をそれぞれの地域へ派遣し、日本再生に関する諸外国・地域の理解を増進した。

国際交流基金を通じた各種国際文化交流事業においても、東北の魅力を発信する巡回展覧会事業を継続して実施したほか、日本のコンテンツが放送されにくい国・地域を中心に、東北を題材にした日本の放送コンテンツ等の無償提供を行うなど、日本再生に関する理解を深めるとともに、風評被害に対して効果的な情報発信を行った。

4) 厚生労働省の取組

原子力安全委員会が定めていた指標を暫定規制値として設定（平成23年3月17日～）し、その後、厚生労働省薦事・食品衛生審議会などの議論を踏まえ、国際的な指標に基づき、長期的な観点から放射性セシウム基準値を設定（平成24年4月1日～）するなど、食品中の放射性物質の基準値の設定に取り組んだ。また、原子力災害対策本部において、地方自治体における検査計画の策定に関する基本的事項を定め、17都県を中心とした食品中の放射性物質検査を推進したほか、流通段階の食品の買上調査等に取り組んだ。

5) 農林水産省の取組

地方自治体による食品放射性物質検査等への支援及び技術的支援として、検査方法等に関する科学的支援、福島県による米の検査体制の整備支援（令和元年産米までは県全域で全量全袋検査、令和2年産米からは、旧避難指示区域等の田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町（旧山木屋村）を除きモニタリング（抽出）検査）、水産物の検査体制の整備支援に取り組んだ。また、地方自治体に対する検査機器導入への補助を行ったほか、地方自治体からの依頼に基づく検疫所、国立試験研究機関及び契約検査機関における検査を厚生労働省と連携して実施し、令和2年9月末までに全国で7万5千件以上の検査を受け入れた。

平成24年から、毎年3月に消費者の部屋において、展示を開催。これまで、研究者等による講演、パネル展示、試食・試供等を実施（新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令を受け、令和3年は消費者の部屋における展示は中止）。また、令和3年からは、復興に向けた産地の取組を紹介する動画の配信にも取り組んでいる。

放射性物質検査による水産物の安全性を周知する動画や被災地の水産物を使ったレシピ動画を

制作し、水産庁ホームページで掲載した。

6) 消費者庁の取組

地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査機器の貸与（令和2年9月までに全国で392台配分）、及び自治体職員等を対象とした検査方法等の研修会の開催（令和2年9月までに研修会を全国で32回開催し、延べ約2,000名が参加）に取り組んだ。また、地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査の委託、検査等の専門家採用、検査機器の整備・保守等に活用できる交付金による財政支援に取り組んだ。そのほか、福島県が主催する県内の消費者を対象とした専門家による「食と放射能に関する説明会」、全国の消費者に対して福島の生産者が自らの体験や将来への想いを伝える「ふくしまからはじめよう。『ふくしまの今を語る人』県外派遣事業」等への支援を通じて、放射性物質の正確な情報発信を実施している。

消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を改訂（第16版）しHPで公開するとともに、これまでに約94万部を配布（福島県内では全戸配布）した。「食品と放射能Q&A」を基に、理解のポイントを整理しハンディタイプにまとめたパンフレット「食品と放射能Q&Aミニ」を改訂（第8版）し、HPで公開するとともに、これまでに約16万部を配布した。「食品と放射能Q&Aミニ」（第7版）英語版、中国語版、韓国語版をHPで公開した。

7) 環境省による取組

福島県民の長期にわたる健康管理を実施して行く上で必要となる専門人材の確保と育成を推進するため、福島県立医科大学の「災害こころの医学講座」、「放射線健康管理学講座」、「甲状腺内分泌学講座」及び「健康リスクコミュニケーション学講座」の講座開設を支援している。また、福島県及び福島近隣県を中心に、住民の放射線に関する健康不安や悩み相談に対応する人材を育成するため、令和3年度は、自治体職員、医療関係者等を対象に17回の研修を実施した。

相談員等に対して科学的・技術的な面から、組織的かつ継続的に活動を支援するため、「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、相談員向けの研修を開催するとともに、相談員のみでは対応できない場合の専門家派遣等の支援を実施。また、関係府省庁・自治体の連携を強化するため、「相談員等実務者会合」（平成29年8月）を、放射線相談員や生活支援相談員等が成功事例や失敗事例等の共有を図るためのワークショップ（相談員合同ワークショップ）（平成29年12月、平成30年8月、平成31年3月、令和元年8月、令和元年11月、令和4年12月）を内閣府原子力被災者生活支援チームと環境省の共同で継続的に開催。そのほか、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターが、複数の町の担当者が参加する合同意見交換会（令和3年3月）を開催した。

関係省庁等と専門家で「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を作成し、福島県等に配布した。

8) 国土交通省の取組

福島県を始めとする被災地への旅行需要の喚起を図るため、地域の復興に向けた旬の話題等について、観光関係者のみならず、地域住民も主体となって情報発信するポータルサイト「東北物語」の開設や、震災語り部・ガイドの育成等、正確な情報や魅力の発信に係る取組を支援した。

さらに、国外からの被災地への誘客促進に向け、東北地方における地域からの発案に基づき実施する訪日外国人旅行者を呼び込む取組として海外メディア関係者や影響力の強いインフルエンサーを招聘したプロモーション事業を支援するとともに、東北に特化した海外主要市場向けの集中的な訪日プロモーションを実施することで、東北の魅力を発信した。

また、震災・原発事故の被災地域をフィールドとした学びの旅「ホープツーリズム」の推進等、福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業を継続して支援している。

9) 経済産業省の取組

東電福島第一原発の廃炉や復興の現状について、国内外の多くの方に知つてもらうことを通じ、風評影響を払拭する観点から、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」も踏まえ情報発信を実施している。具体的には、福島の復興の現状について、動画・書籍コンテンツを作成するほか、HP や SNS を活用し情報発信を行うとともに、発信力・影響力のあるインフルエンサーによる視察等を含め、廃炉に関する正しい理解を深め、同時に 当該情報を広く発信・浸透させる取組をや各国政府等への包括・個別の働きかけ、国際機関との協力、海外メディアへの情報提供など透明性高く発信するなど、多様な方法を用いた取組を実施している。

さらに、風評影響の払拭に資する民間企業の行う取組を支援するとともに、複合災害としての東日本大震災・東電福島第一原発事故を伝承するための取組支援を実施している。また、福島県を中心とする企業等からの要請に応じ、工業製品等の放射線量測定、指導・助言に取り組み、令和3年度までに相談約 896 件、測定約 154,822 件を実施した。

10) 原子力規制庁の取組

東電福島第一原発における汚染水漏えい問題を踏まえ、海域モニタリングを継続するとともに、関係機関が実施している海域モニタリング結果も一元的にとりまとめ公表した。さらに、IAEA と共同で、東電福島第一原発周辺の海洋試料の採取・分析結果の相互比較を行い、得られたデータの信頼性評価を実施している。

また、福島県内を中心に、放射線モニタリング体制を構築しており、引き続き、東電福島第一原発事故に係る状況に応じた環境中の放射線量の着実な測定・公表を継続する。

11) 復興庁の取組

「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき①放射線に関するリスクコミュニケーションの実施、②放射線に関する情報発信、③被災地產品の販路拡大等、④国内外からの被災地への誘客促進等、⑤諸外国の輸入規制の緩和、撤廃に向けた働きかけ等の取組を行った。

復興庁が行った情報発信の例

- ・科学的根拠に基づいた正確な情報の発信
- ・復興の進捗や魅力の発信

7-4-16 科学的根拠に基づいた正確な情報の発信

科学的根拠に基づいた正確な情報の発信

概要

国内外に向けて、東京電力福島第一原発事故からの復興の進捗やALPS処理水の処分等について、**プッシュ型広告等**を活用して、科学的根拠に基づいた正確で分かりやすい情報を発信。

主な取組

(1) 国内向け情報発信

① パンフレットの作成・配布

- 放射線の基礎知識や原子力災害からの復興と安全性について説明するパンフレットを作成。



② マンガの作成・配布

- 放射線の正しい知識や食品の安全性を伝えるマンガを公開・配布。

(英・中(繁・簡)・韓)版も作成。)



③ ALPS処理水について説明する動画の配信

- ALPS処理水についてイラストを用いて分かりやすく説明したチラシ及び動画を公開。プッシュ型広告を実施。

245万回再生



④ 健康影響に関する風評を払拭するための動画の配信

- 福島第一原発事故による放射線の健康影響についての国連機関UNSCEARの発表を有識者が分かりやすく解説する動画を公開。プッシュ型広告を実施 (R3.12)。

142万回再生



⑤ オンラインツアー・現地視察等

- 福島第一原発の「廃炉」の今を知る一般参加型オンラインツアーを開催 (R4.2、当日視聴者：1194名)。

(2) 国外向け情報発信

① 外国語ポータルサイト

「FUKUSHIMA UPDATES」の開設

- 外国人のよくある疑問や誤解に対してQ&Aにより分かりやすく解説。
- ALPS処理水に関するQ&Aを追加 (R3.8)。



② 積極的な情報発信

- 「復興の現状」「ALPS処理水」「食・観光の魅力」について、メディアやインターネットで発信。

- ① 欧米紙 (Financial Times) による記事広告 (R4.2)
- ② YouTube動画の配信・プッシュ型広告の展開 (R4.2)

(英・中(繁・簡)・韓)版も作成。)



- 日本在留外国人による現地視察・座談会を実施 (R4.8、中国人留学生23名及び中国系報道機関)。

図 7-4-17 科学的根拠に基づいた正確な情報の発信

復興の進捗や魅力の発信

概要

今なお続く風評の払拭に向け、①福島の復興の現状等を「知ってもらう」、②福島県産品を「食べてもらう」、③福島県に「来てもらう」の3つの観点から、インターネット、SNS、ラジオ、テレビ等を活用した情報発信を実施。

主な取組

- ① WEBサイト「タブレット先生の福島の今」の開設
- WEBサイトにおいて、復興の現状や放射線の基礎知識、福島県産農産物等の魅力を伝えるためのわかりやすいコンテンツを公開。
- 
- ② FMラジオ番組「Hand in Hand」の放送
- TOKYO FMにおいて福島で活躍する人に焦点を当て、復興への思いを伝える番組を放送。大都市圏（札幌・仙台・大阪・愛知・広島・福岡）や福島で放送。
- ③ TV番組の放送
- 三陸常磐の海産物の魅力や漁業者の方の生の声を伝えるテレビ番組を放送。
- 
- ④ WEBゲーム「ふくしま旅スゴ」の公開
- ウェブ上で福島県全市町村をサイコロを振って巡り、各市町村や放射線に関するクイズに答えながらゴールを目指すすごろくゲーム。「あつまれどうぶつの森」で使用できる「あつ森マイデザイン」を配布。
- 
- ⑤ YouTube動画「おいしい福島」の配信
- タレントを起用し、福島県産農林水産物の魅力と安全性等について、分かりやすく、楽しく伝える動画をインストリーム広告も活用してYouTubeで配信。**16動画計1080万回再生**
- 
- ⑥ 魅力を発信するイベントの開催
- 福島の海や「常磐もの」の魅力と安全性を発信する釣り大会及びステージイベントを開催 (R4.7 福島県相馬市)。
 - 福島県内自治体等と連携し、名古屋市において食、観光など福島の魅力や復興の進捗を発信するイベントを開催 (R4.11)。
- 
- ⑦ 出前授業の実施
- 国内各地の高校に職員を派遣し、復興の現状、風評の影響等についての出前授業を実施 (R4、8校)。
- 
- ⑧ 海外への情報発信
- 日本在留外国人インフルエンサーが、浜通りを巡る旅の魅力を、それぞれ英語、中国語で動画を配信 (R4.2)。
 - 海外からの招へいによる福島モニターツアーを開催 (R4.11、インフルエンサーを含む韓国人及び韓国系報道機関計25名)。

資料) 復興庁作成資料

12) 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の連携による取組

食品中の放射性物質の基準値や放射性物質による健康影響等について、平成23年度から大都市等において消費者との意見交換会を開催し、概要についてはウェブサイトに掲載している。

また、平成28年度からは、食品の安全に関心の高い子育て世代を対象としたイベントに出展するほか、令和2年度からは、震災時に子どもだった大学生を対象に、放射性物質の基礎知識や食品中の放射性物質の現状や対策について学ぶ機会を提供している。

図 7-4-18 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の連携による取組

意見交換会

平成23年度から、専門家、被災地の生産者、消費者、事業者、行政を交えながら、食品中の放射性物質とどう向き合っていくか等について意見交換会を実施。令和2年度から、大学生を対象とした意見交換会も開催。

平成25年度 一般向け意見交換会

令和4年度 大学生を対象とした意見交換会（オンライン併用による開催）

子育て世代を対象とした親子イベント

平成28年度から、親子参加型イベントに展出し、食品の安全に関心の高い子育て世代を対象に、食品中の放射性物質を中心に食の安全に対する理解増進の取組を実施。

4府省庁共同でリーフレットを作成
意見交換会やイベントで配布

平成28年度 イベントブースの様子

令和3年度 イベント会場内の霧箱観察の様子

(資料)

(3) ALPS処理水に係る情報発信等施策パッケージ

ALPS処理水の処分について、令和2年2月の「ALPS処理水の取扱に関する小委員会」における報告書に加え、地元自治体や農林水産業者、幅広く国民から得た意見を踏まえ、第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚会議において、令和3年4月に「ALPS処理水の処分に関する基本方針」が決定された。

風評影響を生じさせないよう、科学的な根拠に基づいた正確な情報を分かりやすく、国内外に向けて発信する必要があることから、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」ワーキンググループの場などを通じた自治体や業界からの意見・要望を踏まえ、関係府省庁が一丸となって取り組む情報発信等についてとりまとめるべく、令和3年8月20日の風評払拭タスクフォースにて、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等のパッケージ」を策定した。

同パッケージは、まず、科学的な根拠に基づいた正確な情報を、分かりやすく、国内外の多くの方々に届けて、理解醸成に努める必要があるだけでなく、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく取組に加えた更なる情報発信等の徹底した取組が求められることから、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」(以下「実行会議」という。)のワーキンググループの場などを通じていただいた関係する自治体や業界からの意見・要望を踏まえ、基本方針の着実な実行にしっかり貢献できるよう、関係府省庁が一丸となって取り組む情報発信等について、次の考え方にして取りまとめた。

- ① 安全性についての情報発信のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの意見・要望も含め、地元の声をしっかりと聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に風評に関する状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

なお、本施策パッケージは、適時適切にフォローアップしていくとともに、不断の施策の見直しや追加を行うものとなっている。

図 7-4-19 ALPS処理水に係る情報発信等施策パッケージ

(参考) ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ（概要）
～消費者等の安心と国際社会の理解に向けて～

令和3年8月20日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（令和4年4月26日改定）

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生 その先へ

考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

施策（概要）

1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

- (1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開
 - ・ 詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすい動画を発信
 - ・ 海域モニタリング結果を発信 等
- (2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着やすくするための環境整備
 - ・ ウェブ上のプッシュ型広告を可能な限り活用
 - ・ インフルエンサーによる東京電力福島第一原発等視察を強化
 - ・ ポータルサイト「Fukushima Updates」において、国内外の消費者等が関心度合に合わせて情報を入手できる環境を整備 等
- (3) 消費者等の安心につながる取組の展開
 - ・ シンポジウム・商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
 - ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立って情報発信
 - ・ 放射線専門家や料理人等を起用
 - ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を検討
 - ・ 旅行会社に対して業界団体の広報誌やメールマガジンを活用し情報発信 等
- (4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化
 - ・ 放射線副読本を活用した出前授業や教職員研修を実施 等
- (5) 政府一体となった施策実施体制の構築
 - ・ 関係府省庁の担当者をメンバーとして、一体的に施策実行を担う府省庁横断的な体制を構築

2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

- (1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援
 - ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討・実施 等
- (2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施
- (3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

- (1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応
 - ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
 - ・ 「Fukushima Updates」にALPS処理水に関するFAQを追加
 - ・ 日本国政府観光局（JNTO）グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等
- (2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい
 - ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
 - ・ 輸入規制国の報道関係者の現地観察 等
- (3) 国際機関との緊密な協力
 - ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関（IAEA、OECD/NEA）と緊密に協力した情報発信
- (4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明
 - ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等
- (5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用
 - ・ IAEA総会において、廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントの開催 等

4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

- (1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握
 - ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内外の消費者を対象としたインターネット調査結果等を踏まえた情報発信
- (2) 風評影響の把握
 - ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
 - ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析
- (3) 風評構造の分析
 - ・ 的確な風評対策とすべく、風評の構造（メカニズム）等を分析するとともに、これまで実施した取組の効果測定や評価分析を実施

資料) 復興庁作成資料

7章 原子力災害固有の対応

5節 福島イノベーション・コスト構想を軸とした産業集積等

1. 福島イノベーション・コスト構想

(1) 福島イノベーション・コスト構想の概要

1) 概要

福島の浜通り地域等に新たな産業基盤を構築することを目指し、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コスト）構想研究会において、平成26年6月「福島イノベーション・コスト構想」が取りまとめられ、福島ロボットテストフィールド等の拠点整備を含めた主要プロジェクトの具体化に加え、産業集積の実現、教育・人材育成、生活環境の整備、交流人口の拡大等に向けた取組を進めてきた。

また、平成29年5月には福島復興再生特別措置法が改正され、福島イノベーション・コスト構想が法律に位置付けられることで、関係省庁、地方公共団体、事業者等との連携強化が規定された。

平成29年7月には、福島イノベーション・コスト構想を推進する中核的組織として、福島イノベーション・コスト構想推進機構が設立された。同機構は、平成31年1月には公益財団法人に移行している。

2) 福島イノベーション・コスト構想の取りまとめ

福島イノベーション・コスト構想については、平成26年1月、赤羽内閣府原子力災害現地対策本部長・経済産業副大臣（当時）の私的懇談会として、地元市長、産学官の有識者で構成する「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コスト）構想研究会」が立ち上げられ、震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して検討が行われた。平成26年6月に、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コスト）構想研究会において報告書が取りまとめられた。

同報告書において、構想の主要プロジェクトとして、①廃炉へのチャレンジ、②新たな産業基盤の構築を位置付けるとともに、構想の実現に向けた方策を、①構想の実現に向けた戦略的工程と体制の構築、②広域的な視点でのまちづくり、③中長期の取組体制の確立として整理している。

3) 福島イノベーション・コスト構想推進会議

平成26年12月、高木内閣府原子力災害現地対策本部長・経済産業副大臣（当時）が座長、内堀知事、地元市町村長、産学官の有識者が参加し、「福島イノベーション・コスト構想推進会議」が立ち上げられ、平成29年2月までの間、計8回開催された。

これにより、同構想の実現に向け、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の各分野の具体化を進めるとともに、その実現にむけた産

業集積や人材育成、交流人口の拡大、情報発信など多岐にわたる環境整備に取り組んでいる。

4) 法制上の位置付け

平成 29 年 5 月、福島復興再生特別措置法改正により、構想が同法に位置付けられ、関係省庁、地方公共団体、事業者等との連携強化が規定された。

令和 2 年 6 月に改正された福島復興再生特別措置法では、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備、ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する相談・援助といった、同構想の推進を軸とした産業集積の促進に関する規定が設けられた。また、福島イノベーション・コースト構想の推進に関する課税の特例も設けられている。なお、同法の改正に伴い、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）において、同構想の推進に係る特例が創設され、令和 3 年 4 月に施行されている。

5) 推進体制の強化

平成 29 年 7 月に「福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議」を、同年 11 月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された「福島イノベーション・コースト構想推進分科会」を立ち上げ、推進体制を抜本強化した。

6) 重点推進計画

上記分科会での議論等を踏まえ、福島県において、機構を位置付けた重点推進計画を策定し、平成 30 年 4 月の関係閣僚会議にて、重点推進計画を総理認定した。

7) 福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島県は、平成 29 年 7 月、同構想を推進する中核的な組織として、福島イノベーション・コースト構想推進機構を設立した。同機構は、平成 30 年 4 月より体制を順次強化しており、平成 31 年 1 月には公益財団法人の認定を受けている。

図 7-5-1 福島イノベーション・コースト構想



資料) 経済産業省「福島イノベーション・コースト構想」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/smb/innovation.html> (2022年11月16日閲覧)

(2) 産業発展の青写真の概要

1) 概要

浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す福島イノベーション・コースト構想の更なる具体化を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向けた国、県等の取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」について、原子力災害からの福島復興再生協議会等での検討を重ね、復興庁・経済産業省・福島県において、令和元年12月に公表した。

令和元年12月に閣議決定された復興・創生期間後の基本方針において、福島イノベーション・コースト構想について、この青写真に基づき取組を進めることとした。

2) 背景・目的

原子力災害によって失われた福島県浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、福島イノベーション・コースト構想に基づき、廃炉、ロボット等の拠点の整備や研究開発プロジェクトの促進など、産業集積に向けた取組を進めてきたところ、今後も浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展の実現に向けて取り組む必要があり、構想の具体化を軸として、産業発展のビジョンを検討

してきた。

福島県浜通り地域等 15 市町村との議論等を重ね、原子力災害からの福島復興再生協議会や福島イノベーション・コースト構想推進分科会においても議論し、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を取りまとめ、公表した。

本青写真は、復興・創生期間後の浜通り地域等の羅針盤となるものであり、福島県の重点推進計画を改定するなど、国、県、市町村、関係機関が連携し、浜通りの更なる産業発展に向けた具体的な取組を加速化させていくこととなった。

3) 青写真のポイント

産業発展の両輪として、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展には地元企業の経営力・技術力向上、新たな事業展開、新たな企業・人材や研究・実証の呼び込みの両輪が重要。

施策の3本柱として、これを踏まえ、あらゆるチャレンジが可能な地域、地域の企業が主役、構想を支える人材育成の3つを施策の柱として、浜通り地域等が先導的な地域となることを目指している。

4) 重点分野の追加

これまでの同構想の4つの重点分野（①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産）に加えて、⑤医療関連、⑥航空宇宙を追加し、重点的な産業集積を進めることとした。

図 7-5-2 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真



図 7-5-3 産業発展の青写真の検討経緯

(参考)「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の検討経緯

- <平成30年8月9日 原子力災害からの福島復興再生協議会>
- 【内堀福島知事】復興・創生期間後の財源・体制の確保についてあります。震災から7年が経過をしても難しい課題、現在進行形の厳しい状況があり、福島の復興は長い戦いとなります。復興・創生期間後も一つ一つの課題に危機意識を持ち、様々な施策にチャレンジを続けていくことが重要です。国においては、県・市町村とともに復興のビジョン・構想を描き、復興の道筋を示せるよう、必要な検討を進め、十分な財源及び体制の確保をお願いいたします。
- 【世耕経済産業大臣】知事や松本会長からも、この福島イノベーション・コースト構想を、持続的・自律的な福島の産業発展につなげていくよう、深掘りをしてほしい、というお話をされました。これについては、中長期的で広域的な産業発展の青写真をしっかりと描いていきたいと思います。
- 【内堀福島知事（終了後ぶら下がり）】平成30年度は復興・創生期間5年の折り返しのタイミングであり、復興・創生期間後の体制や財源についてしっかり議論をしてほしいということ、復興構想のビジョンを作つてほしいと要望した。国としてもこうしたことを受け実務的な議論が今後進んで行くと思う。その中で、本日、世耕経産大臣がご発言された福島の産業発展のため新たな青写真を描きたいとの発言があった。ビジョンの基軸は経済と産業であり、持続的な経済発展で被災地域が前に進んでいくために中長期的な構想を、大臣の構想の御発言を受けて我々も一緒にして議論、協議し進めていきたい。
- <令和元年8月5日 与党東日本大震災復興加速化本部による第8次提言>
- 浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展を実現するため、福島復興の大きな原動力となる「福島イノベーション・コースト構想」を基軸としつつ、国・県・市町村が一体となった中長期的な視点で広域的な地域再生や産業発展に向けた構想を強力に推進すること。
- <復興・創生期間後の基本方針骨子>
- ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積
(今後の課題)
今秋に策定予定の「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の検討を踏まえた浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けた取組

資料) 経済産業省「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真（概要）取りまとめの経緯」（2019年12月9日）<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209002/20191209002-2.pdf>（2022年11月16日閲覧）

(3) 構想に係る主な取組

1) 概要

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の各分野の具体化を進めるとともに、その実現に向けた産業集積や人材育成、交流人口の拡大、情報発信など多岐にわたる環境整備に取り組んでいる。

令和2年3月末には、浪江町において、世界有数の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所し、南相馬市及び浪江町において、ロボット分野でインフラ点検、災害対応、物流等の分野で使用されるロボットやドローンの実証等の拠点である「福島ロボットテストフィールド」が全面開所した。

2) 福島ロボットテストフィールド

令和2年3月末、南相馬市及び浪江町において、ロボット分野でインフラ点検、災害対応、物流等の分野で使用されるロボットやドローンの実証等の拠点である「福島ロボットテストフィールド」が全面開所した。本施設は、世界に類を見ない一大研究開発拠点として整備されており、令和5年1月末までに、浜通り地域等に72社のロボット関連企業が立地し、実証実験は延べ993件以上行われている。

令和2年9月には、ドローンの研究開発が行いやすくなる、ドローン飛行の際の許可・承認に関する手続きの見直しが行われるなど、実証フィールドとしての環境整備も進展している。また、フィールドを核として周辺地域に事業拡大する企業も出てきている。

図 7-5-4 福島ロボットテストフィールド



資料) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構「福島ロボットテストフィールド」

https://www.fipo.or.jp/robot/wp-content/uploads/2020/05/pamphlet_public.pdf (2022年11月16日閲覧)

3) 福島水素エネルギー研究フィールド

エネルギー分野において、再生可能エネルギー由来の水素製造のイノベーション拠点として、「福島水素エネルギー研究フィールド」が浪江町に令和2年3月に開所し、水素の製造・出荷に着手している。

図 7-5-5 完成した福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R)



資料) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「再エネを利用した世界最大級の水素製造施設「FH2R」が完成」
https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5_101293.html (2022年11月16日閲覧)

4) その他の施設

東電福島第一原発の安全かつ確実な廃止措置に資する研究開発等を推進していくため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）の廃炉環境国際共同研究センター（富岡町）、楢葉遠隔技術開発センター（楢葉町）、大熊分析・研究センター（大熊町）などが開所しているほか、アーカイブ拠点施設として、東日本大震災・原子力災害伝承館が令和2年9月に開所した。

5) 経済産業分野における取組

平成29年5月の福島復興再生特別措置法改正により福島イノベーション・コースト構想の推進が法定化に当たり、平成28年度及び29年度に同構想の実現可能性調査等補助事業を実施した。同事業は、県や民間企業等における、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けたプロジェクトの具体化を進めていくために必要な調査等を補助するもので、「ロボットテストフィールド及び国際产学研官共同利用施設の運営に向けた調査」、「情報発信（アーカイブ）拠点の整備に向けた調査」など2年間で14件の事業を行った。

また、平成28年度から、福島イノベーション・コースト構想の重点分野（廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業等）について、福島県浜通り地域等において地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する地域振興に資する実用化開発等の費用を補助している。特に、令和3年度からは自治体と連携して実施する事業を重点支援している。これまでに222件を採択した。

さらに、令和4年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」において、福島浜通り地域をディープテック領域などのスタートアップ創出の先進地とすることを目指し、実証フィールドの整備やスタートアップの実用化開発等の重点支援

等を行うことが示された。

6) 福島イノベーション・コスト構想等を担う人材育成等

文部科学省では、福島イノベーション・コスト構想の実現に向けた重点的取り組みの1つである教育・人材育成について、文部科学省では、平成30年度より、「福島イノベーション・コスト構想等を担う人材育成に関する事業」、「大学等の『復興知』を活用した福島イノベーション・コスト構想」を実施している。

「福島イノベーション・コスト構想等を担う人材育成事業」により、普通科高校に対しては、地元企業・大学等と連携したトップリーダー人材の育成のための設備整備や、大学・企業等と連携した教育プログラム等の支援を、専門高校に対しては、廃炉研究やロボット、農林水産分野に資する専門人材の育成のための施設・設備や、企業・研究所等と連携した教育プログラム等の支援を、義務教育段階に対しては、人材の裾野を広げるための理数教育・グローバル人材育成への支援を実施した。

また、文部科学省では、平成30年度から令和2年度まで、全国の大学等が有する福島復興に資する「知」(復興知)を、浜通り地域等に誘導・集積するため、「大学等の『復興知』を活用した福島イノベーション・コスト構想促進事業」により、大学等の組織的な教育研究活動を支援するとともに大学間、研究者間の相互交流、ネットワークづくりを推進しており、令和3年度から新たに「大学等の『復興知』を活用した人材育成基盤構築事業」を実施している。(令和3年度採択数：17大学等21事業)

7) 農林水産分野における取組

同構想において、農林水産分野は主要プロジェクトの一つとして位置付けられ、「避難指示区域やその周辺において、ICTやロボット技術を活用したスマート農業といった新たな農業の取組を推進するため、農業・実証地域を設定し、地域の関係者と協力しつつ、研究や実証を実施する必要がある。」とされた。

このような動きを踏まえ、本事業では、農林業者の帰還と営農再開を強力に推進する農林業の省力化等に向けた先端技術の開発・実証研究の取組を支援している。

農林水産分野では、平成24年度から平成29年度まで、東日本大震災の被災地の復興を加速し、新たな食料基地として再生することを目的とした「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」を行った。また、同事業の内容を見直し、平成30年度から令和2年度まで、状況変化等に起因して新たに現場が直面している課題を対象に先端技術の現場への実装に向けた現地実証を行うとともに、被災地に設置した社会実装拠点を核として組織的な技術導入を行うことにより、実用化された技術体系の迅速かつ広範な社会実装を図ったところ。現地実証を終えた技術としては、「ぶどうの根圈制御栽培等における早期成園化技術」「ナシのジョイントV字樹形による早期成園化技術」「トルコギキョウを核とした花きの周年生産技術」「タマネギの直播栽培技術」「アユ種苗生産技術」「ウニ識別除去ロボット」がある。なお、令和3年度から、同様な現地実証を「農林水産分野の先端技術展開事業」で行い、令和5年度からは、福島国際研究教育機構に予算を集約して行うこととしている。

また、「福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業」として、平成28年度から令和2年度に、福島県浜通りや避難区域の15市町村を対象とし、農林業に関する作業の効率化、省力化、軽労化に資するロボットの研究開発を実施した。具体的には、①ロボットトラクタの開発及び実証、②除草用ロボットの開発及び実証、③アシストスーツの開発及び実証、④苗木植栽ロボットの開発及び実証、⑤除染後農地の地力測定ロボットの開発、⑥園芸作物（ブロッコリー）の省力型収穫ロボットの開発及び実証、⑦高品質米生産管理技術の開発及び実証、⑧ICT活用による和牛肥育管理技術の開発を支援した。本事業で得られた成果については、ロボットトラクタやアシストスーツのように既に販売されているものや、和牛肥育管理技術のように普及を進めているものなどがある。

図7-5-6 福島イノベーション・構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業
(平成28年度～令和2年度)

事業概要

ロボットトラクタの開発及び実証
平成28年～29年度

アシストスーツの開発及び実証
平成28年～29年度

除草用ロボットの開発及び実証
平成28年～30年度

苗木植栽用ロボットの開発及び実証
平成28年～30年度

ブロッコリー収穫ロボットの開発及び実証
平成30年～令和2年度

農地の地力測定ロボットの開発及び実証
平成30年～令和2年度

概要を見る >

概要を見る >

概要を見る >

概要を見る >

概要を見る >

概要を見る >

高精度測位
・高精度ガイドシステム
・衛星測位

土壤化学性
・pH
・窒素含有率
・鉄含有量

放射線
・セカムラ
・天然核種 [ナトリウム]

「見える」化
・リアルタイム
・スマートマシン
・データの共有

クラウド

トラクタによる省力化

ムラ解消技術

資料) 農林水産協議会「福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業（平成28年度～令和2年度）の情報サイト」<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/fukushima/index.html> (2022年11月16日閲覧)

2. 福島国際研究教育機構

(1) 経緯

1) 概要

福島イノベーション・コースト構想の取組により、廃炉のための研究開発拠点や福島ロボットテストフィールドなどの実証フィールド拠点が整備されるとともに、大学や高等専門学校等と連携した人材育成や、国際大会等の開催による国内外の研究機関等との連携等も進んできている。一方で、同構想については、全体が連携した広がりのある取組にまでは至っていないことなどの課題を踏まえ、令和2年6月、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」により、同拠点の設立に向けた具体的な検討を進めるよう復興庁に対し提言がなされた。さらに、同年12月の復興推進会議において、創造的復興の中核拠点として国際教育研究拠点の新設を決定したことを受け、令和3年11月の復興推進会議において、本拠点の法人形態について、法律に基づき設立される特別の法人とすること等を決定し、令和4年3月に福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の基本構想を策定した。同年2月には、機構設立に係る規定を新設した福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年5月に成立した。同年8月、福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等研究開発基本計画を策定した。同年9月、機構の立地を浪江町とともに、機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることを復興推進会議において決定した。

2) 国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ

令和2年6月8日、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」において「国際教育研究拠点に関する最終とりまとめー福島浜通り地域の復興・創生を目指してー」が示され、国際教育研究拠点の目的、機能、研究分野、組織形態、产学官連携・人材育成等の仕組み、必要な生活環境・まちづくり、今後の工程などについて具体的な提言が行われた。

3) 「国際教育研究拠点の整備について」

令和2年12月18日、復興推進会議において、国際教育研究拠点が、福島イノベーション・コースト構想をさらに発展させて、原子力災害によって甚大な被害に見舞われた福島浜通り地域等の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードしていくため、国内外の英知を結集して、福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行い、発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、そこから得られる知を基に、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設することとした。

4) 「国際教育研究拠点の法人形態等について」

令和3年11月26日、復興推進会議において、新法人の形態は、法律に基づき設立される特別の法人とし、新法人の業務については、関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、

経済産業大臣、環境大臣)が所掌事務の範囲内で内閣総理大臣とともに主務大臣として共管することとした。

5) 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」

第208回通常国会に提出した福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案において、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画として新産業創出等研究開発基本計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、機構を設立することとした。また、機構は、研究開発、研究開発成果の産業化、それらを担う人材の育成等を行うほか、主務大臣(内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣)は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、中期目標(7年)を定めることとした。

図7-5-7 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について(概要)

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律について(概要) [令和4年5月27日公布 法律第54号]

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、福島国際研究教育機構を設立する。

改正の概要

(1) 新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、福島国際研究教育機構が中核的な役割を担うよう定める。

(2) 福島国際研究教育機構の設立

- ① 福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務を行う。
- ② 主務大臣(※)は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、中期目標(7年)を定める。
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ 福島国際研究教育機構は、中期目標に基づき、中期計画(研究開発専門業務以外の業務については、助成等業務実施計画)を作成し、主務大臣の認可を受ける。
- ④ 主務大臣は、毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、CSTI及び福島県知事等の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する協議会を組織する。

福島国際研究教育機構の業務

- (1) 研究開発:新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等
- (2) 産業化:研究開発の成果を普及、活用を促進
- (3) 人材育成:研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動
- (4) 司令塔機能:協議会の設置・運営や協議会の構成員との連携・調整
- (5) 情報収集・発信:研究開発に係る情報・資料の収集・分析・提供等

福島国際研究教育機構の特徴

- (1) 司令塔機能
 - 新産業創出等研究開発基本計画を、福島国際研究教育機構が中核的な役割を担うよう作成。
 - 協議会の設置・運営を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、資料の提出など協力を求めることが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について尊重義務がある。
- (2) 処遇の柔軟性:役職員の報酬・給与等の支給基準において、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性を考慮。
- (3) 民間活力の活用:研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者に対し、出資や人的・技術的援助を行う。
- (4) 情報・データの収集:協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、資料の提出など、協力を求める。

* 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日：令和4年6月17日

資料) 復興庁「第1回福島国際研究教育機構設立委員会会議資料」(2022年11月22日)

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-21/20221122140104.html> (2022年12月14日閲覧)

6) 「福島国際教育研究機構基本構想」

令和4年3月29日、復興推進会議において、機構は、福島を始め東北の復興を実現させるための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すこととされ、

その機能、組織・運営、施設・立地、スケジュール等が具体化された。

図 7-5-8 福島国際研究教育機構基本構想（概要）



7) 「新産業創出等研究開発基本計画」

令和4年8月26日、復興推進会議において、福島復興再生特別措置法第90条第1項に基づき、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や研究開発に係る人材の育成等に関する基本的な計画として、新産業創出等研究開発基本計画を決定し、機構がそれらの取組の中核的な役割を担うよう定めた。

図 7-5-9 新産業創出等研究開発基本計画（概要）

新産業創出等研究開発基本計画の概要①（考え方） [令和4年8月26日内閣総理大臣決定]

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第90条第1項に基づき、内閣総理大臣が、福島復興再生基本方針に即して定める新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画。

我が国の現状

○我が国は、ハブル崩壊後、経済再生に取り組んできたが、グローバルな競争環境等が激変する中で、**30年以上にわたる長期停滞から脱することができずにいる**。この停滞を今こそ打破し、イノベーションを軸とした思い切った成長政策を通じて**経済成長を実現し、大変革を進めていかねばならない**。

○デジタル改革やグリーン成長戦略など、課題解決に向けた政策を推進しているが、我が国が国際競争で再び優位性を發揮するためには、こうした政策を総動員し、**地位の顕著な低下が指摘される科学技術力を、短期間に世界トップレベルに引き上げ、日本再生の原動力としていく必要がある**。

福島からはじめる意義

○原子力災害の被害を最も大きく受けた福島においては、これから復興・再生が本格的に始まる時期となる。

○福島イノベーション・コスト構想による先行的な取組により、福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドなど、これからのイノベーションの起点となる技術の蓄積が始まっている。

○廃炉や放射性物質による汚染などの課題を解決し、さらに強みとなる領域を開拓し、発信・普及していくことを通じて、日本そして世界の課題解決にも貢献できる。

○機関が中核となって行う取組を、**新しい日本を創るリーディングプロジェクトと位置付け、国の総力を挙げて推進していく**。

機関が中核的な役割を担うために行う取組

【国によるリーダーシップ】

➢ 機関の柔軟かつ大胆な運営を確保するためのトップマネジメントを強化するとともに、省庁の縦割りを排して政府一丸となってこれを支援する体制を整備する。

➢ イノベーションの創出には、中期を見据えた研究開発が不可欠であり、安心して研究に専念できるよう、組織的かつ財源的にも長期・安定的な運営体制を構築する。

➢ 復興庁の総合調整機能の下で、復興財源等を活用することにより、可能な限り速やかかつ円滑な機関の立ち上げに取り組む。

【中長期の研究開発を支援する体制整備】

➢ 複数年にわたり研究開発等を円滑に実施するため、予算単年度主義の弊害を排し、様々な手法を用いて、長期・安定的な財政基盤を確保する。

➢ 復興庁の設置期間終了後にも、複数省庁を東南北に横串を刺して総合調整の役割を果たす司令塔機能を引き続き政府内に確保する。

【実証や社会実装の推進】

➢ 研究成果の社会実装等を進め、産業構造や社会システムの転換につながるイノベーションを起こし、その循環により国内外の資金や人材を呼び込む。

➢ 福島にしかない多様な実証フィールド等を最大限活用するとともに、他の地域ではできない実証等を可能とする規制改革を推進する。

【研究人材の確保・育成】

➢ 成果や能力に応じた柔軟な給与等の水準、研究補助者の確保を含む充実した研究環境、若手や女性などの研究者が活躍しやすい環境等を実現する。

➢ 多くの人材が技術革新をリードし社会改革を成し遂げることが重要であるため、連携大学院制度の活用や、高等専門学校との連携、小中高校生向けの教育プログラムの開発を行い、地域の未来を担う若者世代等の人材育成も進めていく。

⇒ **有力な研究者や起業家が集結し、イノベーションの創出が自律的に加速する好循環を形成**
新しい時代を夢見る研究者、起業家が福島の地に集い、実証・実験の成果を各地に展開することで国全体の成長につなげる

1

資料) 復興庁「新産業創出等研究開発基本計画 概要[令和4年8月26日内閣総理大臣決定]」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-21/20220825110933.html> (2022年11月16日閲覧)

図 7-5-10 新産業創出等研究開発基本計画の概要②（機構が担う中核的な役割）

新産業創出等研究開発基本計画の概要②（機構が担う中核的な役割）

施策の推進のための方針

【官民の資源集中によるイノベーションの創出】

➢ 公的資金を呼び水とした民間資金の動員などの取組を推進する

➢ 機構に係る研究のスピンドルにより創業した事業者への出資をはじめ、地域の創業支援事業と連携して科学技術を核とした創業を支えるエコシステム環境を整備する

➢ 機構の事業は、復興に取り組む地域全体に貢献する広域的な取組であることが重要である

【機構の機能発揮のための基盤構築】

➢ 国内外の大学や研究機関等を集積させるため、福島県等が主体的に取り組むまちづくりと緊密に連携し、機構の施設整備を推進する

➢ 研究開発の中で障害となる規制に対し、機構において研究者や企業等からの要望を集約し国等に提案するなど、実地に即した規制緩和を推進する

➢ DX等に対応した研究環境を整備するとともに、研究開発機器等の外部利用を積極的に推進することで好循環を創出する

➢ 國際的な機関とも連携しながら国内外の知見も集積し、世界で活躍する優秀な研究者が柔軟に参画できる研究環境を整備する

等

機構の各機能について

(1) 研究開発機能

○ ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知識の集積・発信の5分野の研究開発を実施する（詳細は次頁）。

(2) 産業化機能

○ 機構発ベンチャーへの出資、企業との共同研究を可能とする**産学連携体制**を構築する。

○ 最先端の設備や実証フィールド等の活用、**大胆な規制緩和**等により、国内外の関係者の参画を推進する。

○ 戰略的な知的財産マネジメント等により、研究者のインセンティブを確保する。

(3) 人材育成機能

○ 我が国が強みをもつ研究分野をリードする大学との**連携大学院制度**を活用する。また、国際原子力機関（IAEA）等と連携し、廃炉の現場にも貢献し得る国際研究者を育成する。

○ 地元の産業界・地方公共団体・大学・高等専門学校等と連携する。小中高校生等が先端的な研究や科学技術に触れる多様な機会を設ける。

○ クロスアポイントメント制度等を活用し、AIやデータサイエンス等にも精通した次世代人材を育成する。

(4) 司令塔機能

○ 協議会を組織し、福島県内の既存施設等の取組に横串を刺す**司令塔としての機能**を最大限に発揮する。

○ ロボット分野に包含される航空宇宙や、エネルギー、放射線科学・創薬医療等の技術分野は、我が国の今後の優位性に寄与し得る。**経済安全保障**の観点からも、研究資源の配分、セキュリティの実施等について戦略的に判断する。

○ 研究の加速や総合調整を図る観点から、基本構想の内容に沿って**既存施設の施設統合**及び**予算集約**を行う。

2

資料) 復興庁「新産業創出等研究開発基本計画 概要[令和4年8月26日内閣総理大臣決定]」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-21/20220825110933.html> (2022年11月16日閲覧)

図 7-5-11 新産業創出等研究開発基本計画の概要③（主な研究開発の内容）

新産業創出等研究開発基本計画の概要③（主な研究開発の内容）

<p>【①ロボット】 廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能となるよう、ロボット等の研究開発を行う。 (研究開発の内容) ○高い専門性・信頼性を必要とする廃炉作業ロボットについて、触覚フィードバック等の遠隔操作技術を導入し、システムの概念実証を実施し、その後、実用化に向けた試作機の開発を目指す。 ○ドローンに搭載可能な水素ガスクーピン等の研究開発や福島RTF等を活用した実証により、長時間飛行・高重量積載を実現し、カーボンニュートラルを達成する水素ドローンの実証機を開発する。 </p>	<p>【②農林水産業】 スマート農業やカーボンニュートラル等を通じた地域循環型経済モデルの構築を目指し、超省力・低コストな持続性の高い農林水産業に向けた実証研究を行う。 (研究開発の内容) ○複数の場を自律的に移動・作業する自動走行トラクタや地産地消型エネルギー・システム、農林水産資源の循環利用等の実証研究を行い、地域循環型経済モデルのプロトタイプの提示を目指す。 ○農林水産資源の開発のための有用性評価等に係るデータ基盤を整備し、その後、大学、民間企業等との共同研究による製品開発等の実用化プロジェクトを実施する。 </p>	<p>【③エネルギー】 福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地とする。 (研究開発の内容) ○水素エネルギー・ネットワークを構築するため、電力を水素として高効率に貯蔵・利用するシステム等を開発し、その後、地域内水素エネルギー制御システムを開発する。 ○ネガティブエミッションのコア技術となる、大規模なCO₂吸収に資する植物・藻類等のポテンシャル評価、性能・生産性向上等及び利用技術の研究開発を行う。 </p>
<p>【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】 オールジャパンの研究推進体制の構築と放射線科学に関する基礎基盤研究やR&Iの先端的な医療利用・創薬技術開発及び放射線産業利用を実現する。 (研究開発の内容) ○アルファ線放出核種等を用いた新たなR&I医薬品の開発等を行。また、加速器を利用したR&Iの製造技術など創薬医療分野における世界最先端の研究開発を一連的に推進する。 ○自動車等の大型部品等を丸ごと計測し、効率的にデジタル化して活用する技術の開発に向け、超大型X線CTの開発、CT画像の高画質化及びそのシミュレーション適用のための技術開発に取り組む。</p>	<p>【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】 自然科学と社会科学の研究成果等の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する。 (研究開発の内容) ○放射性物質の環境動態の解明や将来予測のため、放射性物質の移行等に関する予測モデルを開発し、生態系への影響評面など社会的課題の検討に資する基礎的なデータや知見の提供を行う。 ○ICRU等の国際会議の招致とともに、国内研究者等が参加するシンポジウムを開催し、復興に関する情報発信等を行う。</p>	

資料) 復興庁「新産業創出等研究開発基本計画 概要[令和4年8月26日内閣総理大臣決定]」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-21/20220825110933.html> (2022年11月16日閲覧)

8) 福島国際研究教育機構の立地について

機構の立地及び仮事務所の立地については、避難指示区域が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて福島県が検討し、その意見を尊重して国が決定することとしている。令和4年5月、市町村より立地提案の意向が表明され、同年8月、福島県から復興庁に対して、立地に関する県の意見が回答された。同年9月16日、福島県からの意見を尊重して、同機構の立地を福島県浪江町とともに、機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることを復興推進会議において決定した。

(2) 福島国際研究教育機構の概要

機構は、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すこととしている。機構は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、研究開発、研究開発成果の产业化、これらを担う人材の育成並びに既存施設等に横串を刺す司令塔機能に係る業務を行う。

研究開発については、①ロボット分野、②農林水産業分野、③エネルギー分野、④放射線科学・

創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を実施する。産業化については、产学連携体制の構築や実証フィールドの積極的な活用、戦略的な知的財産マネジメントを行うことにより、機構における研究開発を実用化や新産業の創出につなげていく。人材育成については、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等に対する人材育成を行うことにより、長期にわたり復興をリードしていく人材の輩出を図る。司令塔機能については、既存施設等に横串を刺す協議会の設置・運営を行うとともに、研究の加速や総合調整のため一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約することとしている。

図 7-5-12 福島国際研究教育機構の概要



資料) 復興庁「第1回福島国際研究教育機構設立委員会会議資料」(2022年11月22日)

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-21/20221122140104.html> (2022年12月14日閲覧)

3. 福島新エネ社会構想

(1) 概要

平成28年3月5日、安倍内閣総理大臣（当時）が福島県を訪問した際に、官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」を設置し、具体的な検討を始めるよう経済産業大臣に指示をしたのを踏まえ、平成28年9月7日に開催された第3回福島新エネ社会構想実現会議において、「福島新エネ社会構想」が策定された。

本構想は、福島イノベーション・コースト構想におけるエネルギー分野の取組を加速し、福島復興の後押しを一層強化すべく、福島県全体を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指しており、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を柱として、国、福島県、関連機関等が構想実現に向けて実施する具体的な取組内容をまとめている。

その後、本構想の第2フェーズ（令和3～12年度）を迎えるに当たり、令和3年2月に第7回福島新エネ社会構想実現会議を開催し、菅内閣総理大臣（当時）が宣言した「2050年カーボンニュートラルの実現」という新たな目標を踏まえ、「再生可能エネルギー」、「水素」を柱として、これまでの「導入拡大」に加え「社会実装」のフェーズにすることを目指し、本構想が改定された。

(2) 福島新エネ社会構想実現会議

平成28年3月27日、資源エネルギー庁長官を議長とし、関係省庁、福島県、関係機関等が出席する中、「福島新エネ社会構想実現会議」が設立され、令和3年までの間、計7回開催された。

本会議では、福島新エネ社会構想の実現に向け、本構想の方向性や課題、各取組内容の進捗状況などについて議論・共有を行っている。

(3) 福島新エネ社会構想に係る主な取組

「再生可能エネルギーの導入拡大」に向けて、共用送電線増強に取り組んでおり、平成29年3月15日に送電事業会社を設立した。増強予定の共用送電線総延長約80kmのうち福島県沿岸部を中心とする送電線約53km及び太陽光発電設備（合計約230MW）について整備が完了し、令和2年1月より送電事業が開始された。引き続き、阿武隈山地ルートにおける残りの共用送電線及び風力発電設備（約360MW）の整備を進めていく。

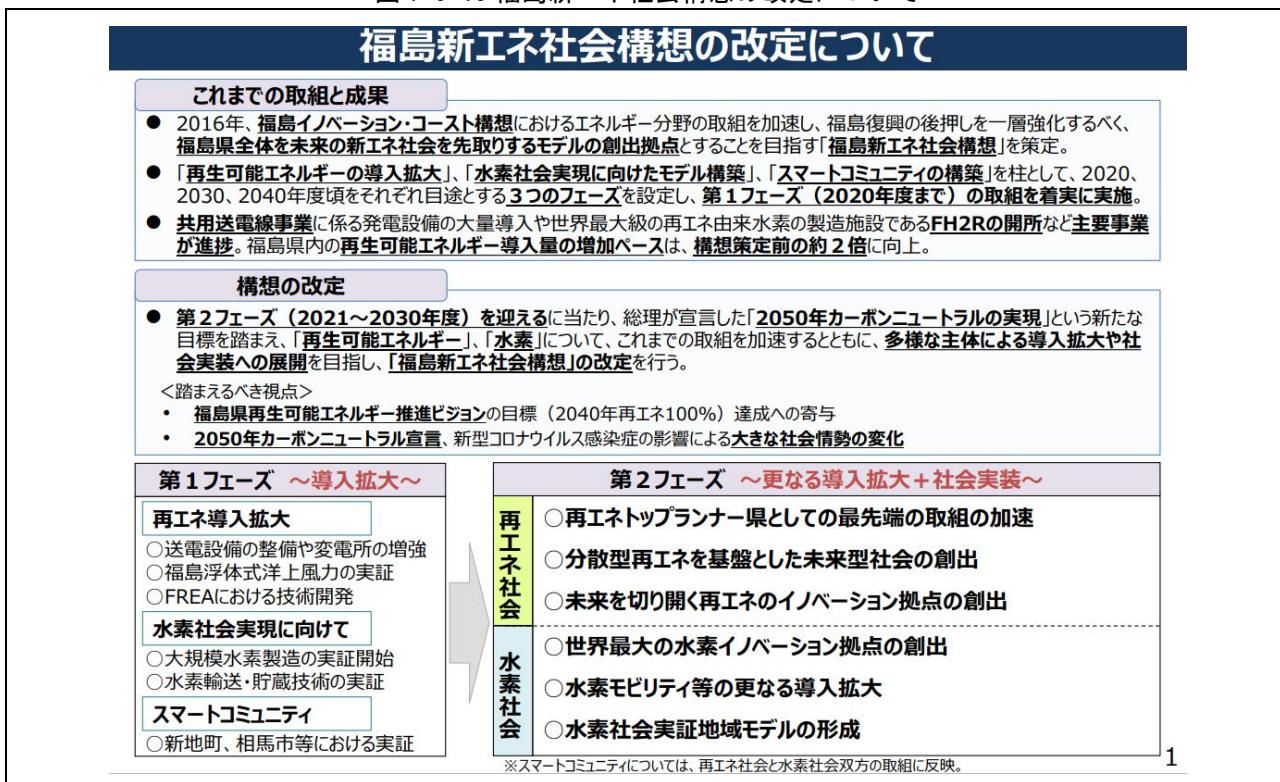
「水素社会の実現」に向けて、浪江町に世界有数となる1万kWの水電解装置により再生可能エネルギー等から水素を製造する「福島水素エネルギー研究フィールド」が令和2年3月に開所した。ここで製造した水素は、福島県内の水素ステーションや、福島市のあづま運動公園に加えて、道の駅なみえの燃料電池等に供給されており、さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における聖火台や一部の聖火リレートーチ、選手村の燃料電池等にも活用された。

また、水素ステーションの増設が進んでおり、県内6か所整備されているほか、水素利活用による工場の脱炭素化実証が開始するなど、水素社会の実現に向けた動きが進展している。

「スマートコミュニティの構築」に向けて、相馬市、新地町、檜葉町、浪江町、葛尾村の5市町村が再生可能エネルギーや蓄電池等の技術を活用したエネルギー・マネジメントシステムの整備を

令和2年度までに実施した。

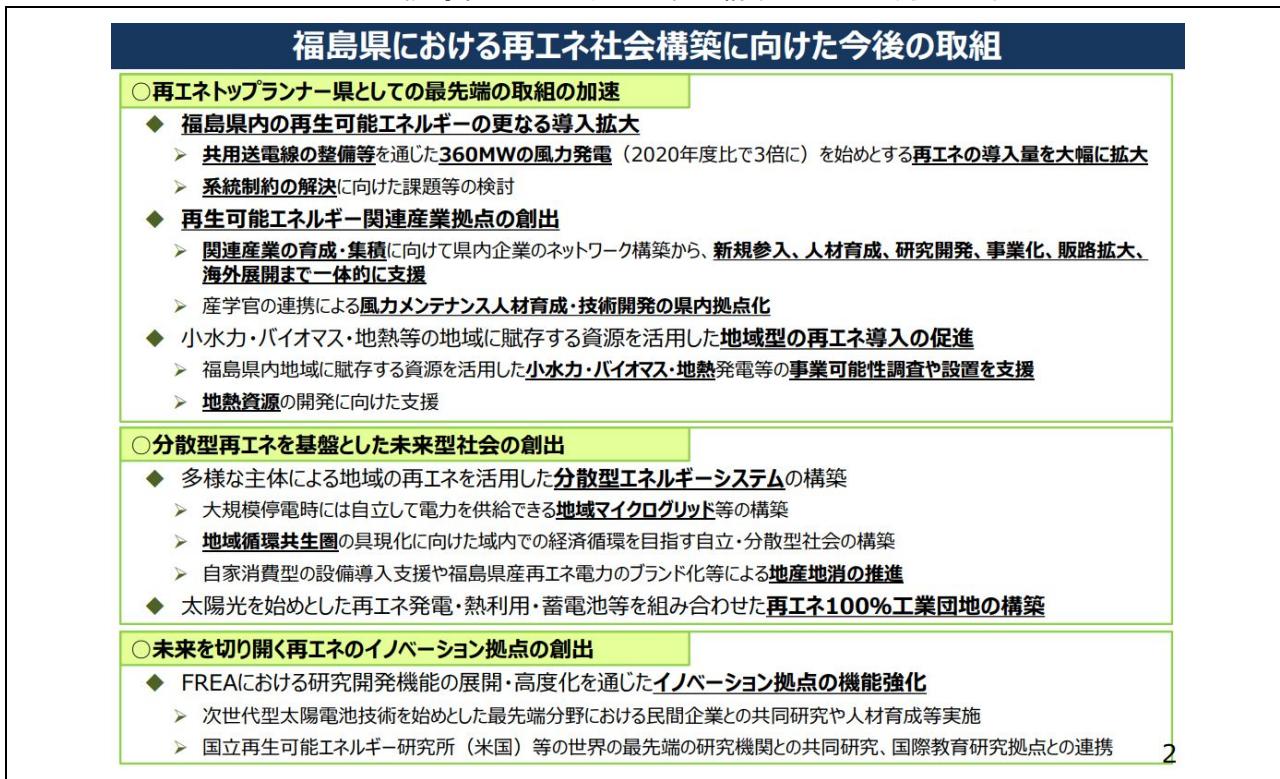
図 7-5-13 福島新エネ社会構想の改定について



資料) 経済産業省 資源エネルギー庁「福島新エネ社会構想（2021年2月改定版）概要」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/fukushima_vision/pdf/fukushima_vision_rev_summary_ja.pdf (2022年11月16日閲覧)

図 7-5-14 福島県における再エネ社会構築に向けた今後の取組



資料) 経済産業省 資源エネルギー庁「福島新エネ社会構想（2021年2月改定版）概要」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/fukushima_vision/pdf/fukushima_vision_rev_summary_ja.pdf (2022年11月16日閲覧)

図 7-5-15 福島県における水素社会実現に向けた今後の取組

福島県における水素社会実現に向けた今後の取組	
○世界最大の水素イノベーション拠点の創出	<ul style="list-style-type: none">◆ 2021年度以降における福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R） の最大限の活用<ul style="list-style-type: none">➢ 高効率で低コスト、かつ再エネの最大限の導入にも資する<u>水素製造システムの開発を加速</u>➢ <u>水電解装置の更なる大型化・モジュール化</u>に係る技術開発を推進◆ 国際的な展開を視野に入れた取組の着実な実施<ul style="list-style-type: none">➢ 国内外の<u>水電解装置</u>について<u>システムとして統一的に性能評価等が可能なプラットフォームの構築</u>を推進➢ 国内外の関係機関との<u>研究成果の共有や共同研究の実施</u>等により、国際教育研究拠点を含む<u>グローバルな水素研究ネットワーク</u>の構築を推進
○水素モビリティ等の更なる導入拡大	<ul style="list-style-type: none">◆ <u>水素STの更なる展開を推進</u>するとともに、<u>FCV・FCバス</u>に加え、開発が進みつつある<u>FCトラック</u>等の<u>新たな水素モビリティの導入</u>を推進◆ 2021年度中に、FCトラック等の大型水素モビリティに対応する水素STの開発に係る実証設備の建設に着手
○水素社会実証地域モデルの形成	<ul style="list-style-type: none">◆ <u>公共施設・駅などに燃料電池を導入し、これに水素STやFCバスの導入</u>を組み合わせた水素利活用のモデル形成を、2021年度から一層加速◆ <u>水素・アンモニア等次世代エネルギーの輸入・貯蔵・利活用等</u>を図るカーボンニュートラルポートの形成を推進◆ <u>工場の熱需要等のゼロエミッション化</u>に向け<u>水素ボイラーや水素ガスコジェネ、FCフォークリフトの導入</u>を推進◆ 福島ロボットテストフィールドと連携した<u>FCローンの開発・実証</u>を推進◆ 既存の<u>地下の配管等を活用した効率的な水素の供給モデル</u>の確立を推進◆ 東京2020オリンピック大会など、福島県産水素の県外での活用等を通じた情報発信◆ これらのモデル形成や研究開発等を通じ、<u>水素関連産業の育成・集積</u>を目指す

3

資料) 経済産業省 資源エネルギー庁「福島新エネ社会構想（2021年2月改定版）概要」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/fukushima_vision/pdf/fukushima_vision_rev_summary_ja.pdf (2022年11月16日閲覧)

7章 原子力災害固有の対応

6節 事業者・農林漁業者の再建

1. 福島相双復興官民合同チーム

(1) 概要・経緯

原子力災害で被災された事業者の事業・なりわいの再建のため、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、平成27年8月24日に、国、福島県、民間（福島相双復興推進機構）からなる「福島相双復興官民合同チーム」が創設された。翌年、平成28年12月に福島相双復興推進機構は公益社団法人化した。

福島復興再生特別措置法一部改正（平成29年5月）にて、福島相双復興推進機構からの要請に応じて、国職員を、その身分を持ったまま同機構に派遣できる旨が規定され、平成29年7月から、同機構に国職員を派遣している。これにより、国・県・民間の職員がより一体的に業務を行うための体制強化が実現した。

(2) 官民合同チームの目的

- 東日本大震災により被災し、東電福島第一原発及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）の復興・創生
- 「東日本大震災当時、当該地域において事業を営んでいた方々」「浜通り地域等（当該地域並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。）において水産関係の仲買・加工業等を営む方々」の事業再開・継続
- 東日本大震災当時、当該地域に居住されていた方々の生活再建等に寄与することを目的としている。

(3) 取組・支援

官民合同チームは、被災事業者への個別訪問を通じて、専門家によるコンサルティングや設備投資、人材確保、販路開拓等、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施している。現在、福島県内及び東京都内の6拠点に常駐し、令和5年1月末までに約5,700の事業者を訪問した。また、平成29年4月から農業者に対する個別訪問を開始し、令和5年1月末までに約2,500の農業者を訪問した。平成29年9月からは12市町村へのまちづくりの専門家支援を、平成31年4月からは域外から創業等に取り組む者へのコンサルティング支援を開始している。

令和3年5月には、12市町村に加え、3市町（いわき市、相馬市、新地町）の水産仲買・加工業者等を支援対象に追加し、令和5年1月末までに99の事業者を訪問し、64の事業者に対して人材確保、販路開拓支援等を実施した。

原子力災害被災地域の産業復興（農林水産業の復興を含む）については、6章にも掲載する。

2. 事業・なりわいの再建に向けた取組

(1) 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業

事業者の帰還、事業・なりわいの再建を通じ、働く場の創出やまち機能の早期回復を図るため、被災 12 市町村における被災事業者による事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開を行う取組を支援している。具体的には、原子力災害発生時に 12 市町村内で事業を行っていた中小事業者又は社会福祉法人が、12 市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合、及び原子力災害後に休業していた者又は休業していたとみなせる者¹で 12 市町村外（福島県外を含む）において事業再開等を行う場合を補助の対象としており、令和 3 年度までに 1,229 件を採択した。

(2) 創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業

働く場・買い物をする場など、まち機能を早期に回復し、被災事業者によるなりわいの再建等を後押しするため、被災 12 市町村における創業及び 12 市町村外からの事業展開等を支援している。具体的には、12 市町村において新たに創業する者や域外から 12 市町村に事業展開を行う者を対象に、創業や事業展開等に際して必要となる設備投資等に係る費用の一部を補助しており、令和 3 年度までに 114 件を採択した。

(3) 6 次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業

被災 12 市町村の事業者が抱える販路拡大の課題の解決に向けて、12 市町村内外で販路開拓や新たなビジネス創出へ向けた事業者間のマッチング支援をしている。具体的な支援は以下である。

- 事業者を個別訪問してヒアリング調査を行い、課題やニーズを的確に把握する。
- 調査後、事業者のニーズに対応する専門人材や専門家等のコーディネートを行う。
- 各事業者の課題に対応した、販路開拓・ビジネスの創出等を支援する。

令和 3 年度までに約 230 事業者を支援し、約 1,200 件の新規販路開拓を実現した。

(4) 人材確保支援事業

被災 12 市町村の事業者が抱える人材確保の課題解決に向けて、12 市町村の事業者が行う人材を確保するための活動を支援している。具体的な支援は以下である。

- 事業再開等を希望される事業者等のもとに人材コーディネーターが訪問して、必要とされる人材の要件を丁寧にヒアリングし、ニーズを整理する。
- 整理したニーズに基づいて、求人広告媒体を活用し、事業者の伝えたい思いを反映した求人の作成や公開を支援する。
- 12 市町村内の事業者への就職に引越等の移転を伴う際は、支度金を給付（上限 30 万円）する。

¹ 「休業していたとみなせる者」とは、直近の売上高が震災前の 50% 以下又は帰還困難区域等において原子力災害発生時に事業を行っていた者（ただし、12 市町村内で既に事業再開している方は含まれない）である。

令和3年度までに約970事業者を支援し、約2,900名の採用を実現した。

(5) つながり創出を通じた地域活性化支援事業

被災12市町村における被災者の人々とのつながりを創出し、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を支援している。

具体的には、復興に取り組む団体を対象に、地域の合意形成、取組内容の検討、及び専門家の招聘等にかかるソフト面の経費を補助しており、令和3年度までに568件を採択した。

